

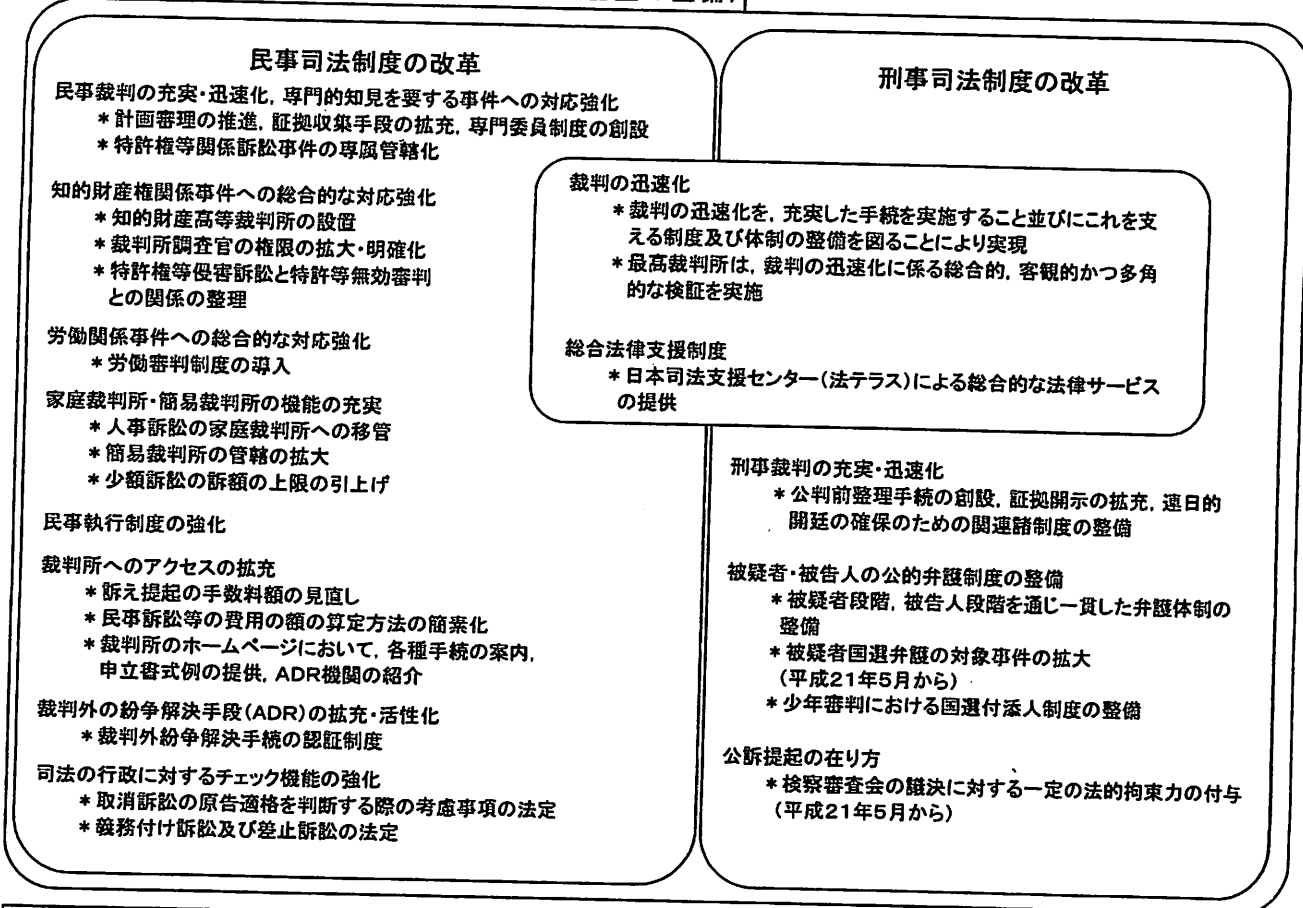
平成26年度判事任官者実務研究会

資 料 目 録

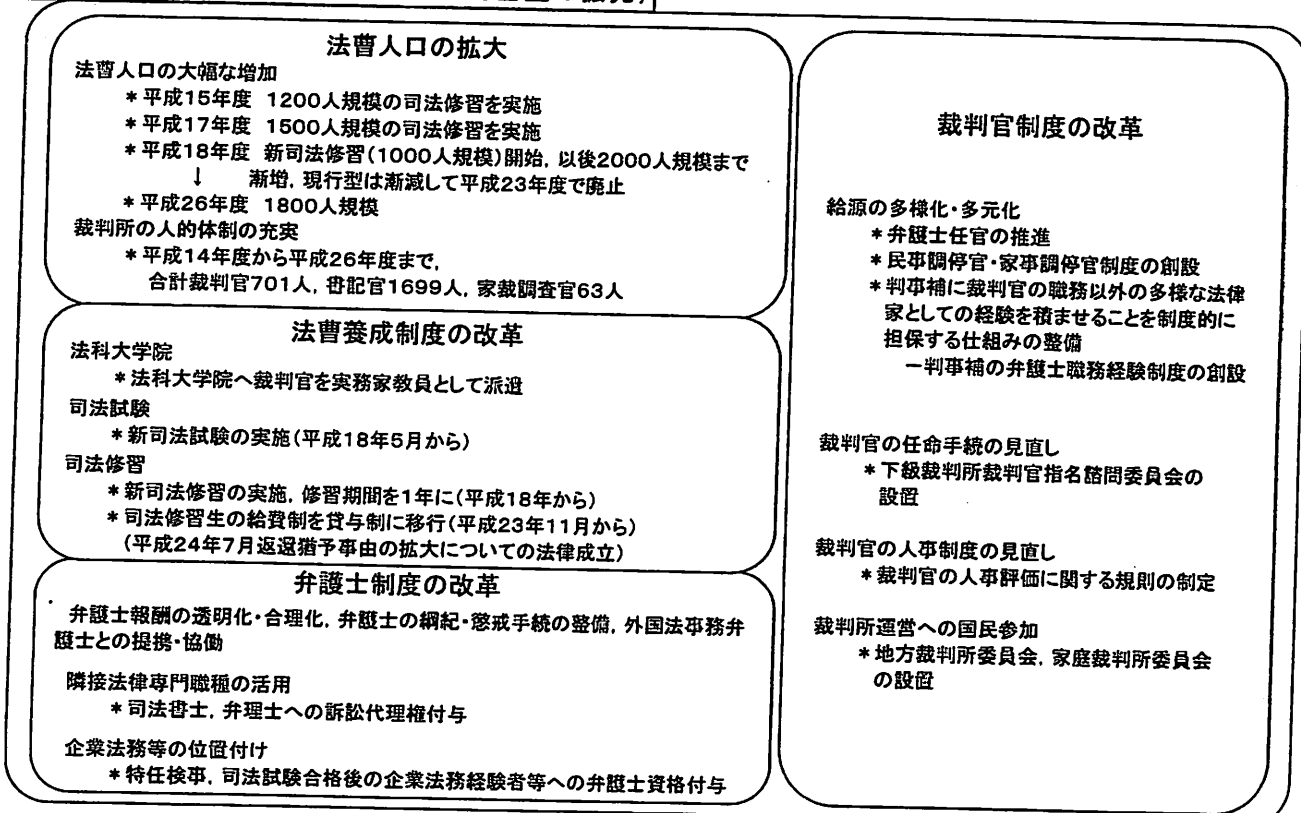
- 資料1 司法制度改革の全体像
- 資料2 司法制度改革の流れ
- 資料3 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成26年度）
- 資料4 裁判所の新受事件の推移（下級裁判所）
- 資料5 過去20年間（平成6年～平成25年）の平均審理期間の推移
- 資料6 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について
- 資料7 過去10年間の裁判官及び裁判官以外の職員の増員数の推移

# 司法制度改革の全体像

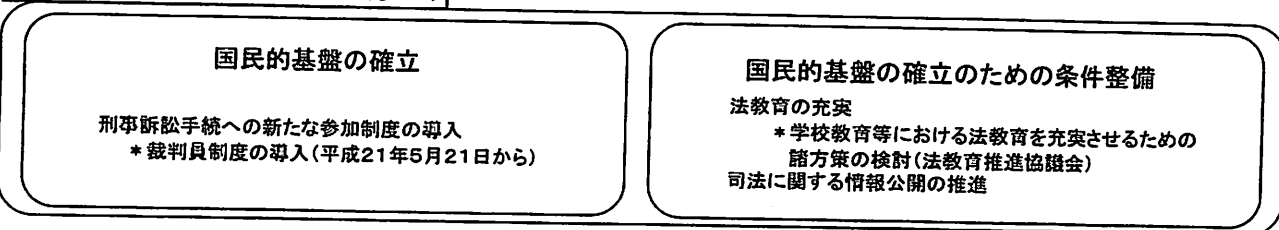
## 国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)



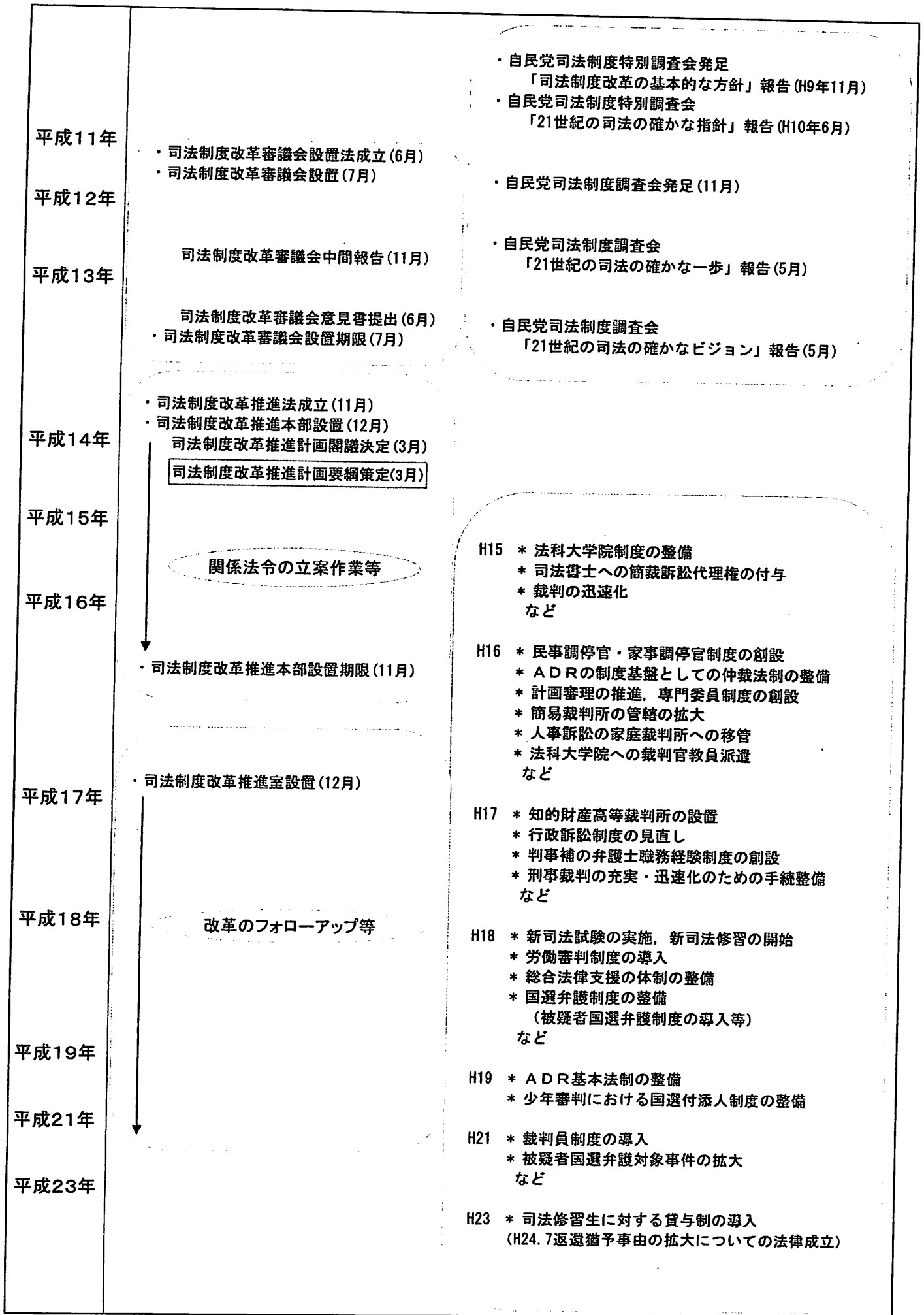
## 司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)



## 国民的基盤の確立(国民の司法参加)



# 司法制度改革の流れ



## 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成26年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁判官	最高裁長官・最高裁判事・高裁長官	23
	判 事	1,921
	判 事 補	1,000
	簡 易 裁 判 所 判 事	806
	計	3,750
一般職	書 記 官	9,732
	速 記 官	230
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,596
	事 務 官	9,315
	そ の 他	1,117
	計	21,990
合 計		25,740

裁判所の新受事件の推移 (下級裁判所)

	高 裁			地 裁					家 裁					簡 裁				
	民事訴訟	刑事訴訟	計	民 事			刑事訴訟	計	家 事		人 事 訴訟	少 年 一般保護	計	民 事			刑事訴訟	計
				訴 訟	執 行	破 産			審 判	調 停				訴 訟	督 促	調 停		
	指 数 A × 100																	
数																		
A 16年	17,865	9,162	27,027	145,497	341,717	220,261	113,464	820,939	533,654	133,227	8,176	202,953	878,010	371,527	504,283	439,173	19,375	1,334,358
17年	17,744	9,331	27,075	138,900	313,815	193,179	111,730	757,624	548,834	129,876	11,590	183,434	873,734	379,751	474,440	321,383	18,491	1,194,068
18年	17,081	9,239	26,320	154,892	290,183	174,861	106,020	725,956	572,781	129,690	11,156	167,808	881,435	421,609	440,392	302,528	17,308	1,181,837
19年	17,154	8,186	25,340	189,037	259,475	157,889	97,828	704,229	583,426	130,061	11,488	155,353	880,328	498,312	364,665	254,013	14,178	1,131,168
20年	17,407	7,805	25,212	206,952	277,379	140,941	93,568	718,840	596,945	131,093	10,856	139,966	878,860	573,299	388,230	148,242	13,678	1,123,449
21年	17,513	7,229	24,742	243,909	267,331	137,957	92,777	741,974	621,316	138,240	10,980	138,806	909,342	680,009	420,196	105,637	13,506	1,219,348
22年	21,085	6,803	27,888	238,889	247,643	131,370	86,387	704,289	633,337	140,557	11,522	132,650	918,066	605,176	351,451	79,535	12,164	1,048,326
23年	21,165	6,824	27,989	212,596	230,293	110,449	80,608	633,946	636,757	137,390	11,537	123,563	909,247	540,932	329,114	63,009	11,113	944,168
24年	21,133	6,556	27,689	175,764	222,796	92,552	76,588	567,700	672,690	141,802	11,583	107,280	933,355	419,572	281,724	48,627	10,105	760,028
B 25年	19,005	6,091	25,096	158,660	213,292	81,136	71,771	524,859	734,228	139,593	10,735	97,985	982,541	347,333	256,359	42,821	9,842	656,355
指 数 A × 100	106	66	93	109	62	37	63	64	138	105	131	48	112	93	51	10	51	49
平成24年	21,133	6,556	27,689	175,764	222,796	92,552	76,588	567,700	672,690	141,802	11,583	107,280	933,355	419,572	281,724	48,627	10,105	760,028
平成25年	19,005	6,091	25,096	158,660	213,292	81,136	71,771	524,859	734,228	139,593	10,735	97,985	982,541	347,333	256,359	42,821	9,842	656,355
増・減(-)	-10.1%	-7.1%	-9.4%	-9.7%	-4.3%	-12.3%	-6.3%	-7.5%	9.1%	-1.6%	-7.3%	-8.7%	5.3%	-17.2%	-9.0%	-11.9%	-2.6%	-13.6%
	-2,128	-465	-2,593	-17,104	-9,504	-11,416	-4,817	-42,841	61,538	-2,209	-848	-9,295	49,186	-72,239	-25,365	-5,806	-263	-103,673

- (注) 1 高・地・簡裁の民事訴訟事件は、それぞれ、次に掲げる事件の合計である。  
 高裁…控訴, 上告, 再審(訴訟), 行政第一審, 行政控訴, 行政再審(訴訟)  
 地裁…通常訴訟, 人事訴訟, 手形・小切手訴訟, 控訴, 再審(訴訟), 行政第一審訴訟, 行政再審(訴訟)  
 簡裁…通常訴訟, 手形・小切手訴訟, 再審(訴訟) (平成10年以降は、このほか、少額訴訟, 少額訴訟判決に対する異議申立を含む。)  
 2 地裁の執行事件は、強制執行(不動産, 債権), 配当等手続, 担保権実行としての競売(不動産, 債権)及び財産開示の合計数である。  
 3 家裁の人事訴訟には、人事訴訟に係る請求の原因によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを含む。  
 4 少年の一般保護事件には、準少年保護を含む。  
 5 増・減の欄は、平成25年の事件数を平成24年の事件数と比較したもので、上段は増減の割合(パーセント)を示す。

過去20年間（平成6年～平成25年）の平均審理期間の推移（単位：月）

	既 済						未 済					
	高 裁		地 裁		簡 裁		高 裁		地 裁		簡 裁	
	民 事 通 常 控 訴 審	刑 事 控 訴 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 控 訴 審	刑 事 控 訴 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審
6	10.9	4.6	9.8	3.3	2.6	2.3	9.5	5.8	14.5	4.8	4.2	2.1
7	10.6	4.8	10.1	3.3	2.5	2.3	9.1	4.9	14.5	4.5	4.2	2.0
8	9.9	4.3	10.2	3.2	2.4	2.3	9.1	4.6	14.2	4.5	4.1	2.0
9	9.9	4.1	10.0	3.1	2.4	2.2	9.1	4.6	13.6	4.3	4.0	1.9
10	9.8	4.1	9.3	3.1	2.3	2.2	9.3	4.1	13.2	4.2	3.7	1.8
11	9.0	3.9	9.2	3.2	2.2	2.2	9.0	3.8	12.6	3.6	3.7	2.0
12	8.4	3.7	8.8	3.2	2.1	2.2	8.3	3.6	11.7	3.4	3.5	1.8
13	7.9	3.9	8.5	3.3	2.0	2.3	7.4	3.3	11.2	3.4	3.4	1.7
14	7.4	3.7	8.3	3.2	2.0	2.2	7.0	3.3	10.9	3.4	3.4	1.7
15	7.1	3.6	8.2	3.2	2.0	2.3	6.8	3.0	10.3	3.4	3.4	1.6
16	6.9	3.3	8.3	3.2	2.0	2.3	6.5	3.0	10.5	3.4	3.4	1.6
17	6.5	3.3	8.4	3.2	2.1	2.2	6.0	2.8	9.9	3.4	3.3	1.7
18	6.2	3.2	7.8	3.1	2.1	2.1	5.6	2.8	9.1	3.3	3.2	1.6
19	5.9	3.3	6.8	3.0	2.2	2.1	5.8	2.7	8.5	3.2	3.2	1.6
20	5.9	3.1	6.5	2.9	2.3	2.0	5.7	2.8	8.3	2.9	3.3	1.6
21	6.0	3.2	6.5	2.9	2.6	2.0	5.4	2.7	7.7	3.0	3.4	1.6
22	5.6	3.2	6.8	2.9	2.8	2.1	5.3	2.5	8.3	3.2	3.4	1.6
23	5.9	3.1	7.5	3.0	2.9	2.1	5.2	2.7	9.0	3.2	3.5	1.6
24	5.4	3.1	7.8	3.0	2.6	2.1	5.5	2.9	9.3	3.4	3.6	1.8
25	5.2	3.2	8.2	3.1	2.6	2.0	6.3	2.5	9.7	3.1	3.9	1.7

- (注) 1 民事（既済）は再審事件を含む（ただし、平成10年以降は再審事件を含まない）。  
 2 刑事（既済）は再審事件を含む。  
 3 民事（未済）は中断・中止を除く（ただし、平成11年以降は中断・中止を含む）。  
 4 簡裁民事の平成10年以降は少額訴訟から通常移行したものを含む。

内人第 172 号

平成 26 年 7 月 25 日

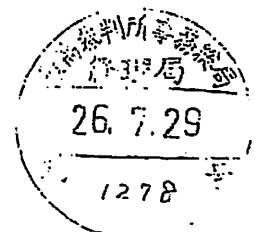
最高裁判所事務総長 殿

内閣官房長官

「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について

本日、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」を別紙 1 のとおり閣議決定いたしましたので、送付いたします。

また、本日、「国の行政組織の機構・定員管理に関する方針」についても、別紙 2 のとおり閣議決定いたしましたので、御協力願いたく参考までに送付いたします。



## 国家公務員の総人件費に関する基本方針

平成26年7月25日  
閣議決定

国家公務員の総人件費については、以下の基本方針に基づき、関連する各制度について、必要な見直しを行いつつ総合的に運用するものとする。

### 1. 基本的考え方

- (1) 内閣の重要政策に対応するため、幹部職員人事の一元管理、人事行政及び組織管理を一体として行うことを通じ、府省の枠を超えた戦略的・機動的な人材配置の実現を目指す。このため、人的資源及び人件費予算の効果的な配分を行う。
- (2) 厳しい財政事情に鑑み、職員構成の高齢化や雇用と年金の接続に伴う構造的な人件費の増加を抑制するとともに、簡素で効率的な行政組織・体制を確立することにより、総人件費の抑制を図る。
- (3) 行政ニーズの変化に対応した行政組織の不断の見直し、組織活力の向上や人材の確保・育成、公務能率の向上に取り組み、コストパフォーマンスの高い政府の組織体制を確立することで、人件費の生み出す価値を一層高める。
- (4) あわせて、総人件費に関連する各制度及びその運用状況について国民の理解を得るよう努める。

### 2. 給与及び退職給付

給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する。

また、職員の士気や組織活力の向上を図るとともに、国民の理解を得る観点から、地域の民間賃金や60歳超を含む高齢層従業員の給与の実態も踏まえつつ、能力・実績の給与への一層の反映や給与カーブの見直し等を推進する。

さらに、退職給付（退職手当及び年金払い退職給付（使用者拠出分））について、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて、官民均衡を確保する。また、職員の年齢別構成を適正化し、組織活力の向上を図る観点から早期退職募集制度を活用する。

### 3. 機構・定員及び級別定数

国の行政機関の機構管理については、行政ニーズの変化に的確に対応しつつ、簡素で効率的な行政組織の確立を図るため、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを行い、内閣の重要政策に戦略的・機動的に対応するための機構配置・再編を図る。

定員管理については、これまでの取組により主要先進国と比較してスリムな行政組織となっているが、厳しい財政事情にも鑑み、ICTの活用などの業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むとともに、府省の枠にとらわれず定員の再配置を大胆に進め、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

級別定数及び指定職の号俸については、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理にも資するよう、内閣の重要政策に対応できる体制を機構・定員管理と一体となって実現する。その際、複雑・高度化、ICTの活用などの業務の変化に応じ、官職の職責を適切に評価する。これらに当たり、適正な勤務条件の確保の観点からの人事院の意見を十分に尊重する。

### 4. 人件費の生み出す価値の向上

人件費の生み出す価値を一層高める観点から、①適切な退職管理の実施と有為な人材の計画的な採用による組織活力向上、②人事交流の推進や研修等を通じた計画的な人材育成、③人事評価の的確な実施とその結果の反映を通じた能力・実績主義に基づく人事の推進、④女性の採用・登用の拡大と職員が働きやすい環境の整備、⑤意欲と能力を有する高齢層職員の活用、⑥業務運営の見直しやマネジメントの改革を通じた働き方の改革を推進する。

### 5. その他

内閣総理大臣は、上記の方針を踏まえ、毎年度、概算要求前に、人件費予算の配分の方針を定めるものとする。

国の行政機関の機構・定員管理に関する方針  
－ 戦略的人材配置の実現に向けて －

〔平成26年7月25日〕  
閣議決定

国家公務員の総人件費に関する基本方針(平成26年7月25日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、各年度の国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を以下のとおり定める。

内閣人事局は、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対処できるよう、この方針の下、毎年度の機構・定員管理において、各年度に策定する人件費予算の配分の方針で示す内閣としての重点分野に沿って審査を行い、府省の枠を超えた戦略的な機構・定員配置を推進する。

1. 機構管理の方針

国の行政機関の機構管理については、基本方針で示された、行政ニーズの変化に的確に対応する簡素で効率的な行政組織の確立を推進するため、以下の方針に沿って行うものとする。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機構の再配置を推進する。
- ② このため、各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機構再編についても検討するものとする。内閣官房については、内閣及び内閣総理大臣を直接に補佐する機関であることに鑑み、その機構の新設・再編に当たっては、政策の重要度等を踏まえ、府省の枠を超えた柔軟な機構管理を行う。
- ③ 年度途中で顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、毎年度の機構要求・審査手続によることなく、年度途中の機構要求・審査を行うなど機動的・弾力的な機構管理を行う。
- ④ ③のほか、内閣の喫緊かつ重要な課題に対応するため、必要に応じて設置される内閣審議官等について、より柔軟に活用できるようにするものとする。

2. 定員管理の方針

各府省の国家公務員の定員管理については、基本方針に基づき、府省の枠にと

らわれない定員の再配置を的確に実施し、国の行政が適切に運営されるよう、以下の方針に沿って行うものとする。

#### (1) 計画期間中の定員管理

- ① 各府省の定員の合理化については、ICTの活用など行政の業務改革の取組を推進しつつ、計画的に実施することとし、平成27年度以降、5年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度末定員比で毎年2%(5年10%)以上を合理化することを基本とする。内閣人事局は、各府省の直近の定員の動向等を反映して、5年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知する。
- ② 各府省は、業務改革の取組を具体的に推進しつつ、定員の合理化を行い、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図るものとする。その際、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数の一部については、内閣人事局の定めるところにより、業務改革による定員合理化の具体的な取組と併せて、再配置の要求を行うことができることとする。これに係る合理化目標数については、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、5年の計画期間内において、各年度に実施する合理化の員数を弾力化できることとする。
- ③ 上記のほか、各府省は、不断に業務改革に取り組み、定員合理化に努めるものとする。

#### (2) 各年度の定員管理

- ① 内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現する観点から、府省の枠を超えて、大胆に定員の再配置を推進する。
- ② 内閣の重要政策として相当規模の増員が必要な行政需要に係る事務・事業や複数府省にまたがる事務・事業については、関連する他の府省からの定員の振替に積極的に取り組むこととする。
- ③ 各府省は、業務量に応じた業務実施体制や効率的・効果的な業務処理の在り方について不断に検証を行うとともに、行政事業レビューや政策評価の結果、行政評価等による勧告等を反映し、定員配置の最適化を図ることとする。

各府省の業務改革の取組を推進するため、総務省は、毎年度の機構・定員要求までに、各府省の業務改革の取組状況や業務の実施体制を点検し、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(以下「取組方針」という。)を策定する。各府省は、取組方針を踏まえて機構・定員要求を行い、内閣人事局は、各府省の業務改革の取組を機構・定員の審査に適切に反映させる。総務省及び内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況

を毎年度取りまとめ、公表する。

- ④ 新規増員は、政府の新たな重要課題に適切に対処するため、政府全体の人的資源の戦略的な再配置を実現する観点から、特に必要が認められる場合に限ることとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。
- ⑤ 年度途中で顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、定員上の措置を含め、機動的・弾力的に対応する。

### 3. その他

- ① 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間の実人員の移動の推進に努めるものとする。
- ② 各府省は、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに内閣人事局に報告するものとする。
- ③ 公庫等の職員についても、この方針に準じて措置するものとする。

## 平成27年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成26年7月25日  
内閣総理大臣決定

### 1. 平成27年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成27年度においては、東日本大震災からの復興の加速化に適切に対応するとともに、総合的な外交力の強化、治安や海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫(CIQ)の体制整備など、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に掲げられた内閣の重要政策に係る取組を推進する体制を重点的に整備する。

そのため、平成27年度の国家公務員の人件費予算の配分については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、総人件費を抑制しつつ、各府省における所要の体制整備の裏付けとなる人件費予算の確保を図る。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定(指定制については号俸の格付。以下同じ。)についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

### 2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。なお、各府省は、人件費予算の所要額については、平成27年度予算の概算要求基準に従って、要求を行う。

#### (1) 給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年的人事院における検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

特に、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)において、①地場の賃金をより公務員給与に反映

させるための見直し、②50歳台後半層の官民の給与差を念頭に置いた高齢層職員の給与構造の見直し、③職員の能力・実績のよりの確な処遇への反映など給与体系の抜本改革に取り組み、平成26年度中から実施に移すため、人事院に早急に具体的な措置をとりまとめるよう要請したところであり、人事院の検討結果を踏まえ、改革を推進する。

## (2) 機構及び定員について

各府省は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に従い、次に掲げる方針に沿って、機構及び定員について所要の要求を行う。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。
- ② スポーツ庁の設置の検討に当たっては、組織の肥大化を来すことのないように十分留意しつつ、各省庁からスポーツに関連する事務を移管すること等により、スポーツに関連する施策を総合的に実施できる体制を構築する。
- ③ 在外公館の新設の検討に当たっては、既存の公館についても必要な見直しを併せて行うこととし、業務量が増大し、必要性が高まっている地域に資源を重点的に配分することにより、力強い経済外交と積極的平和主義を推進するための総合的外交力を高める体制を構築する。
- ④ 定員については、ICTの活用など業務改革の取組を徹底し、内閣人事局長通知に基づき、所要の定員合理化の要求を行う。  
各府省は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成26年7月25日総務大臣決定）に基づいて業務改革を推進し、既存業務の増大への対応は各府省内の定員の再配置により対処することとする。

新規増員の要求については、1. に掲げる内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、上記の業務改革に係るもの及び新設組織に係るものを除き、前年度要求数を相当程度下回るよう、厳しく抑制する。

- ⑤ 「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、女性職員の採用・登用の拡大及び職員の仕事と生活の調和を図るため、女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会における議論を踏まえ、機構・定員に係る必要な措置について、予算編成過程において具体化を図る。

### (3) 級別定数の設定及び改定について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」に基づくほか、次に掲げる方針に従って、級別定数の設定及び改定について所要の要求を行う。

- ① 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、(2)に基づく機構及び定員の整備を効果的に支えるものとなるよう、これらの要求と一体的な要求を行う。定員の合理化を行うに際しては、バランスのとれた組織構造となるよう、級別定数の見直しを行うものとする。また、時々々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。
- ② 既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれに相応しいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。他の職員についても、職員の年齢構成の変化やそれに伴う職務の変化等を十分に精査した上で要求を行う。

### 3. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。

## 国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～

平成26年7月25日  
総務大臣決定

### I 基本的考え方

少子高齢化の進展、現役世代を始めとする人口の減少、東日本大震災からの復興など様々な行政課題に直面する中であって、現下の厳しい行財政事情の下では、限られた人的資源をより効率的・効果的に活用し、国民にとって真に必要なサービスを提供していかなければならない。

このためには、行政運営の効率化や行政サービスの向上を目的として、より必要性・有効性の高い業務に必要な資源を集中させるとともに、従来行政が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働により利便性の高いサービスを提供することや、世界最先端のICT<sup>1</sup>国家の実現を目指し、行政の各分野でICTを最大限に活用することが求められている。

これまでも、政府としては、政策評価や行政事業レビュー等を通じた業務の見直し、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との観点に立った業務の移管・移譲、ICTを活用した業務・システムの最適化やオンライン利用の促進など、様々な業務改革に取り組んできたところであるが、今後ともICTや民間能力の積極的な活用、業務の必要性や実施体制の不断の見直しにより、行政運営の一層の効率化を図るとともに、効率化で得られた人的資源を新たな行政需要への対応、行政のオープン化・双方向化、行政運営の信頼性の確保、政策の立案・遂行能力の向上等に振り向けていく必要がある。

以上のような考え方に立って、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)等の既存の閣議決定等を踏まえ、各府省における業務改革の取組を推進し、効率的で質の高い行政を実現するとともに、各府省の機構・定員配置の見直しに適切に反映するため、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、国の行政の業務改革に関する取組方針(以下「取組方針」という。)を定める。

### II 共通の取組方針

---

<sup>1</sup> Information and Communication Technology 情報通信技術

# 1 行政運営の効率化・質の向上 ～限られた資源で最大の効果を～

## (1) 行政のICT化の推進

### ア 情報システム導入・更新時の業務改革の徹底

a) 情報システムの導入・更新に当たっては、「政府情報システム改革ロードマップ」(平成25年12月26日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)を踏まえ、情報システムの導入・更新に間に合うよう十分な時間的余裕をもって、業務フロー分析等を通じた課題の抽出、改善点の検討を行い、投資対効果を最大限高める観点から、業務の設計と情報システムの整備を計画的に行う。その際、既存の制度・業務を前提とせず、法令改正を含め必要な制度・業務の見直しを行い、業務処理の標準化、業務処理の集約化、重複的な処理の撤廃、情報の連携、手続の簡素化、業務処理の迅速化など、徹底した業務改革に取り組むとともに、その効果を政府情報システム投資計画等に適切に盛り込む。

特に、社会保障・税番号制度を導入する行政分野については、平成26年度早期に、行政サービスと業務の改革及び情報システム改革に関する業務・システム最適化計画を策定する。

また、業務・システム最適化計画又は政府情報システム投資計画において、当該年度に業務処理時間の削減効果が発現するものについては、適切に機構・定員要求に盛り込む。

b) なお、ICTを活用した業務改革と併せて、低廉で機動力のある強靱な情報システム基盤を構築する観点から、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、各府省の情報システム数の半減・クラウド化、運用コストの圧縮など、情報システムの改革に取り組む。

### イ 業務処理の電子化・共通化の推進

a) 行政分野にICTを積極的に活用することにより、「紙による業務処理」から「電子による業務処理」に転換し、ペーパーレス化、業務の効率化、業務処理の迅速化、正確性の向上を図る。

b) 人事・給与・旅費等の内部管理業務については、これまでの各府省における業務処理方法に固執することなく、人事・給与関係業務情報システム、旅費等内部管理業務共通システムに合わせた業務処理方法の見直しを徹底するとともに、同システムの機能を最大限に活用して、職員による発生源

入力を徹底し、中間処理の廃止・省略を進める。

- c) 行政機関の意思決定行為である決裁については、「電子決裁推進のためのアクションプラン」(平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)に基づき、一元的な文書管理システム等を活用した電子決裁を原則とするとともに、手続の簡素化、手続の迅速化、決裁ルートの見直しを行う。
- d) 行政機関が行う物品・役務等の調達については、電子調達システムを活用した業務処理の電子化を進め、特別な事情があるものを除き電子入札・電子契約を原則とする。

#### ウ 政策立案・執行能力の向上

- a) 大量・多種多様なデータを収集・蓄積・分析・活用することにより、客観的根拠(エビデンス)に基づいた政策の企画立案を行うとともに、検査・指導等の業務をより重点的・効果的に実施するなど、政策立案・執行能力の向上を図る。
- b) 災害時における情報収集・伝達手段や社会インフラの維持管理に必要な情報収集手段として ICT を積極的に活用し、正確・迅速な対策の実施や業務の効率化を図る。
- c) 無線 LAN、Web 会議、モバイル端末、リモートアクセス機能、BYOD<sup>2</sup>機能などの ICT を積極的に活用し、従来型の「紙の資料による会議」、「現地への出張」、「職場での執務」といった執務環境の改善に取り組み、ワークライフバランスに配慮した職員の多様で柔軟な働き方を可能としつつ、業務の効率化や生産性の向上を図る。
- d) 日常的な業務処理(資料の作成・配付・管理等)について、その方法のルール化・共有化を進めるとともに、文書の共有化や過去の記録の利用を容易にする観点から電子媒体を含めた行政文書の適切な管理を進め、業務の効率化を図る。

#### (2) 業務の必要性の見直し

業務の必要性・効率性・有効性について不断に検証し、必要性・効率性・有効性の低下した業務については、廃止、縮小、重点化などの改善措置を講ずる。

行政事業レビューや政策評価の仕組みを積極的に活用し、政策・施策や事業の廃止、改善、見直し等に取り組むとともに、行政評価・監視や予算執行調査

---

<sup>2</sup> Bring Your Own Device 個人保有の携帯用機器を職場に持ち込み、それを業務に使用すること。

における勧告や指摘事項を踏まえ、適切に業務の見直しを行う。また、外部有識者からの意見を聴取する機会を設けるなど、不断に業務の見直しを実施するための仕組みの整備に努める。

### (3) 業務の実施体制の見直し

- a) 社会経済情勢や業務量の変化を踏まえ、より効率的・効果的な業務実施体制となるよう不断の見直しを行い、定員配置の適正化を図るとともに、臨時的・時期的な業務の増大については、機動的な人員配置で対応する。
- b) 同一の業務を行っている官署で職員1人当たりの業務量に格差がある場合には、当該官署が置かれている地理的条件等にも留意しつつ、その格差の是正を進める。
- c) 必要性・効率性の低下した支所・出張所等については、廃止・統合を進める。
- d) 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)に基づき、意欲と能力のある人材を幅広い職域で最大限活用できるよう職務の在り方を見直し、再任用職員を活用する。
- e) 必ずしも常勤職員による判断を要しない業務については、非常勤職員等を活用する。
- f) 人事・会計等の内部管理業務については、人事・給与関係業務情報システム、電子調達システム、旅費等内部管理業務共通システムの機能を最大限活用するとともに、民間委託の推進、上位機関への業務処理の集約化、会計機関の整理合理化などにより業務の効率化を図る。

### (4) 民間能力等の活用

- a) 業務を実施する必要性があるものの、必ずしも国が直接行う必要がない業務については、民営化、独立行政法人への移管、地方公共団体への移管、指定・登録機関の活用など、業務の実施主体を見直す。  
「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、独立行政法人・地方公共団体に移管・移譲する業務については、当該業務に係る定員合理化について適切に要求に盛り込む。
- b) 国が業務の実施主体となる必要性があるものの、その一部について民間事業者が担うことができる業務については、可能な限り業務の民間委託を進める。統計調査については、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成24年4月6日各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、

民間事業者の活用を図る。庁用自動車運転業務、電話交換業務など技能・労務職員が行う業務については、職員の退職時不補充を徹底し、民間委託を進める。

- c) 民間事業者の創意と工夫の発揮効果が高いと見込まれる業務については、「公共サービス改革基本方針」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に基づき、官民競争入札・民間競争入札を実施する。
- d) 公共施設等の整備等については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 25 年 9 月 20 日閣議決定)に基づき、PFI<sup>3</sup>事業を実施するとともに、公共投資分野におけるPPP<sup>4</sup>の活用を進める。

## 2 行政のオープン化・双方向化 ～国民視点に立ったサービスの向上・経済の活性化～

### (1) 公共データの民間開放の推進

行政が保有する公共データ(地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報等)については、国民共有の財産であるという認識の下、民間の創意工夫を生かした多様なサービスを創出する観点から、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)に基づき、民間開放を推進する。

このため、国が著作権者であるデータについては、自由な二次利用(編集・加工等)を認めることを原則とし、二次利用を制限する場合には、その根拠・内容を分かりやすく統一的に表示する。

また、公開するデータについては、人が読むという従来の利用形態に適したデータ形式での公開に加え、機械判読(ソフトウェアによる解析・処理)に適したデータ形式でも公開することを原則とし、可能なところから順次より高度な利用が可能なデータ形式での公開を拡大する。

さらに、公開された公共データの横断的検索を可能とするデータカタログサイトを整備するとともに、国が提供するAPI<sup>5</sup>機能を紹介し、その機能や利用

<sup>3</sup> Private Finance Initiative 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

<sup>4</sup> Public Private Partnership 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

<sup>5</sup> Application Programming Interface の略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合を指す。個々の開発者は規約に従ってその機能を「呼び出す」だけで、自分でプログラミングすることなくその機能を利用したアプリケーションを作成することができる。

方法を解説するAPIの総合カタログを提供する。

## (2) オンライン利用の推進

- a) オンライン利用が可能な行政手続については、利用者の負担を下げ、安心して使える便利なサービスを提供する観点から、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）に基づき、添付書類の削減・省略、本人確認方法の簡素化、処理期間の短縮、受付システムの使い勝手の向上、経済的インセンティブの付与など、利用者の意見・要望を踏まえた利便性の向上に取り組み、オンライン利用の拡充・定着を図る。特に国民が広く利用する手続については、個別に改善取組計画を策定し、計画的に取り組む。
- b) 統計調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）に基づき、オンライン調査の導入、オンライン回答の促進等に取り組む。

## (3) 社会保障・税番号制度の活用

- a) 社会保障・税番号制度（平成28年1月利用開始予定）については、複数の機関に存在する個人・法人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うことを可能とし、行政の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラであることから、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を積極的に進めるなど、制度導入によるメリットを最大限発揮できるようその活用を図る。
- b) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）施行後1年を目途として設置される情報提供等記録開示システム（マイポータル）を中心に、ワンストップサービスやプッシュ型サービスなど、個人向けのサービスの展開を図るとともに、マイポータル等を利用する際の本人確認手段である公的個人認証サービスについては、利用者に分かりやすいインターフェイスの開発や民間サービスでの利用拡大などにより、その利活用を推進する。
- c) 情報連携等により更なる効率化・利便性の向上が見込まれる行政分野については、社会保障・税番号制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、制度の利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

## (4) 利用者の負担の軽減

申請・届出等の行政手続については、手続そのものの廃止・簡素化、許認可等の有効期間の延長、添付書類の削減・省略、複数手続のワンストップ化、許認可等の処理期間の短縮、手数料等の納付手段の多様化、手続処理結果（許可証・証明書等）の受取方法の多様化など、申請・届出等を行う者の負担を軽減する観点から業務改革に取り組む。

#### (5) 利用者の利便性の向上

C I Q<sup>6</sup>、窓口業務等の利用者へ提供する行政サービスについては、利用時間の拡大、利用者の待ち時間の短縮、行政サービスの提供手段の多様化など、行政サービスを利用する者の利便性を向上させる観点から業務改革に取り組む。

#### (6) 政策に関する情報の提供

行政運営の透明性を高め、行政として必要な説明責任を果たすためには、国民による政策の検証や政策形成過程への参加を可能とする観点から、政策形成過程や政策の実施に関する情報を国民に広く提供することが重要であり、提供する情報の拡充、迅速な情報提供、情報提供手段の多様化など、政策に関する情報提供の充実に取り組む。

#### (7) 国民の意見・要望の収集

行政運営における公正性を確保し、透明性の向上を図るためには、国民の意見・要望を広く収集し、これを政策形成や行政サービスの改善に活用することが重要であり、意見公募手続（パブリックコメント）の拡充、国民からの提案を募集する仕組みの拡充、意見・要望の収集手段の多様化など、国民の意見・要望の収集の充実に取り組む。

### 3 行政運営の信頼性の確保 ～国民の権利利益の保護～

#### (1) 行政手続法の適切な運用等

行政手続法（平成5年法律第88号）等の適切な運用により、社会経済情勢の変化に対応した公正・透明なルールの下で、国民が、行政処分及び行政指導に関して予見可能性をもって、自由に活動を行うことができるようにすることは、

---

<sup>6</sup> Customs, Immigration and Quarantine 税関、出入国、検疫

行政運営の公正性を確保し、透明性の向上を図る上で重要である。

このため、社会経済情勢の変化に対応して、審査基準、行政指導指針、標準処理期間などを適切に設定するとともに、窓口等において、申請に必要な情報、各種基準等の情報提供の拡充等に努めるものとする。また、審査基準等の適用関係を含め十分な理由の提示を行い、標準処理期間等を踏まえて処分の迅速化を図るなど、行政手続法等の趣旨に沿った運用を行うものとする。

## (2) 法令解釈に関する情報提供の充実

法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）の活用を含め法令解釈に関する情報提供の拡充に努めるものとする。

## (3) 行政不服審査法の適切な運用

不適切な行政処分等により国民が不利益を被った場合には、簡易迅速に救済される必要があり、本年6月に成立した行政不服審査法関連三法の趣旨も踏まえ、審理の公正性の確保を図るとともに、計画的な審理により裁決の迅速化を図るものとする。また、窓口等において、不服申立てに必要な情報等の提供の拡充等に努めるものとする。

## III 推進方策

各府省は、取組方針を踏まえて業務改革に取り組むとともに、業務改革の取組を反映した所要の機構・定員要求を行うものとする。

行政管理局及び内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況を、年内を目途にとりまとめ、公表するものとする。

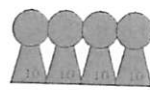
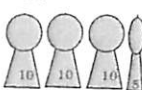
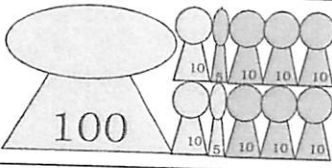
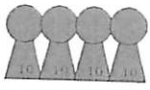
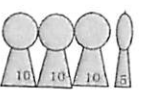
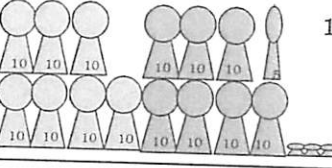
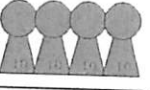
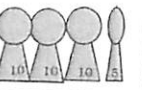
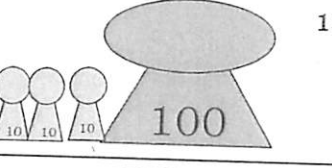
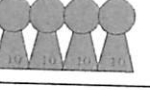

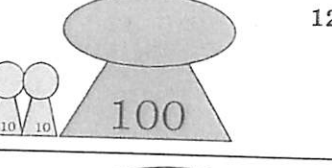
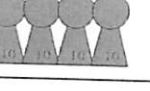
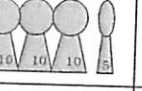
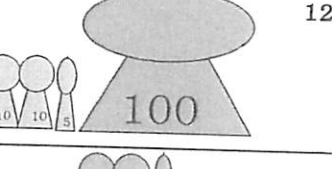
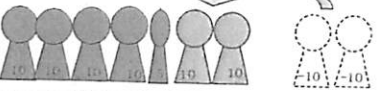
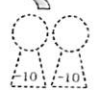
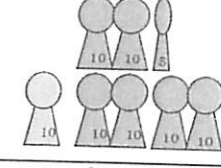

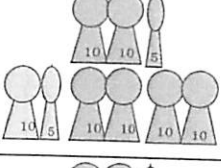
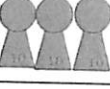
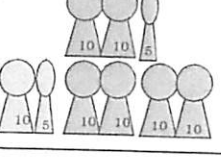
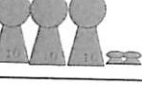
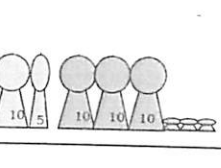
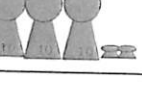
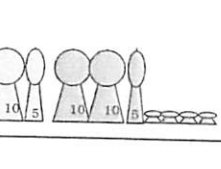



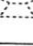




行政管理局は、毎年度の機構・定員要求までに、各府省の業務改革の取組状況や業務の実施体制を点検する。このため、行政管理局は、「II 共通取組方針」に掲げる事項の取組状況について各府省に報告を求めるとともに、各府省における業務改革の具体化や定員配置の適正化について各府省と協議し、必要な事項について各府省に検討を要請するものとする。行政管理局は、ICTの進展や各府省の取組状況等を踏まえて、毎年度取組方針を改定するものとする。

行政管理局は、各府省の業務改革の取組に資するため、業務改革に関する調査研究を行い、取組方針の改定に反映させるとともに、各府省の協力を得つつ、可能なものから具体化を図る。また、各府省に対してベストプラクティスや民間企業等における先進事例を始めとした情報提供を行うとともに、各府省に共通して必要となる情報システムの整備等を進めるものとする。

なお、独立行政法人についても、国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請するものとする。

過去10年間の裁判官及び裁判官以外の職員の増員数の推移

【資料7】

年度	増員		定員削減 (技能労務 職員等)
	裁判官	裁判官以外の職員	
平成17年	40 	35  100 	190(うち振替125) 5(すべて振替) 55人
平成18年	40 	35  100 	148(うち振替70) 3(すべて振替) 75人
平成19年	40 	35  100 	130(うち振替30) 100人
平成20年	40 	35  100 	120(うち振替20) 100人
平成21年	40 	35  100 	125(うち振替25) 5 102人
平成22年	65 (うち判事補から振替20)  -20 	75(うち振替10) 	65人
平成23年	45 	80(うち振替15) 	65人
平成24年	30 	80(うち振替15) 	95人
平成25年	32 	48(うち振替15) 	66人
平成26年	32 	44(うち振替15) 	65人
合計	 判事 404人 (うち  20人は振替)  判事補 155人 (うち  -20人は振替)	 裁判所書記官 1,040人(うち  340人は振替)  家庭裁判所調査官 13人(うち  8人は振替)	788人

## 民事事件処理の現状と課題

最高裁判所事務総局民事局第一課長 福田 千恵子

### 1 地裁民事訴訟の現状

- 事件数
- 審理期間
- 事件内容
- 裁判の担い手

### 2 地裁民事訴訟の課題

- 裁判の質のさらなる向上
  - ・ 審理判断の質の観点
  - ・ 審理期間の観点

### 3 地裁民事訴訟の課題への対応策（部の機能の活性化）

- (1) 合議の充実・活用
  - 付合議による判断の質の向上
  - 付合議による長期未済事件の減少
- (2) 部内の意見交換の活性化
- (3) 弁護士会への対応

### 4 裁判官の自己研鑽

### 5 簡裁と地裁の連携

- 簡裁の審理判断が地裁に与える影響
- 具体的な連携方法

### 6 立法・法改正の動き

平成27年1月

平成26年度判事任官者実務研究会

# 民事事件参考資料

最高裁判所事務総局民事局

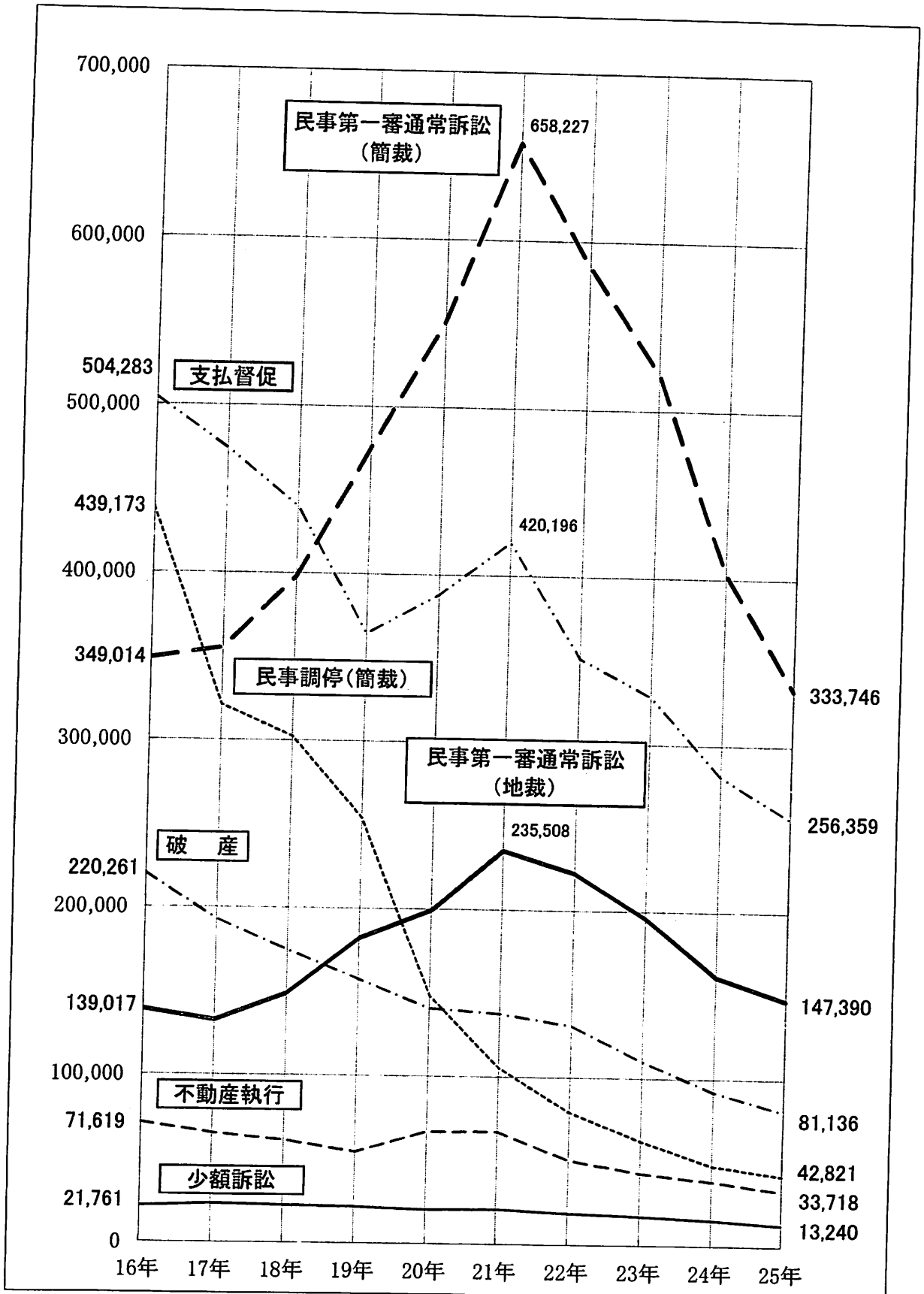
## 資料目録

### 資料1 各種事件統計

- 1 民事事件新受件数
- 2 民事第一審訴訟事件新受・既済・未済件数（簡易裁判所）
- 3 民事第一審訴訟事件新受・既済・未済件数（地方裁判所）
- 4 民事控訴審訴訟事件新受・既済・未済件数（高等裁判所）
- 5 民事上告審訴訟事件新受・既済・未済件数（最高裁判所）
- 6 少額訴訟事件新受・既済・未済件数
- 7 交通損害賠償訴訟事件新受・既済件数（簡易裁判所）
- 8 民事調停事件新受・既済・未済件数（簡易裁判所）
- 9 特定調停事件新受・既済・未済件数（簡易裁判所）
- 10 特定調停事件を除く民事調停事件新受・既済・未済件数（簡易裁判所）
- 11 不動産執行事件新受・既済・未済件数
- 12 債権執行事件新受・既済・未済件数
- 13 破産事件新受・既済・未済件数
- 14 通常再生事件新受・既済・未済件数
- 15 個人再生事件新受・既済・未済件数
- 16 倒産事件新受件数
- 17 民事第一審通常訴訟新受件数（地方裁判所）
- 18 民事既済事件の平均審理期間
- 19 民事第一審通常訴訟既済事件における代理人の利用状況
- 20 医事関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間（地方裁判所）
- 21 建築関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間（地方裁判所）
- 22 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について
- 23 不動産競売事件の売却率
- 24 東京地裁及び大阪地裁における売却率の推移

### 資料2 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について

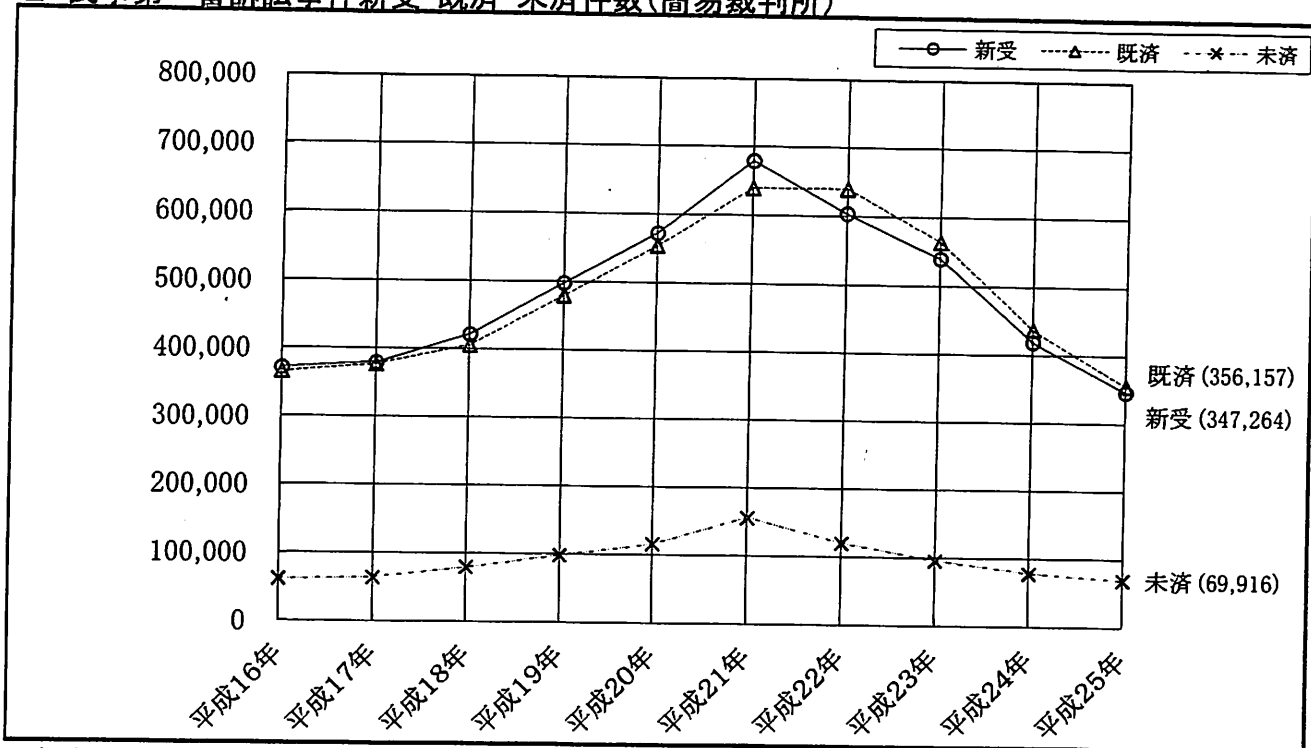
## 1 民事事件新受件数



(注) 1 「民事第一審通常訴訟」の事件の範囲は、地裁については通常、人事の各事件であり、簡裁については、通常事件（ただし、少額訴訟から通常移行したものは含まれない。）である。

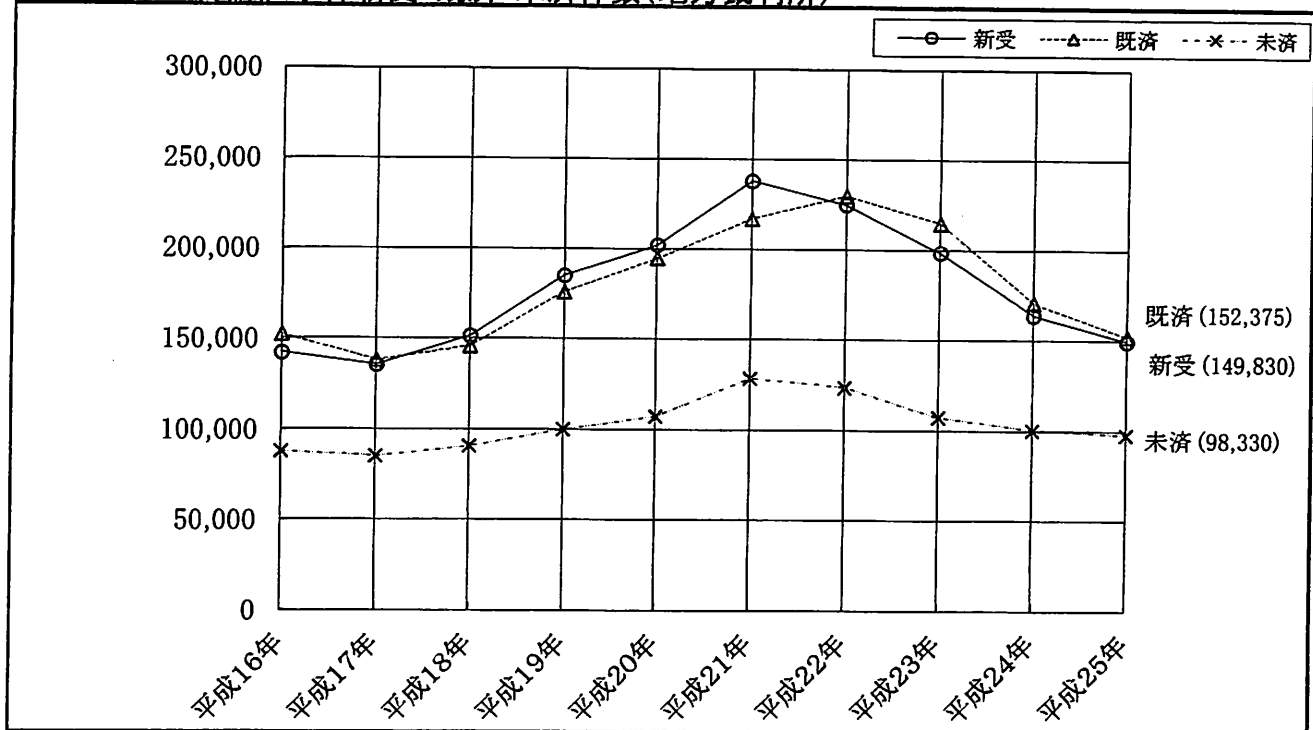
2 「少額訴訟」の事件の範囲には、少額異議事件を含まない。

## 2 民事第一審訴訟事件新受・既済・未済件数(簡易裁判所)



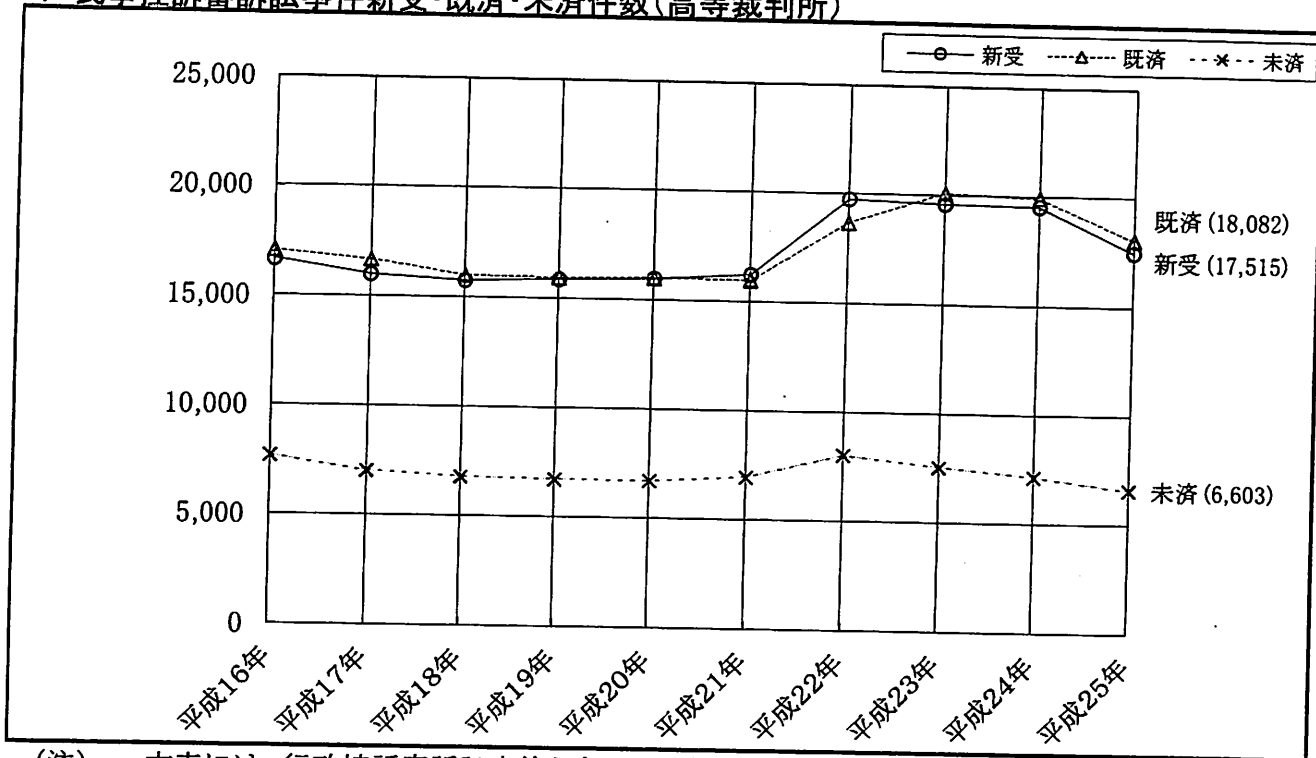
(注) 本表には、手形・小切手訴訟、少額訴訟、少額訴訟判決に対する異議申立事件を含み、再審事件は含まない。

## 3 民事第一審訴訟事件新受・既済・未済件数(地方裁判所)



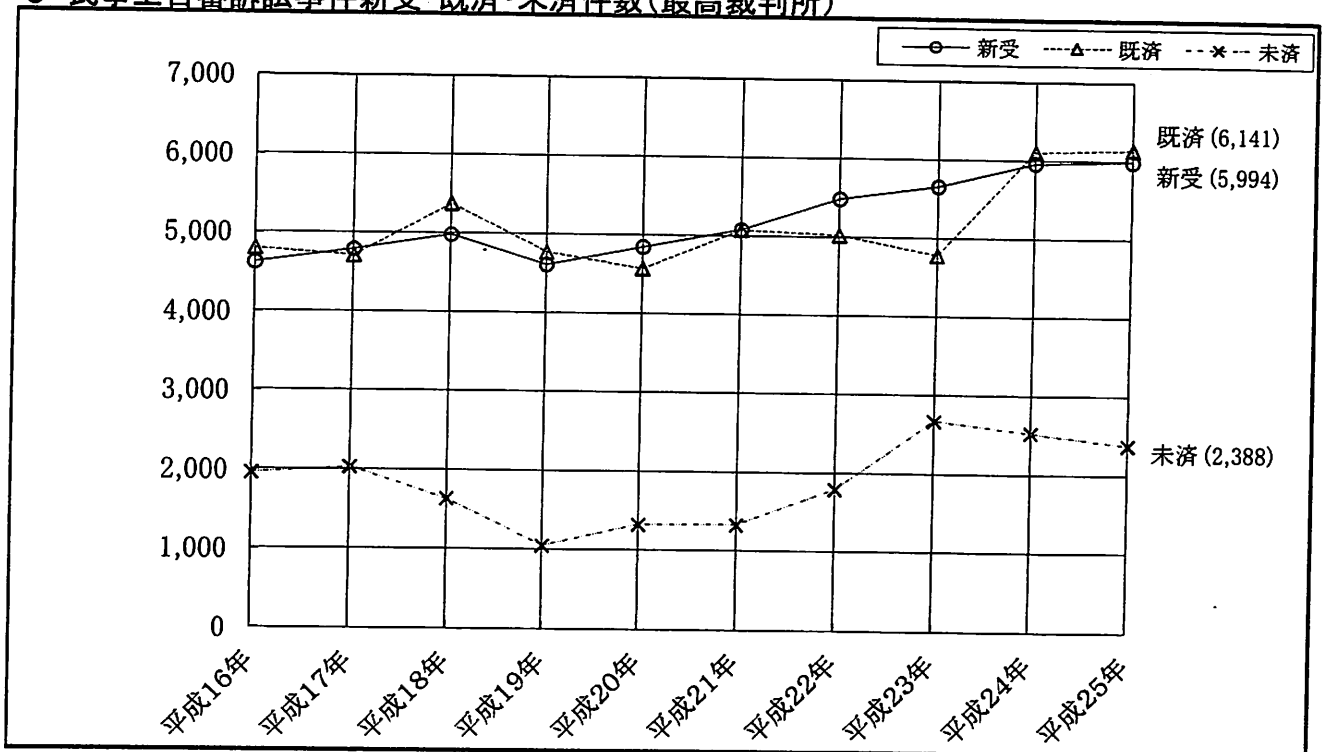
(注) 本表には、人事訴訟、手形・小切手訴訟、行政第一審訴訟事件を含み、再審事件は含まない。

4 民事控訴審訴訟事件新受・既済・未済件数(高等裁判所)



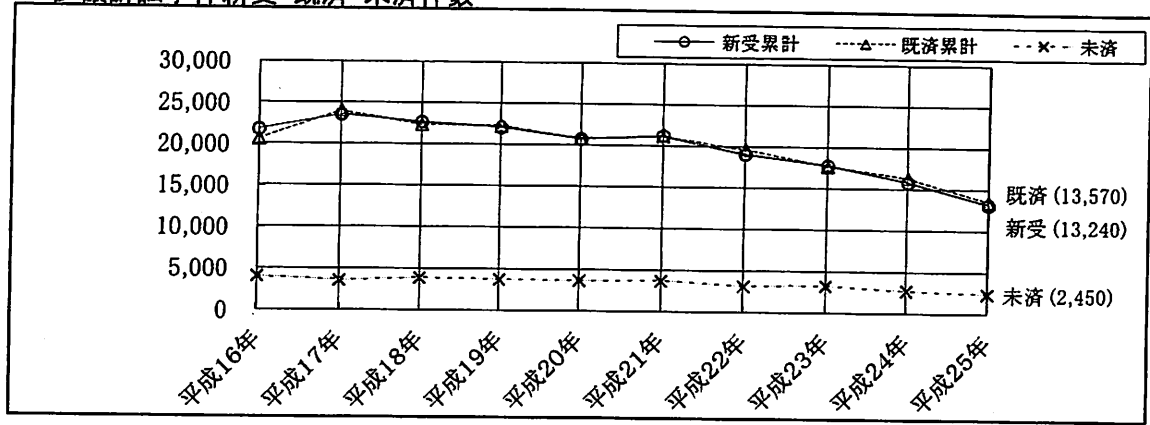
(注) 本表には、行政控訴審訴訟事件を含み、再審事件は含まない。

5 民事上告審訴訟事件新受・既済・未済件数(最高裁判所)

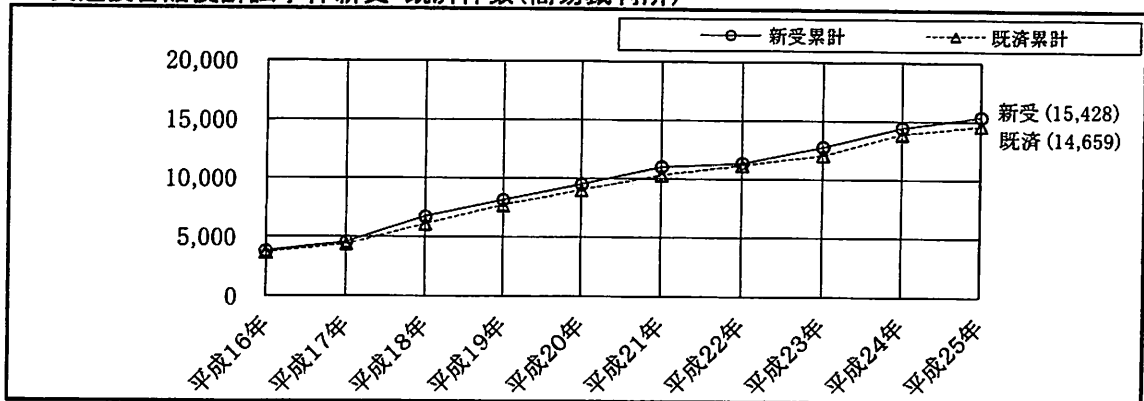


(注) 本表には、行政上告審訴訟事件を含み、再審事件及び特別上告事件は含まない。

### 6 少額訴訟事件新受・既済・未済件数

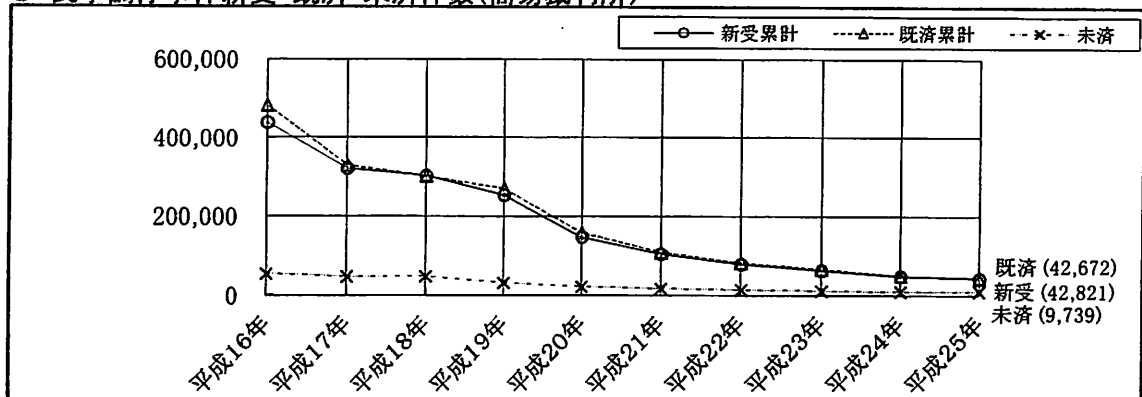


### 7 交通損害賠償訴訟事件新受・既済件数(簡易裁判所)

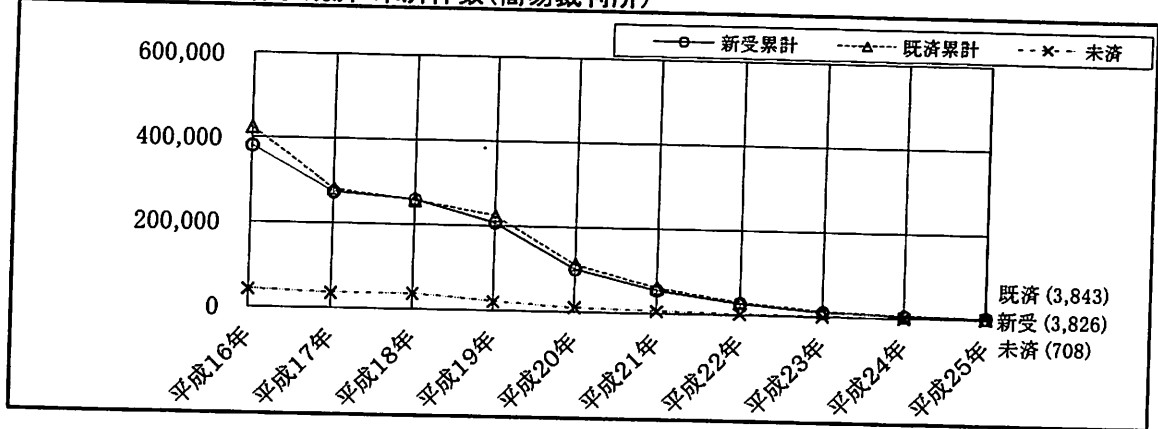


※ 少額訴訟から通常訴訟に移行した事件は含まない。

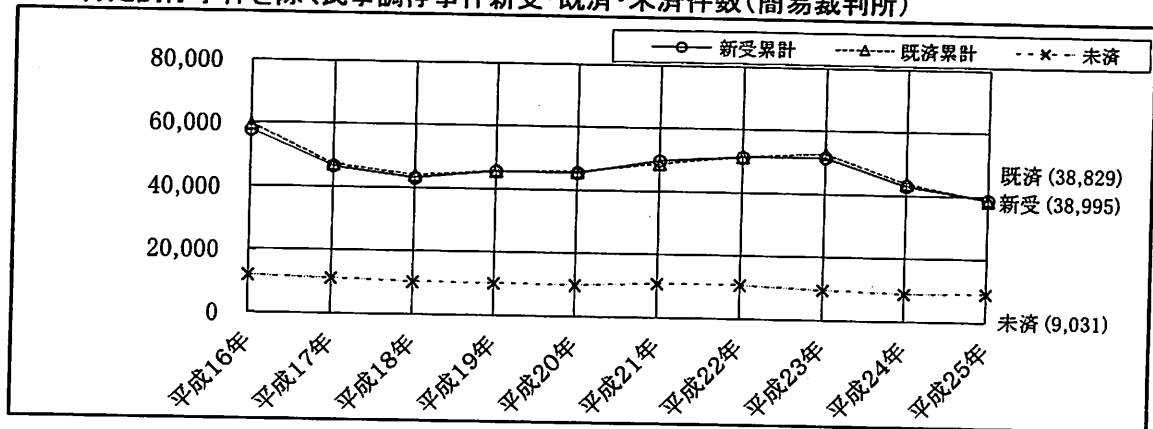
### 8 民事調停事件新受・既済・未済件数(簡易裁判所)



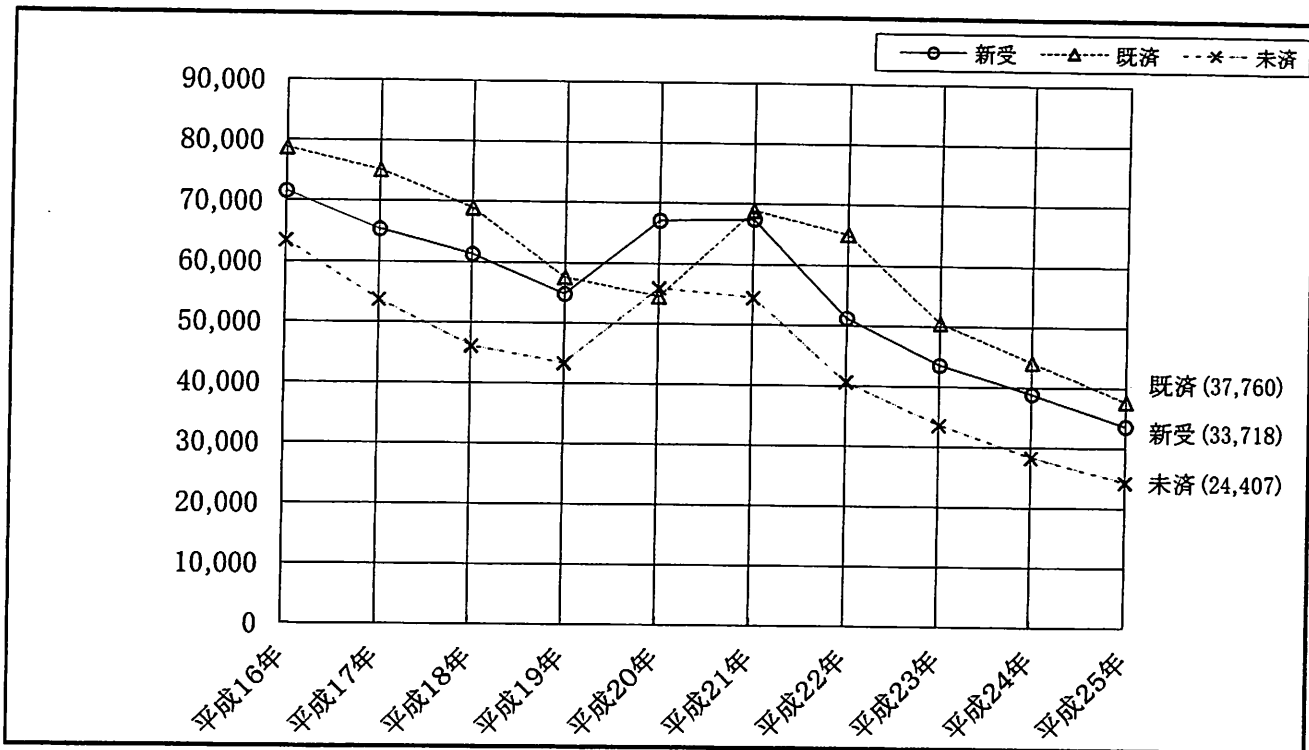
9 特定調停事件新受・既済・未済件数(簡易裁判所)



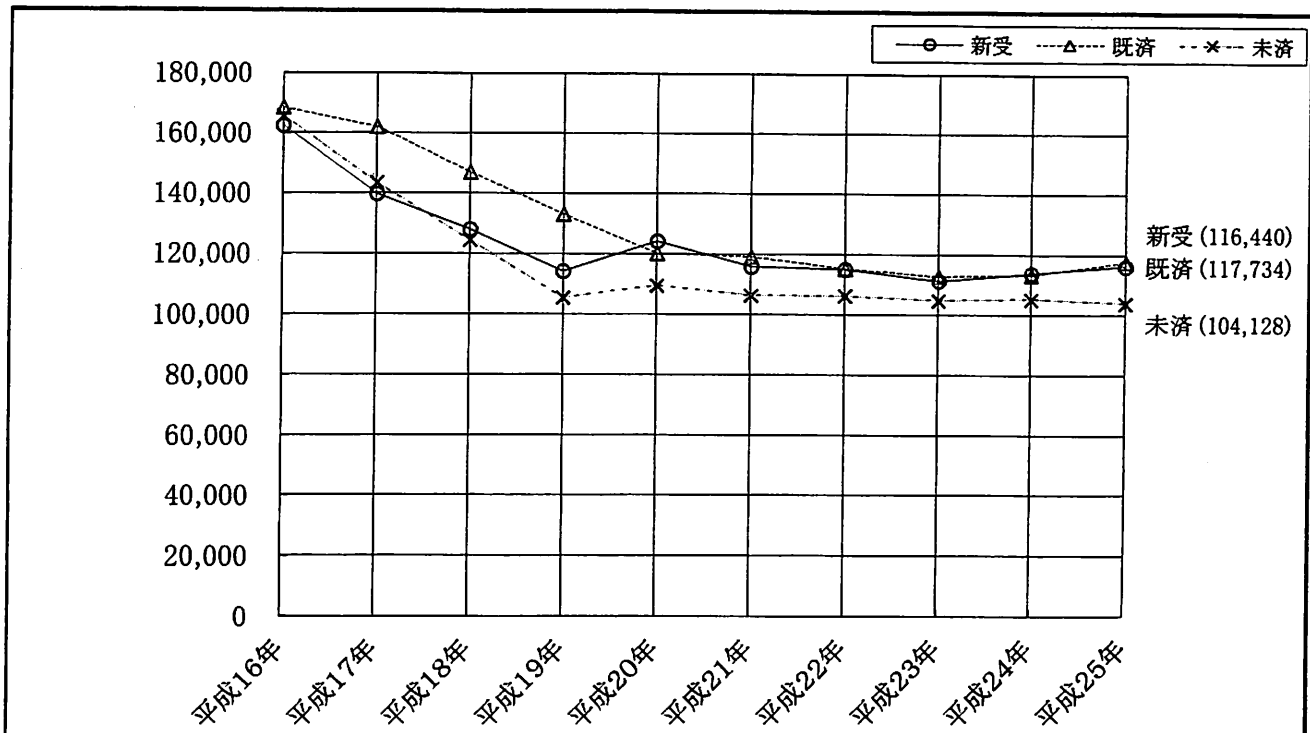
10 特定調停事件を除く民事調停事件新受・既済・未済件数(簡易裁判所)



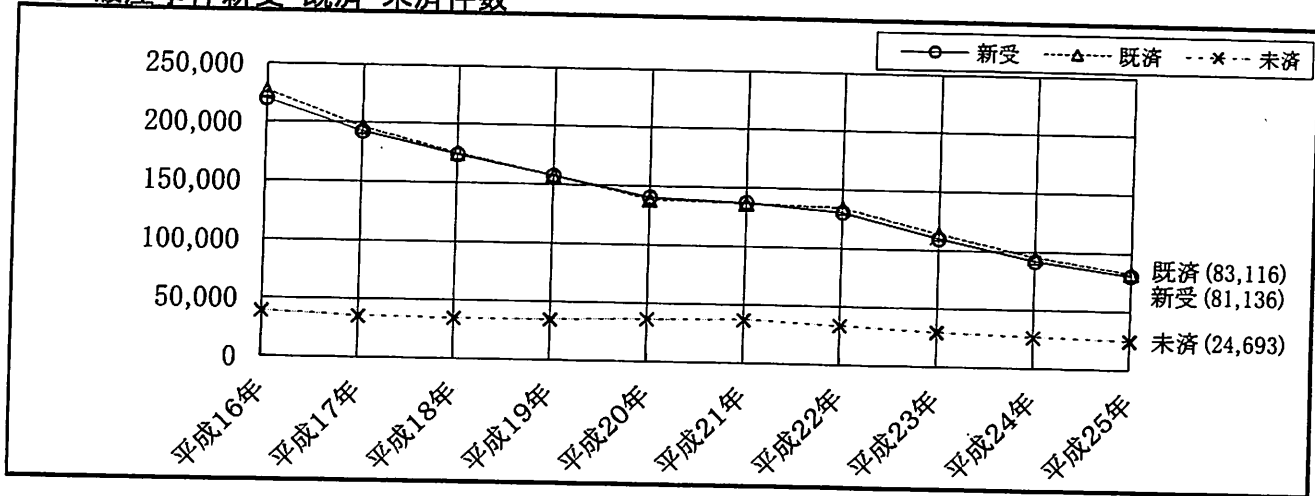
### 11 不動産執行事件新受・既済・未済件数



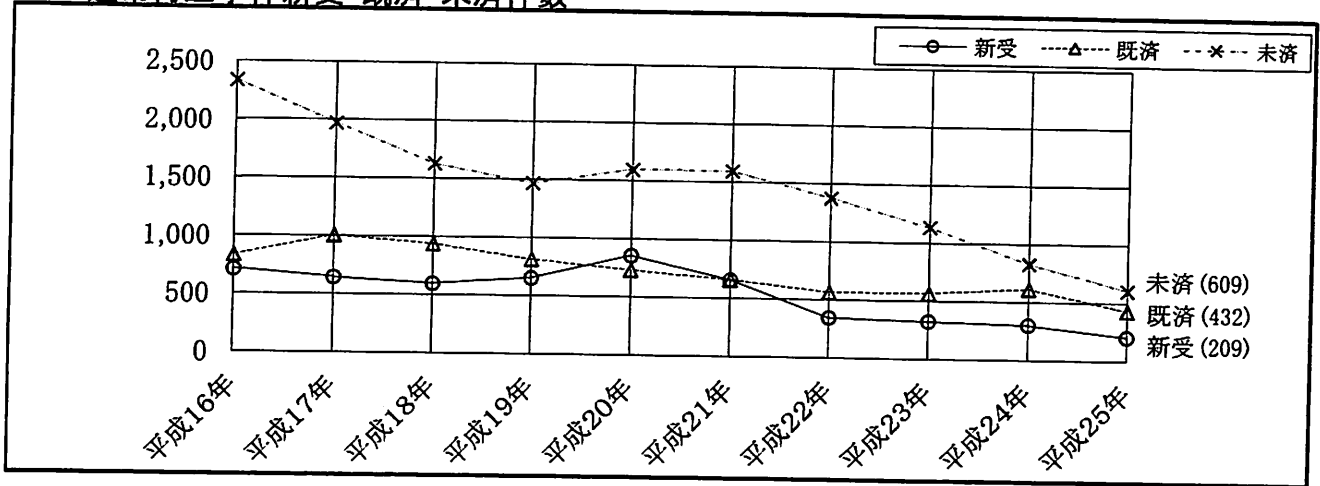
### 12 債権執行事件新受・既済・未済件数



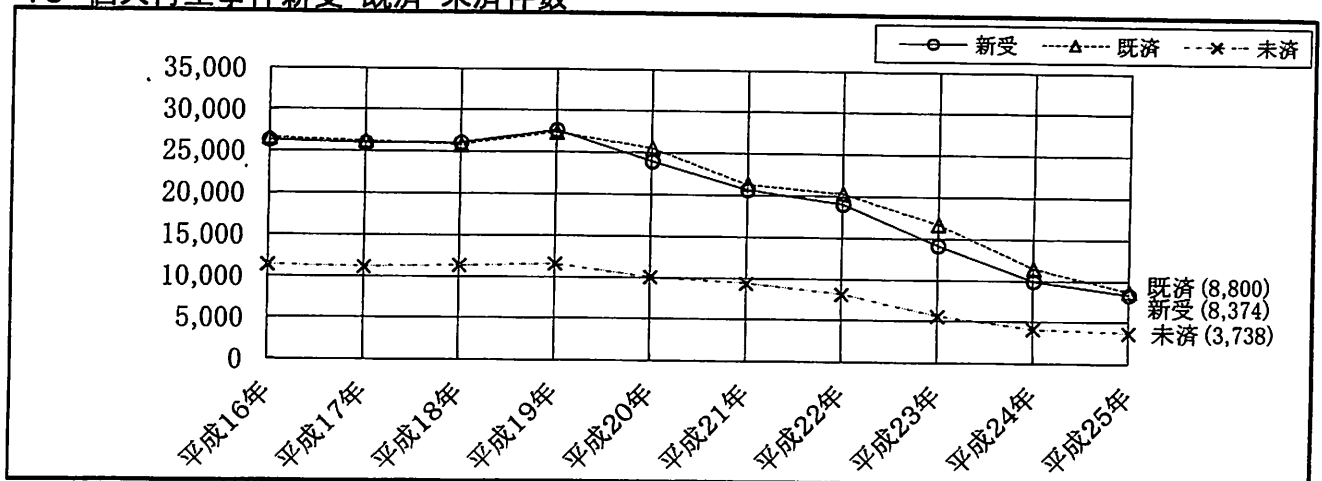
13 破産事件新受・既済・未済件数



14 通常再生事件新受・既済・未済件数



15 個人再生事件新受・既済・未済件数

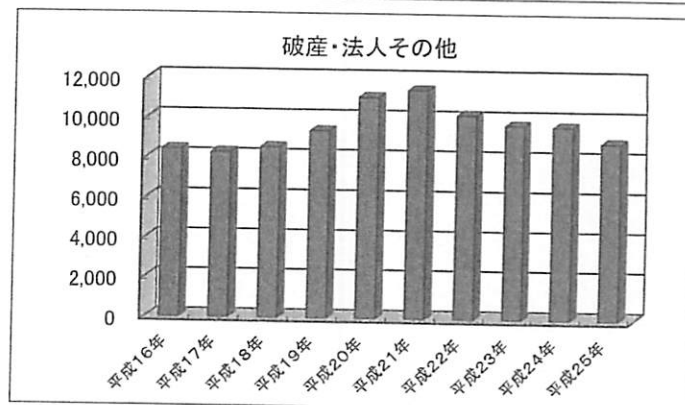
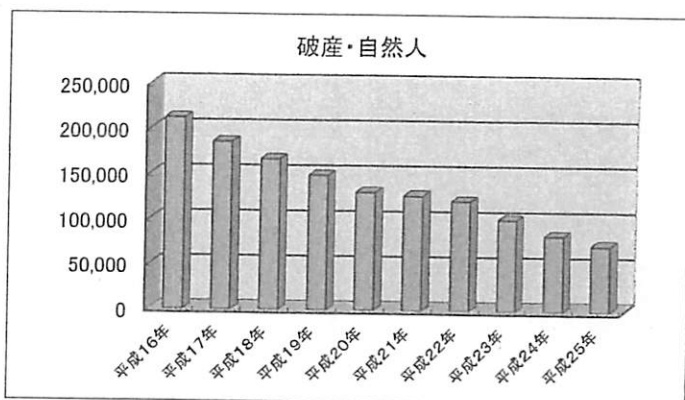


## 16 倒産事件新受件数

### ○破産事件

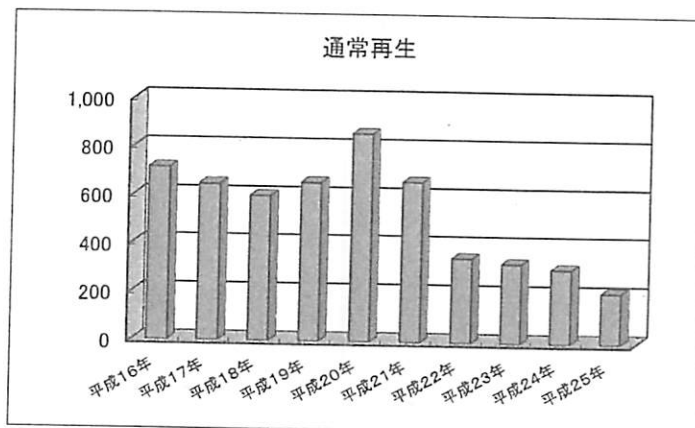
年次	件数		
	自然人	法人その他	合計
平成16年	211,860	8,401	220,261
平成17年	184,923	8,256	193,179
平成18年	166,339	8,522	174,861
平成19年	148,524	9,365	157,889
平成20年	129,883	11,058	140,941
平成21年	126,533	11,424	137,957
平成22年	121,150	10,220	131,370
平成23年	100,736	9,715	110,451
平成24年	82,901	9,653	92,554
平成25年	72,287	8,849	81,136

※「法人その他」のその他とは、法人でない社  
 会若しくは財団、相続財産又は信託財産を  
 いう。



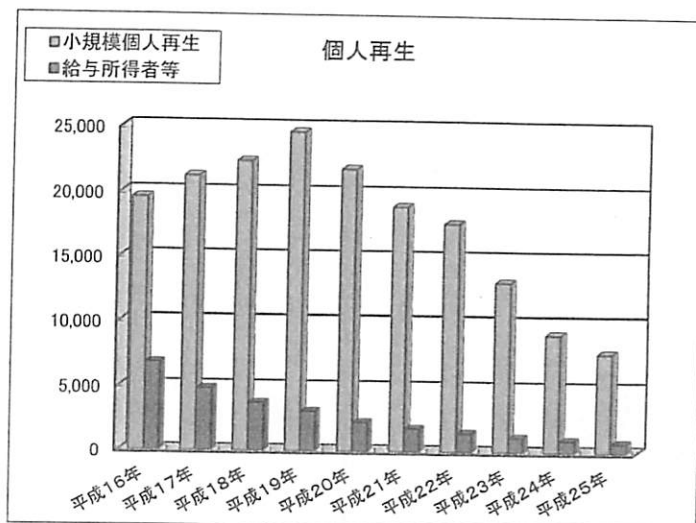
### ○通常再生事件

年次	件数
平成16年	712
平成17年	646
平成18年	598
平成19年	654
平成20年	859
平成21年	659
平成22年	348
平成23年	327
平成24年	305
平成25年	209

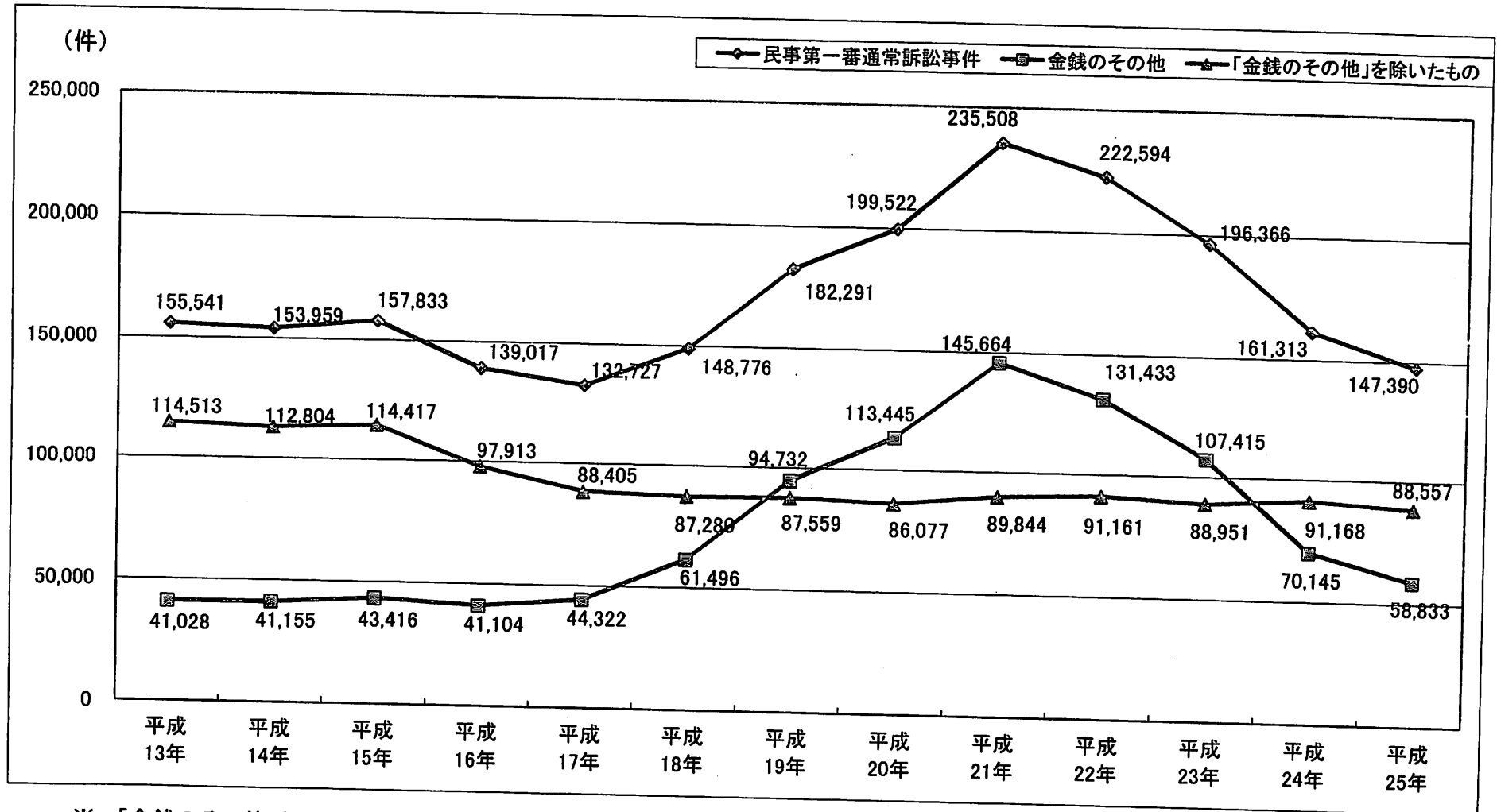


### ○個人再生事件

年次	個人再生(件数)		
	小規模個人再生	給与所得者等	合計
平成16年	19,552	6,794	26,346
平成17年	21,218	4,830	26,048
平成18年	22,379	3,734	26,113
平成19年	24,586	3,086	27,672
平成20年	21,810	2,242	24,052
平成21年	18,961	1,770	20,731
平成22年	17,665	1,448	19,113
平成23年	13,108	1,154	14,262
平成24年	9,096	925	10,021
平成25年	7,655	719	8,374



17 民事第一審通常訴訟新受件数(地方裁判所)



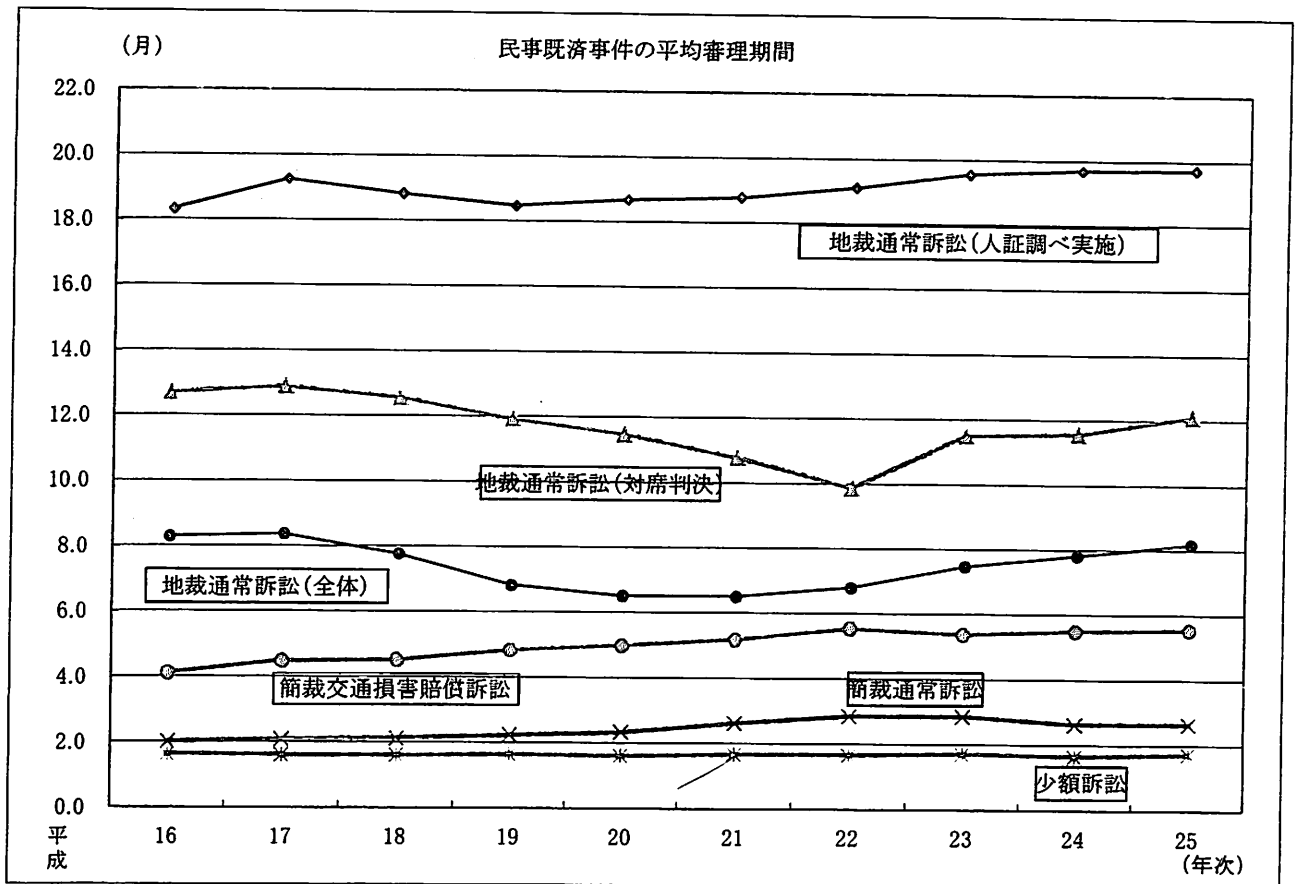
※ 「金銭のその他」とは、月報データ上、「金銭総数」から「売買代金」、「貸金」、「立替金・求償金等」、「交通事故損害賠償」、「その他の損害賠償」、「手形・小切手金」、「手形・小切手異議」、「金銭債権存否確認」を除いたものであり、過払金返還請求訴訟などの不当利得返還請求訴訟が含まれる(平成16年4月からデータがある「建築請負代金等」、「建築瑕疵損害賠償」、「医療行為損害賠償」、「公害損害賠償」、「労働(金銭)」、「知的財産権(金銭)」は、除いていない。)

### 18 民事既済事件の平均審理期間

(地方裁判所第一審通常訴訟(全体, 対席判決), 簡易裁判所第一審通常訴訟, 少額訴訟)

年次	区分	地裁通常訴訟 平均審理期間(月)		簡裁通常訴訟		少額訴訟 平均審理期間 (月)	
		うち人証調べ実施	うち対席判決で 終局した事件	平均審理期間 (月)	うち交通損害 賠償訴訟		
平成 16 年		8.3 ( 8.3 )	18.3 ( 18.2 )	12.7 ( 12.7 )	2.0	4.1	1.6
17		8.4 ( 8.6 )	19.3 ( 19.4 )	12.9 ( 13.1 )	2.1	4.5	1.6
18		7.8 ( 8.3 )	18.8 ( 18.9 )	12.6 ( 12.7 )	2.1	4.6	1.6
19		6.8 ( 8.1 )	18.5 ( 18.7 )	11.9 ( 12.3 )	2.3	4.9	1.7
20		6.5 ( 8.1 )	18.7 ( 18.9 )	11.5 ( 12.1 )	2.3	5.0	1.6
21		6.5 ( 8.3 )	18.8 ( 19.0 )	10.8 ( 12.1 )	2.6	5.2	1.7
22		6.8 ( 8.3 )	19.1 ( 19.2 )	9.9 ( 12.1 )	2.9	5.6	1.7
23		7.5 ( 8.7 )	19.6 ( 19.7 )	11.5 ( 12.6 )	2.9	5.4	1.7
24		7.8 ( 8.9 )	19.7 ( 19.7 )	11.6 ( 12.5 )	2.6	5.5	1.7
25		8.2 ( 9.1 )	19.7 ( 19.6 )	12.1 ( 12.7 )	2.7	5.6	1.7

- (注) 1 少額訴訟から通常訴訟に移行したのものについては, 簡裁通常訴訟に含めた。  
 2 地裁通常訴訟及び簡裁通常訴訟の範囲には, 再審事件を含まない。  
 3 括弧内の数値は, 「金銭のその他」を除いた事件の平均審理期間である。



## 19 民事第一審通常訴訟既済事件における代理人の利用状況

### ○ 地方裁判所

年	弁護士を代理人に選任した訴訟					本人訴訟
	双方とも	一方のみ			計	
		原告	被告	小計		
平成20年	30.4	40.1	4.4	44.5	74.9	25.1
平成21年	27.9	42.5	4.2	46.8	74.7	25.3
平成22年	27.8	45.3	3.7	49.0	76.7	23.3
平成23年	30.0	43.4	4.1	47.5	77.4	22.6
平成24年	37.6	38.7	4.4	43.1	80.7	19.3
平成25年	40.5	38.7	3.9	42.6	83.1	16.9

(注) 1 「民事第一審通常訴訟」の事件の範囲は、通常及び人事である。  
2 端数処理の関係上、合計が100%にならない場合がある。

### ○ 簡易裁判所

年	弁護士・司法書士を代理人に選任した訴訟									本人訴訟	
	双方とも				一方のみ				弁護士関与計		司法書士関与計
	双方弁護士	原告弁護士 被告司法書士	原告司法書士 被告弁護士	双方司法書士	原告		被告				
					弁護士	司法書士	弁護士	司法書士			
平成20年	1.85	0.03	0.39	0.01	12.11	13.68	2.66	0.53	17.04	14.64	68.74
平成21年	1.66	0.04	0.27	0.03	13.45	17.44	2.67	0.63	18.09	18.40	63.82
平成22年	1.91	0.04	0.32	0.05	17.41	20.02	3.39	0.75	23.07	21.18	56.11
平成23年	2.37	0.05	0.39	0.04	16.26	18.05	3.22	0.72	22.30	19.25	58.89
平成24年	3.48	0.06	0.43	0.04	12.48	11.33	3.75	0.88	20.20	12.73	67.56
平成25年	4.44	0.08	0.38	0.03	11.01	9.22	4.32	0.91	20.23	10.62	69.60

(注) 1 少額訴訟から移行したものを含む。  
2 端数処理の関係上、合計が100%にならない場合がある。

## 20 医事関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間(地方裁判所)

(平成20年～平成25年)

年	事件種別	新 受	既 済	平均審理期間 (月)
平成20年	医療行為損害賠償	851	955	24.7
平成21年	同	707	922	25.9
平成22年	同	773	896	24.9
平成23年	同	741	770	25.9
平成24年	同	763	821	25.1
平成25年	同	782	780	23.8

(注) 本表の事件数は、地方裁判所民事第一審のものである。

## 21 建築関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間(地方裁判所)

(平成20年～平成25年)

年	事件種別	新 受	既 済	平均審理期間 (月)
平成20年	建築請負代金等	1,868	2,352	13.3
	建築瑕疵損害賠償	522	583	24.8
平成21年	建築請負代金等	2,036	2,371	13.4
	建築瑕疵損害賠償	453	608	24.6
平成22年	建築請負代金等	1,786	2,101	15.4
	建築瑕疵損害賠償	444	543	25.7
平成23年	建築請負代金等	1,670	1,790	14.6
	建築瑕疵損害賠償	437	451	27.3
平成24年	建築請負代金等	1,777	1,772	14.3
	建築瑕疵損害賠償	451	450	25.5
平成25年	建築請負代金等	1,600	1,611	15.2
	建築瑕疵損害賠償	447	443	26.2

- (注) 1 建築関係訴訟事件は統計上、建築請負代金等事件と建築瑕疵損害賠償事件の2類型に分類される。  
 2 建築請負代金等は、建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件をいう。建築瑕疵損害賠償は、建物建築に関する設計、監理、施工等の建築瑕疵を理由とする損害に関する事件をいう。  
 3 本表の事件数は、地方裁判所民事第一審のものである。



23 不動産競売事件の売却率

不動産競売事件の売却率 (平成25年)		過去5年間の同調査				
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全 国	81.8%	76.8%	74.9%	76.8%	78.5%	79.8%
東京高裁管内	85.9%	83.0%	80.7%	84.7%	84.9%	85.6%
首都圏	96.7%	94.3%	90.9%	95.8%	96.0%	95.3%
大阪高裁管内	89.5%	85.7%	83.9%	87.9%	88.5%	89.2%
近畿圏	95.8%	90.7%	89.7%	95.6%	95.1%	94.5%
名古屋高裁管内	78.8%	77.9%	72.4%	72.3%	72.3%	73.1%
名古屋地裁本庁	94.7%	97.5%	90.1%	96.7%	93.9%	94.3%
広島高裁管内	71.1%	71.1%	66.4%	68.0%	69.7%	68.3%
広島地裁本庁	77.0%	81.8%	77.1%	75.7%	72.7%	70.9%
福岡高裁管内	78.7%	70.9%	70.0%	70.8%	72.3%	74.2%
福岡地裁本庁	94.1%	90.4%	91.8%	91.9%	91.7%	95.4%
仙台高裁管内	67.5%	65.6%	64.9%	63.7%	66.8%	67.8%
仙台地裁本庁	92.4%	83.6%	79.4%	81.3%	93.1%	95.2%
札幌高裁管内	79.5%	72.7%	69.3%	75.5%	75.9%	77.0%
札幌地裁本庁	84.0%	78.6%	78.5%	85.2%	81.3%	81.2%
高松高裁管内	68.8%	61.4%	64.9%	59.2%	61.4%	64.9%
高松地裁本庁	79.4%	89.0%	92.8%	64.7%	73.7%	75.6%

※ 売却率は、特別売却による売却を含む。

※ 首都圏とは、東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁及び千葉地裁の4本庁をいい、近畿圏とは、大阪地裁、京都地裁及び神戸地裁の3本庁をいう。

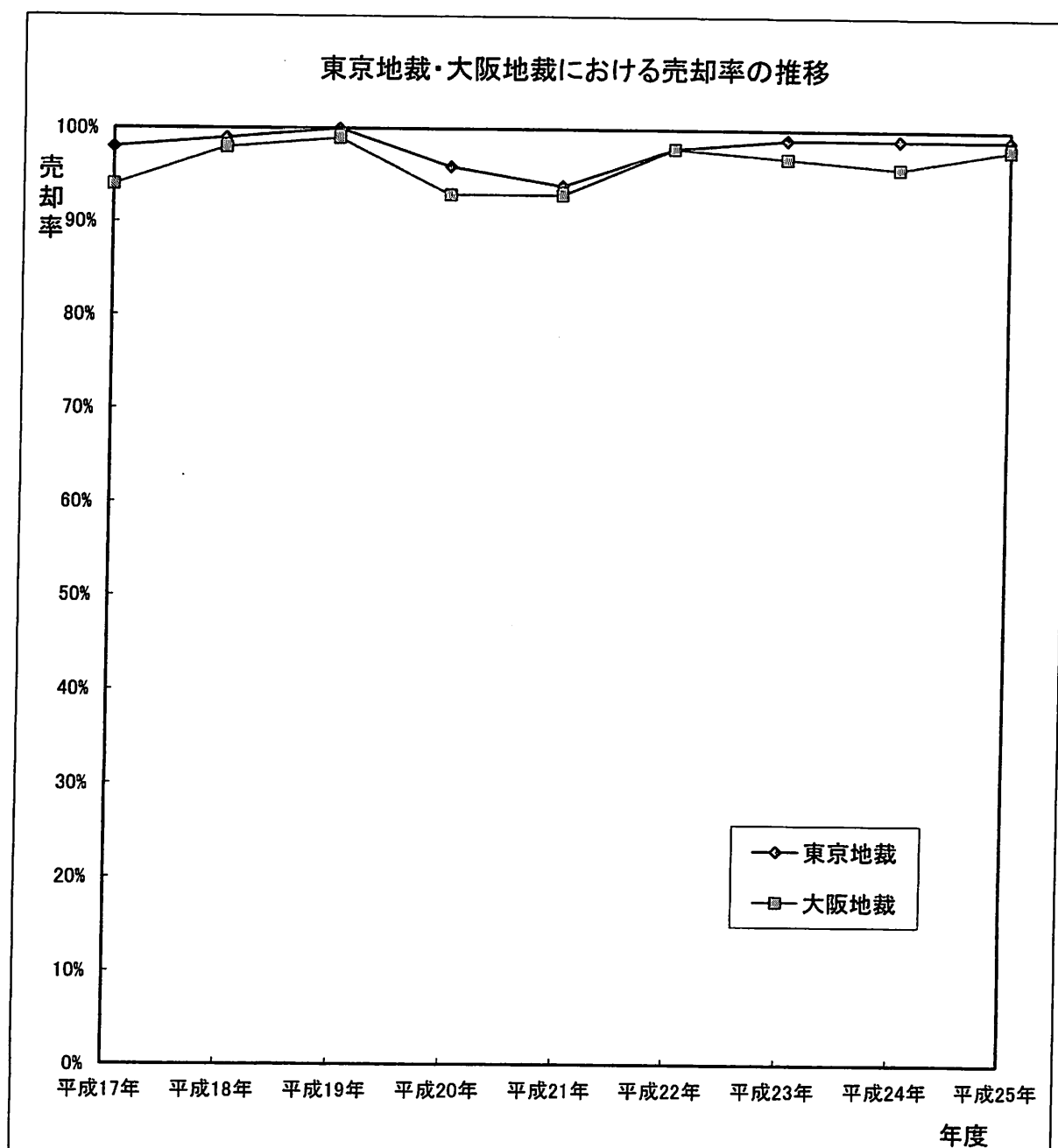
## 2.4 東京地裁及び大阪地裁における売却率の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
東京地裁	83%	87%	93%	98%	99%	100%
大阪地裁	79%	80%	87%	94%	98%	99%

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
東京地裁	96%	94%	98%	99%	99%	99%
大阪地裁	93%	93%	98%	97%	96%	98%

※ 売却率は、特別売却による売却を含んだものである。

※ 小数点第一位を四捨五入した数値である。

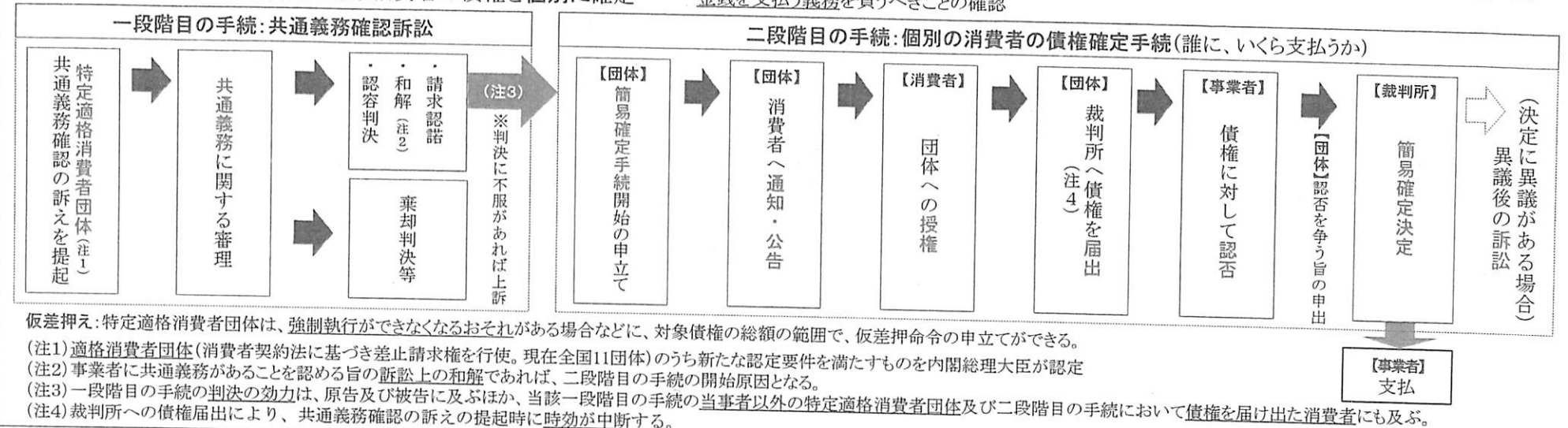


# 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について①

平成25年12月  
消費者庁

二段階型の訴訟制度：一段階目：事業者の共通義務の確認(注)  
二段階目：対象消費者の債権を個別に確定

(注)事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務を負うべきことの確認



## ○経緯

- ・消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(衆議院・参議院内閣委員会)(平成18年)  
「消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、…、その必要性等を検討すること。」
  - ・消費者庁及び消費者委員会設置法附則(平成21年6月)  
6 政府は、消費者庁関連三法の施行(平成21年9月)後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⇒平成25年4月19日、第183回国会提出(閣法第60号)。同年11月1日、衆議院において修正議決(全会一致)、同年12月4日、参議院において可決・成立(全会一致)。同月11日公布(法律第96号)。

## ○目的(第1条)

【消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害】  
消費者と事業者との間の情報の質・量や交渉力の格差により、消費者が自ら回復を図ることは困難を伴う場合がある。

↓

財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を創設  
もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与

## ○対象となる請求(第3条第1項)

- 事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する以下の請求に係るもの  
(簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難な場合は、訴えを却下できる。)
- ①契約上の債務の履行の請求(第1号)
  - ②不当利得に係る請求(第2号)
  - ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求(第3号)
  - ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求(第4号)
  - ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求(第5号)
- (注)被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者  
(⑤は、債務の履行をする事業者、勧誘をする・させる・助長する事業者も被告となり得る。)

## ○対象外の損害(第3条第2項)

- ・いわゆる拡大損害(消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害)(第1・3号)
- ・逸失利益(消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害)(第2・4号)
- ・人身損害(人の生命又は身体を害されたことによる損害)(第5号)
- ・慰謝料(精神上の苦痛を受けたことによる損害)(第6号)

# 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について②

## ○一段階目の手続：共通義務確認訴訟(金銭の支払義務を確認)

### 管轄(第6条)

- ①:被告の本店所在地の管轄裁判所
- ②:被告の事務所、営業所の所在地の管轄裁判所
- ③:不法行為があった地の管轄裁判所(例:不当な勧誘行為があった地)
- ④:義務履行地の管轄裁判所(例:債権者である消費者の住所地)
- ⑤:①~④の所在地を管轄する高等裁判所の所在地の管轄裁判所等  
(請求権の届出をすることが見込まれる消費者が著しく多数である場合)

### 移送・併合(第6条・第7条)

- ・同一の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理
- ・同種の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理可

### 個別訴訟の中止(第62条)

- ・共通義務確認訴訟と、その共通義務に関連する請求権に係る個別の訴訟とが同時に係属した場合 → 裁判所は個別の訴訟を中止できる。

### 和解(第10条)

- ・共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解 → 二段階目の手続の開始原因

## ○二段階目の手続：対象債権の確定手続(誰に、いくら支払うか)

### 申立期間(第15条)

- ・共通義務確認訴訟における判決の確定等の日から原則一月以内

### 簡易確定手続に消費者の加入を促す仕組み(第25条~第29条、第90条)

#### 【裁判所】

- ・官報への公告(簡易確定手続開始決定の主文、対象債権・対象消費者の範囲等)
- 【特定適格消費者団体】

- ・対象債権を有する消費者に対し書面又は電磁的方法で個別に通知する義務
- ・相当な方法(インターネット等も可)により公告する義務
- ・通知・公告費用は特定適格消費者団体が負担

#### 【事業者】(団体からの求めがあったとき)

- ・裁判所の公告事項の公表義務(インターネット等も可)
- ・対象消費者の情報が記載された文書の開示義務(不相当な費用又は時間を要する場合を除く。) → 団体の申立てにより、裁判所が当該文書の開示を命令

#### 【消費者庁】

- ・確定判決の概要等を公表(インターネット等)

## ○仮差押え(第56条~第59条)(将来の強制執行を確保するための制度)

特定適格消費者団体は、仮差押命令の申立てができる。

	本制度	(参考)民事保全法
被保全権利の疎明	・対象債権・対象消費者の範囲、対象債権の総額	個別具体的な債権の内容及び額
保全命令手続における訴訟要件	・管轄 ・当事者能力 等 ・共通義務確認の訴えを提起できる事案であること	—
その他	・保全の必要性(財産の隠匿・散逸等のおそれ)の疎明 ・仮差押目的物の特定 ・裁判所の決定により担保を立てること	

## ○手続追行主体：特定適格消費者団体(新たな訴訟制度の手続追行主体)

⇒適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体)の中から、新たな要件を満たすものを内閣総理大臣が認定(有効期間は3年)

### 認定要件(第65条)

(被害回復関係業務を適切に遂行するための要件)

- ・差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- ・体制(弁護士理事の選任等)、業務規程、経理的基礎等が被害回復関係業務を適正に遂行するに足りること
- ・授權契約の内容を業務規程の記載事項とし、監督の対象とすることで業務を適正化
- ・支払を受ける報酬又は費用がある場合…その額又は算定方法、支払方法、その他の必要な事項を定めており、消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと(基準(上限等)をガイドラインに規定。)等

### 責務規定・行為規範(第75条~第88条、第93条~第99条)

- ・濫訴等の禁止…不当な目的でみだりに訴えの提起等の禁止
  - ・報酬…被害回復業務を行うことに関し、授權契約により対象消費者から報酬を受ける旨を規定
  - ・弁護士に追行させる義務…民事訴訟に関する手続等は弁護士が追行
  - ・通知・報告…一定の事項について他の特定適格消費者団体への通知、内閣総理大臣への報告
  - ・個人情報の適正な管理…被害回復関係業務において消費者の個人情報の適正に管理するための必要な措置
  - ・財産上の利益の受領禁止…原則、被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、金銭等の受領禁止(判決に基づく支払い等正当な場合を除く)
  - ・徹底した情報公開…定款、業務規程、財務諸表等の提出・公表、閲覧請求
  - ・報告・立入検査
- ⇒これらの規定に違反した場合、内閣総理大臣(消費者庁)による監督の対象
- ・所要の罰則を設ける (適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

### ○その他

- ・特定適格消費者団体の連携促進や、国民生活センター等からの情報の提供
- ・施行期日(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日(附則第3条、第4条及び第7条の規定は公布の日から施行))
- ・経過措置(施行前に締結された契約に関する請求(不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務には、適用しない)

### ○衆議院修正(附則)

- ① 特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則第3条)
- ② 特定適格消費者団体による業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供等の支援の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則第4条)
- ③ 施行後3年を経過した場合において、消費者の財産的被害の状況、特定適格消費者団体による業務の遂行の状況等を勘案し、被害回復業務の適正な遂行を確保するための措置並びに対象となる請求及び損害の範囲等この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。(附則第5条第1項)
- ④ この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改める。(附則第5条第2項)
- ⑤ 施行前事案に関する請求に係る金銭の支払義務に関し、重要消費者紛争解決手続(国民生活センター)等の裁判外紛争解決手続の利用の促進等の措置を講ずる。(附則第6条)
- ⑥ この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努める。(附則第7条)

平成27年2月5日(木), 6日(金)開催

所長実務協議会 事前配布資料

## 1 裁判員裁判の現状と課題

- (1) 裁判員制度施行後5年を迎え、これまでのところ制度は概ね順調に運用されてきましたが、様々な課題も指摘されており、制度導入の理念や刑事裁判の基本的在りように立ち返りつつ、中長期的な視点から、改善に向けた不断の努力を行うことが求められております。
- (2) 評議は、国民の視点や感覚と、裁判官の専門性とを背景に、裁判員と裁判官の実質的な協働が求められる裁判員制度の核心をなす場面です。しかし、当事者や控訴審の裁判官からは、評議で何をどのように評価して主文を決めたのかの道筋が判決書から明らかでないものが少なくないとの批判も聞かれ、量刑の本質論を踏まえた議論を實踐し、結論に至る道筋について裁判体として共通認識を形成できるような量刑評議が行われていないのではないかとの懸念も生じています。裁判員と裁判官の実質的な協働を実現すべく、あるべき評議の検討とその実践に向けた努力を続けていく必要があります。
- (3) 裁判員が評議において主体的に意見を述べるためには、裁判員が審理内容を適切に理解し、法廷で心証を形成できることが前提となりますから、争点に即して、法廷で原証拠から直接心証をとる審理の實踐が求められることとなります。しかし、現在の実務は、様々な努力や工夫が行われている一方で、書証に依存しない公判中心の審理の實現には、なお樂觀を許さない状況にあります。殊に自白事件における実務は、書証による立証を中心とするものや、供述調書を再現するような尋問が行われる審理が少なくないように思われ、公判中心の審理の實現に向けた取組を引き続き継続していくことが求められております。
- (4) また、公判において裁判体が適切な心証を形成するためには、事案の核心

を踏まえた争点整理を行い、その判断のために必要十分な証拠を採用することが必要となります。しかし、不適切な争点整理に起因して量刑の本質論にそぐわない量刑判断が行われている事案もあるのではないかと懸念されます。争点整理の結果は、審理や評議の在り方を規定し、ひいては判決の在り方を左右するものですから、裁判所は、かかる問題意識をもって争点整理に臨む必要があります。併せて、人証中心の直接主義に根ざした審理を実現するためには、事件関係者の記憶が新鮮なうちに証人尋問等の証拠調べを実施することが不可欠であるところ、平均公判前整理手続期間には顕著な改善が見られません。このような観点からも、裁判所は適切にその進行を管理し、手続を主宰していくことが求められています。

(5) 裁判員等にとっては、刑事裁判への関与は非日常的な経験であり、精神的な負担ともなり得るところ、裁判員経験者の意見交換会においても、証拠写真の取調べ等に起因する精神的負担を述べる声も聞かれます。裁判所は、こうした裁判員等の精神的負担にも配慮しながら審理、評議を行う必要があります。例えば遺体写真等のせい惨な内容の証拠は、その必要性を慎重に吟味して採否を決し、裁判員等の精神的負担を最小限にすることも必要です。また、証拠調べの方法を工夫したり、担当裁判官やその他の職員が裁判員等の体調の変化に気を配り、積極的に声がけをするなどして、その精神的負担の解消・軽減に努めるとともに、各裁判官において心理学等の専門的知見に触れるなどして、精神的負担の原因や対処方法等を知ることにより、精神的負担への理解を向上させることが求められています。

(6) 以上の課題について、詳しくは、裁判員制度のウェブサイトに掲載しております平成24年12月に最高裁判所事務総局が公表した「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(後述。以下「検証報告書」という。)や、最高裁判所のウェブサイトに掲載しております「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談

会」の各回議事概要を参照ください。

## 2 裁判員制度の運用状況について

### (1) 裁判員裁判対象事件の事件動向

平成21年5月21日の裁判員制度施行以降、平成26年11月末日までの全国の裁判員裁判対象事件の新受人員は8,190人です。新受人員数の推移は、平成23年に1,624人とピークを迎えて以降、減少する傾向にあり、平成25年には1,325人でした（「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成26年11月末・速報）」表2。いずれも実人員。）。

また、罪名別では、強盗致傷、殺人（未遂を含む。）、現住建造物等放火、傷害致死の順に多くなっています（表1）。

同期間に終局した人員は、全国で7,286人であり、うち、死刑が22人、無期懲役が145人、有期懲役が6,924人（うち1,150人が執行猶予）、無罪が40人などとなっています（表3）。

### (2) 裁判員の選任手続の状況

ア 裁判員候補者名簿記載者数は、事件数の減少に伴い年々減少し、最も多かった平成22年の34万4,900人から、平成26年は23万6,500人となっており（なお、平成27年は23万3,800人となっている。）、逆に名簿使用率は年々上昇しております（表4「イ」、「ロ」）。

イ 裁判員法施行から平成26年11月末日までに終局した個別事件において選定された裁判員候補者は、65万1,688人（同表「ハ」）、辞退が認められた者等を除き、選任手続期日への出席が求められた裁判員候補者数は27万0,811人（同表「ト」）、このうち実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者は20万7,730人（同表「チ」）となっており、出席率は76.7%となっています。この出席率の推移は、裁判員制度施行年の平成21年における83.9%から年々低下しており、平成25年

には74.0%、平成26年11月末時点では72.0%となっております（同表「リ」中、「チ」／「ト」）。

ウ 一方、選定された裁判員候補者中、辞退が認められた者は39万1,051人であり、辞退率は60.0%となっておりますが、その推移は平成21年の53.1%から年々上昇しており、平成26年11月末には64.1%となっております（同表「ル」(b)）。

段階別にみると、調査票や質問票の回答により事前に辞退が認められた裁判員候補者は38万0,877人（同表「ニ」及び「ヘ」）となっております、全体として柔軟かつ前倒しに辞退が認められていると思われま

エ これまで選任された裁判員は4万1,135人、補充裁判員は1万4,027人となっております（同表「ワ」及び「カ」）。

### (3) 裁判員裁判の審理の状況

#### ア 公判前整理手続の状況等

(ア) 最高裁判所事務総局が平成24年12月に公表した検証報告書において、公判前整理手続期間の長期化が指摘されていたところ、平成26年11月末までの平均公判前整理手続期間の平均の推移をみると、自白・否認の総数で、平成22年から24年にかけては、5.4月、6.4月、7.0月と長期化しましたが、平成25年及び平成26年11月末はいずれも6.9月となっております、長期化傾向が頭打ちになっているようにみえます（表5）。

(イ) もともと、自白事件の平均公判前整理手続期間は恒常的に5か月超に及び、高止まりした状況にある上、裁判員制度施行前の平成18年～平成20年における裁判官裁判の平均公判前整理手続期間（検証報告書・図表18参照）と比較しても、裁判員裁判の方が長期を要する状況にあり、自白事件、否認事件ともに、平均審理期間及び平均公判前整理手続

期間のいずれも依然として長いままとなっています(表5)。被告人の身柄拘束の長期化を防ぐとともに、事件関係者の記憶が鮮明なうちに法廷で直接話を聞くという公判中心主義、直接主義に即した公判審理を実現するためには、合理的な期間内に審理を終えるよう努めなければなりません。

#### イ 公判審理

(ア) 自白事件の平均実審理期間は、平成22年の平均4.0日から、平成26年11月末には5.9日へと年々伸びていますが、平均開延回数はそれほど大きく変化はしておりません(表7)。他方、自白事件の平均評議時間は年々延びる傾向にあり(表9)、自白事件において平均実審理期間が伸びる傾向にあるのは、充実した評議を行うために評議に充てる時間が長くなっていることが影響しているものと思われます。

(イ) 審理内容については、平均取調べ証人数の推移をみると、特に自白事件における検察官請求証人は、平成21年におけるその証人数は0.5人であったものが年々増加し、平成26年11月末時点では1.0人となっています(表8)。公判中心主義、直接主義に即した公判審理が行われるようになってきていることが窺われますが、今後も推移を見守っていく必要があります。

#### (4) 裁判員裁判の運用状況の検証に関する取組について

裁判員裁判の運用状況の検証に関する取り組みとして、①裁判員等経験者に対するアンケートの実施とその結果の集計・分析、②裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の実施、③裁判員経験者の意見交換会の実施、④「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の設置、⑤検証報告書の作成(平成24年12月公表)、⑥裁判員制度施行5年間の蓄積を踏まえた、裁判員裁判の現状等に関する国民への正確な情報発信のための広報活動といった

取り組みが行われています。

### 3 平成25年の刑事訴訟事件の概況について

(1) 刑事訴訟事件の概況は、参考統計表の第1表から第3表までのとおりです。

地方裁判所の通常訴訟事件の新受人員は、平成5年以降増加傾向にあり、平成16年には、現行刑事訴訟法が施行された昭和24年以降、同年を除き、過去最多となりましたが、平成17年から減少に転じ、平成25年は7万1,771人となりました。

高等裁判所の通常訴訟事件の新受人員は、平成18年から減少傾向にあり、平成25年は6,091人となっています。既済人員及び未済人員の推移も新受人員の推移とほぼ軌を一にしています。

簡易裁判所の通常訴訟事件の新受人員もここ10年減少傾向にあり、平成25年は9,842人となっています。既済人員及び未済人員の推移も新受人員の推移とほぼ軌を一にしています。略式命令請求事件の新受人員も、ここ10年減少傾向にあり、平成25年は31万2,248人となっています(表1)。

次に、長期係属事件の状況ですが、第2表は、事案複雑等を事由とする係属2年を超える実人員(以下「長期係属実人員」という。)について、年ごとの推移を見たものです。ここ10年は概ね減少傾向にあり、平成23年に増加しましたが、翌年からまた減少しています。第3表は、平成25年末現在の地裁の長期係属事件について、合議(法定・裁定)、単独別、罪名別に審理長期化の事由を見たものです。なお、簡易裁判所においては、平成25年末現在、長期係属実人員はありません。

(2) 第4表は被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況です。制度改正のあった年には、新受、既済とも大幅に増加しています。

(3) 第5表、第6表は、通常第一審における終局事件の平均審理期間等につい

てまとめたものです。平成25年の自白事件の平均審理期間は横ばいで、否認事件のそれは0.1か月減少しているのに、全事件の平均審理期間は0.1か月長くなりました。これは、元々平均審理期間の長い否認事件の割合が増加したこと(10.0%)に負うところが大きいと思われます。

(4) 第7表、第8表は、法廷通訳事件の処理状況です。通訳翻訳人の付いた外国人事件は年々減少傾向にあり、言語別に見ると北京語が最多言語であることが分かります。

(5) 第9表から第12表は、いずれも犯罪被害者等に関連する諸制度の利用状況をまとめたものです。これらの諸制度は平成12年以降徐々に法改正によって拡充が図られてきましたが、これらの諸制度の利用者も、多少の増減はありますが概ね漸増傾向にあると言えます。

(6) 第13表から第15表は、令状関係の処理状況をまとめたものです。最近5年程度の傾向を見ると、勾留却下率(第14表)と保釈率(第15表)はいずれも緩やかに上昇傾向にあります。裁判員裁判の導入を契機に、勾留や保釈の判断における罪証隠滅のおそれを実質的に判断するようになった結果ではないかと思われます。

(7) 第16表は医療観察処遇事件の処理状況をまとめたものです。入院継続・退院許可処遇事件(法49,50条)については事件数が増加していますが、他の事件類型にあまり大きな変動はありません。毎年入院者が退院者の数を上回っていることから、6か月毎に係属することとなる入院継続処遇事件が年々増え続けていることがその背景にあるものと思われます。

#### 4 成立した法律で裁判所に関係のある主要なものについて

(1) 刑の一部の執行猶予制度及び社会貢献活動を特別遵守事項とする制度

「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が平成25年6月19日に公布され、

一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

「刑法等の一部を改正する法律」は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えること、規制薬物等に対する依存がある者に対する保護観察の特則を定めることその他所要の規定を整備するものであり、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めるものです。

## (2) 裁判員法改正について

裁判員法につきましては、附則9条のいわゆる3年後見直し規定を受けて、法務省に「裁判員制度に関する検討会」が設けられ、その取りまとめ結果を踏まえた改正要綱が、平成25年10月に法制審議会に諮問されました。法制審議会は、昨年7月に要綱の修正案を答申し、これに基づいて作成された法案が昨秋の第187回臨時国会に提出されましたが、衆議院の解散に伴って廃案となりました。同法案は、今通常国会に再度提出され、審議される見通しです。

法案の内容は、①長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外、②災害時における辞退事由の追加・呼び出すべき裁判員候補者等から除外する

措置の新設，③被害者特定事項秘匿決定のあった事件の選任手続における被害者特定事項の取扱いの3点です。①は，既に行われた長期事件を超えるような極めて例外的なケースに備えた制度であり，②・③は，基本的には既に運用上行われている取扱いの立法化であって，いずれも，裁判員裁判の運用の大勢に影響を与えるものではないと考えております。

(3) 新時代の刑事司法制度特別部会の関連法改正について

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会の関連法改正については，すでに法改正の要綱（骨子）が，昨年9月に法制審議会総会で採択され，法務大臣に答申されており，今通常国会で関連法案が提出される見込みです。

この法改正は，9つの項目からなっておりますが，大きく4つのまとまりに分けることができます。

1つ目は，取調べの録音録画制度の導入です。対象事件の範囲には議論がりましたが，最終的には，裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件の全過程の録音録画を義務づけるという内容になっております。

2つ目は，捜査側には，録音録画によって取調べが制約され，真相解明が困難になるという懸念があり，そのカウンターバランスとして，新たな捜査手法を与える一群です。一定の財政経済事件や薬物銃器事件を対象とした捜査・公判協力型協議・合意制度（いわゆる司法取引制度）の導入，刑事免責を付与して証言を強制する制度の導入，通信傍受の対象犯罪の拡大と手続の合理化・効率化となります。

3つ目は，弁護人の弁護活動の充実，被疑者・被告人の防御権をより実質化する制度として検討されたものであり，被疑者国選弁護制度の対象の拡大，証拠の一覧表の交付制度など証拠開示制度の拡充が採用されたほか，身柄拘束に関しては，裁量保釈の考慮事情について確認的規定を置くこととなっております。

4つ目として、上記以外に、公判での証言の適正確保や、証人・参考人の保護の見地から、ビデオリンクによる証人尋問の拡充、証人の氏名及び住居について条件付開示や代替開示を認める制度の導入、公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するため証拠隠滅罪等の法定刑の加重等が内容となっております。

施行時期については、それぞれの項目に必要な準備期間をみて項目毎に決められるのではないかと考えられますが、現在のところ未定です。

## 裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成26年11月末・速報）

### 目 次

表1	罪名別の新受人員の推移	1
表2	庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移	2
表3	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表4	裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	5
表5	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	6
表6	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	6
表7	平均実審理期間及び平均開廷回数 of 推移（自白否認別）	7
表8	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	8
表9	平均評議時間の推移（自白否認別）	9

表1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (11月末)
総数	8,959	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,259
強盗致傷	2,139	295	468	411	329	342	294
殺人	1,881	270	350	371	313	303	274
現住建造物等放火	839	98	179	167	128	141	126
傷害致死	784	70	141	169	146	136	122
覚せい剤取締法違反	750	90	153	173	105	105	124
(準)強姦致死傷	661	88	111	137	124	121	80
(準)強制わいせつ致死傷	619	58	105	105	109	133	109
強盗強姦	390	61	99	83	59	57	31
強盗致死(強盗殺人)	230	51	43	37	37	37	25
偽造通貨行使	174	34	60	30	34	12	4
危険運転致死	116	13	17	20	27	21	18
通貨偽造	92	14	18	20	19	17	4
集団(準)強姦致死傷	57	13	2	17	6	9	10
逮捕監禁致死	51	4	18	21	1	4	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	44	13	5	3	4	10	9
保護責任者遺棄致死	42	7	9	12	4	5	5
組織的犯罪処罰法違反	28	6	5	-	-	3	14
爆発物取締罰則違反	13	6	-	-	5	2	-
麻薬特例法違反	13	1	5	3	2	1	1
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-
身代金拐取	6	-	3	-	1	1	1
その他	21	3	3	5	2	3	5

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。  
3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。  
4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
8 速報値である。

表2 庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年(11月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	8,190	7,286	904	1,142	148	994	1,591	1,530	1,056	1,624	1,568	1,111	1,345	1,526	930	1,325	1,415	840	1,163	1,099	904
東京地裁本庁	730	650	80	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	106	98	80
東京地裁立川支部	236	217	19	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	26	33	19
横浜地裁本庁	379	340	39	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	47	46	39
横浜地裁小田原支部	71	64	7	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	13	16	7
さいたま地裁本庁	409	360	49	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	63	52	49
千葉地裁本庁	865	761	104	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	135	108	104
水戸地裁本庁	167	151	16	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	23	21	16
宇都宮地裁本庁	144	129	15	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	17	20	15
前橋地裁本庁	120	110	10	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	13	10	10
静岡地裁本庁	46	43	3	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	7	9	3
静岡地裁沼津支部	71	59	12	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	12	7	12
静岡地裁浜松支部	49	42	7	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	9	10	7
甲府地裁本庁	62	59	3	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	8	8	3
長野地裁本庁	55	48	7	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7
長野地裁松本支部	42	39	3	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	6	3
新潟地裁本庁	71	67	4	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	9	8	4
大阪地裁本庁	701	617	84	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	99	109	84
大阪地裁堺支部	200	184	16	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	20	26	16
京都地裁本庁	169	152	17	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	21	36	19	25	27	17
神戸地裁本庁	236	213	23	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	26	37	23
神戸地裁姫路支部	66	58	8	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	8	9	8
奈良地裁本庁	68	57	11	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	9	11
大津地裁本庁	82	77	5	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5
和歌山地裁本庁	66	54	12	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	7	5	12
名古屋地裁本庁	366	314	52	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	57	43	52
名古屋地裁岡崎支部	122	103	19	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	22	10	19
津地裁本庁	93	84	9	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	12	9
岐阜地裁本庁	117	107	10	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	12	21	10
福井地裁本庁	39	35	4	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4
金沢地裁本庁	44	43	1	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1
富山地裁本庁	32	31	1	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成26年11月末・速報)

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年(11月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	178	160	18	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	18	31	18
山口地裁本庁	51	45	6	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	5	4	6
岡山地裁本庁	128	108	20	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	24	18	20
鳥取地裁本庁	20	15	5	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	2	1	4	1	4	5	4	5
松江地裁本庁	20	18	2	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	3	4	2
福岡地裁本庁	295	248	47	43	5	38	61	64	35	56	56	35	35	46	24	38	43	19	62	34	47
福岡地裁小倉支部	112	88	24	10	-	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	31	20	24
佐賀地裁本庁	51	43	8	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	7	3	8
長崎地裁本庁	50	46	4	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	3	8
大分地裁本庁	68	65	3	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	7	6	4
熊本地裁本庁	84	80	4	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	7	11	4
鹿児島地裁本庁	110	97	13	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	17	16	13
宮崎地裁本庁	55	44	11	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	13	4	11
那覇地裁本庁	93	83	10	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	17	14	10
仙台地裁本庁	108	102	6	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	7	8	6
福島地裁本庁	37	35	2	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	6	7	2
福島地裁郡山支部	75	72	3	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	9	3
山形地裁本庁	52	48	4	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	6	4
盛岡地裁本庁	32	30	2	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2
秋田地裁本庁	32	29	3	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	5	7	3
青森地裁本庁	77	74	3	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	8	3
札幌地裁本庁	184	166	18	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	21	28	18
函館地裁本庁	32	28	4	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4
旭川地裁本庁	29	29	-	5	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	3	4	-
釧路地裁本庁	44	44	-	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	-
高松地裁本庁	84	71	13	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	19	10	13
徳島地裁本庁	42	38	4	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	6	6	4
高知地裁本庁	38	35	3	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	5	6	3
松山地裁本庁	91	77	14	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	24	20	14

- (注) 1 刑事局の調査による実人員である。  
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受欄の当該箇所に計上した。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 概数である。

表3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分																		控訴人員	控訴率(%)		
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役										有期禁錮	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送			その他	
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下											
												実刑	執行猶予	うち保釈観察									
総数	7,288	7,097	22	145	70	102	323	771	1,442	1,411	1,212	443	1,150	622	1	1	4	1	40	5	144	2,535	35.5
強姦致死	1,630	1,584	-	-	1	4	21	100	356	453	400	69	180	121	-	-	-	-	3	3	40	564	35.5
殺人	1,602	1,568	8	46	30	37	181	264	202	214	176	94	316	135	-	-	-	-	7	1	26	541	34.3
傷害致死	705	692	-	-	-	4	1	61	174	170	142	56	84	16	-	-	-	-	7	1	5	254	37.8
现住建造物等放火	666	653	-	1	1	2	8	20	31	85	171	75	259	173	-	-	-	-	2	-	11	123	18.8
覚せい剤取締法違反	646	616	-	-	-	-	21	96	333	137	18	8	3	2	-	-	-	-	18	-	12	317	50.0
(準)強姦致死傷	470	448	-	-	-	11	14	22	69	106	123	74	14	16	11	-	-	-	-	-	22	188	42.0
(準)強姦わいせつ致死傷	413	408	-	-	-	-	3	9	19	60	101	68	158	114	-	-	-	-	-	-	5	84	20.6
強姦致死	204	191	-	6	15	21	26	57	50	12	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	13	83	43.5
強姦致死(強姦殺人)	196	193	14	89	11	16	21	29	10	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	125	64.4
麻薬特例法違反	188	188	-	-	-	-	3	21	53	79	31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77	41.0
偽造通貨行使	118	118	-	-	-	-	-	-	1	1	28	17	71	25	-	-	-	-	-	-	-	15	12.7
危険運転致死	104	104	-	-	-	1	1	11	43	25	12	10	1	1	-	-	-	-	-	-	-	38	36.5
遺精強姦致死	49	49	-	-	-	-	-	4	10	8	12	4	11	2	-	-	-	-	-	-	-	17	34.7
集団(準)強姦致死傷	44	43	-	1	-	2	6	6	16	7	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	1	19	44.2
保護責任者遺棄致死	40	39	-	-	-	-	-	1	5	10	11	4	8	4	-	-	-	-	-	1	-	13	32.5
偽造	31	31	-	-	-	-	-	-	1	-	9	7	14	7	-	-	-	-	-	-	-	8	25.8
銃刀法違反	29	26	-	-	-	-	7	4	11	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	10	38.5
通貨偽造	24	22	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	13	3	-	-	-	-	-	-	2	2	9.1
強姦	24	24	-	-	-	-	2	2	6	7	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	33.3
(準)強姦	20	20	-	-	-	-	1	2	11	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	25.0
組織的犯罪処罰法違反	15	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	10	66.7
爆発物取締罰則違反	10	9	-	-	1	1	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	66.7
麻薬取締法違反	10	10	-	-	-	-	4	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	50.0
窃盗	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7
自殺幇助及び同謀殺人	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0
海陸行方処罰法違反	5	4	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	100.0
拐取者身の代金取得等	4	4	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3
爆発物破壊	3	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3
暴行	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非现住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
身の代金拐取	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路交通法違反	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常習暴行強姦	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
関保法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0

(注) 1 刑事通常第一審事件による実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処罰罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。  
 5 虚罰罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。  
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
 7 「銃刀法」は、「銃刀刑罰所待等取締法」の略である。  
 8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
 9 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。  
 10 「海陸行方処罰法」は、「海陸行方の処罰及び海陸行方への対処に関する法律」の略である。  
 11 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 12 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に転送され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
 13 速報値である。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (11月末)	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,737,106	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	37.5	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	46.2	
ハ	選定された裁判員候補者数	651,688 [91.2]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	109,178 [100.9]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	184,261	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	32,306	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	467,427 [65.4]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	76,872 [71.0]	
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	196,616	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	35,634	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	270,811	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	41,238	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	207,730 [29.1]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	29,690 [27.4]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	31.9	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	27.2
		(「チ」/「ト」)	76.7	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0	72.0
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	54,916	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	8,444	
ル	(a)	辞退が認められた裁判員候補者の総数	391,051	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	69,990
	(b)	辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	60.0	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.1
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	179,050 [25.1]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	25,061 [23.2]	
ワ	選任された裁判員の数	41,135	898	8,673	8,815	8,633	7,937	6,239	
カ	選任された補充裁判員の数	14,027	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,098	

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果、「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。  
 2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。  
 3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。  
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。  
 5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。  
 6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 7 [ ]は、判決人員(累計7,142人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,082人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (11月末)
総数	判決人員	7,142	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,082
	平均審理期間(月)	8.7	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.4	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.9
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.3	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.8
自白	判決人員	4,085	114	970	885	806	725	585
	平均審理期間(月)	7.2	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.1
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.0	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.5
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.2	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6
否認	判決人員	3,057	28	536	640	694	662	497
	平均審理期間(月)	10.8	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.7
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.2	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.6	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 判決人員は実人員である。  
 3 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。  
 4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 6 速報値である。

表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間															平均公判前整理手続期間	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	7,080	-	7	221	731	3,242	1,620	699	325	122	49	29	17	8	3	2	5	6.4月
自白	4,044	-	6	192	644	2,256	696	161	62	18	3	4	1	1	-	-	-	5.0月
否認	3,036	-	1	29	87	986	924	538	263	104	46	25	16	7	3	2	5	8.2月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (11月末)
総数	判決人員	7,142	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,082
	平均実審理期間(日)	6.8	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2
	平均開廷回数(回)	4.3	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5
自白	判決人員	4,085	114	970	885	806	725	585
	平均実審理期間(日)	4.9	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9
	平均開廷回数(回)	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8
否認	判決人員	3,057	28	536	640	694	662	497
	平均実審理期間(日)	9.3	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8
	平均開廷回数(回)	5.1	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。  
 2 判決人員は実人員である。  
 3 実審理期間は、次の方法により算出した。なお、最長のものは95日であり、最短のものは2日である。  
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。  
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合  
 議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。  
 (3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、全ての裁判員が解任されたものについては、改めて選  
 任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。  
 (4) (1)～(3)以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。  
 4 開廷回数には、3(2)の場合の、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。  
 5 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が  
 行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 7 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (11月末)
総数	判決件数	6,729	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,017
	取調べ証人実人数	2.6	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	3.0
	検察官請求証人数	1.6	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0
	弁護士側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	3,794	110	905	818	753	662	546
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	2.0
	検察官請求証人数	0.6	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0
	弁護士側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
否認	判決件数	2,935	28	518	624	662	632	471
	取調べ証人実人数	3.8	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1
	検察官請求証人数	2.9	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2
	弁護士側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。  
 2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。  
 3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護士側請求証人数」に重複して計上した。  
 4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。  
 5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 7 概数である。

表9 平均評議時間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (11月末)
総数	判決人員	7,142	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,082
	平均評議時間(分)	589.7	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	676.6
自白	判決人員	4,085	114	970	885	806	725	585
	平均評議時間(分)	474.8	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	534.2
否認	判決人員	3,057	28	536	640	694	662	497
	平均評議時間(分)	743.3	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	844.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

## 参 考 統 計 表

第1表	通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況 〔参考グラフ〕通常訴訟事件, 略式請求事件の推移	(平成16年～25年) - 高裁・地裁・簡裁——	1
	〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移	(平成16年～25年) - 高裁・地裁・簡裁——	1
第2表	長期係属実人員の長期化事由別内訳	(昭和24年～平成25年) - 地裁——	2
第3表	事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別, 罪名別審理長期化の事由 〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(平成25年末現在) - 地裁——	3
		(平成6年～25年各年末現在) - 高裁・地裁・簡裁——	4
第4表	被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成18年～平成25年) - 地・簡裁——	5
第5表	通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間, 平均開廷回数, 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(昭和60年, 平成2, 7, 12, 17, 21年～25年) - 地裁——	6
第6表	通常第一審における終局人員の審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成16年～25年) - 地裁——	7
第7表	通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員 〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成16年～25年) - 地裁——	8
		(平成16年～25年) - 地裁——	8
第8表	通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成21年～25年) - 地裁——	9
第9表	犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成12年11月～25年) - 高・地・簡裁総数——	10
第10表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(平成20年12月～25年累計) - 地・簡裁総数——	11
第11表	刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成20年12月～25年) - 地裁——	12
第12表	刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成20年12月～25年) - 地裁——	12
第13表	逮捕状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 21～25年) - 簡裁・地裁——	13
第14表	勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 21～25年) - 簡裁・地裁——	14
第15表	通常第一審における勾留, 保釈請求, 保釈人員及びその割合	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 21～25年) - 簡裁・地裁——	15
第16表	医療観察処遇事件の処理状況	(平成17年7月～25年) - 地裁——	16

第1表 通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況

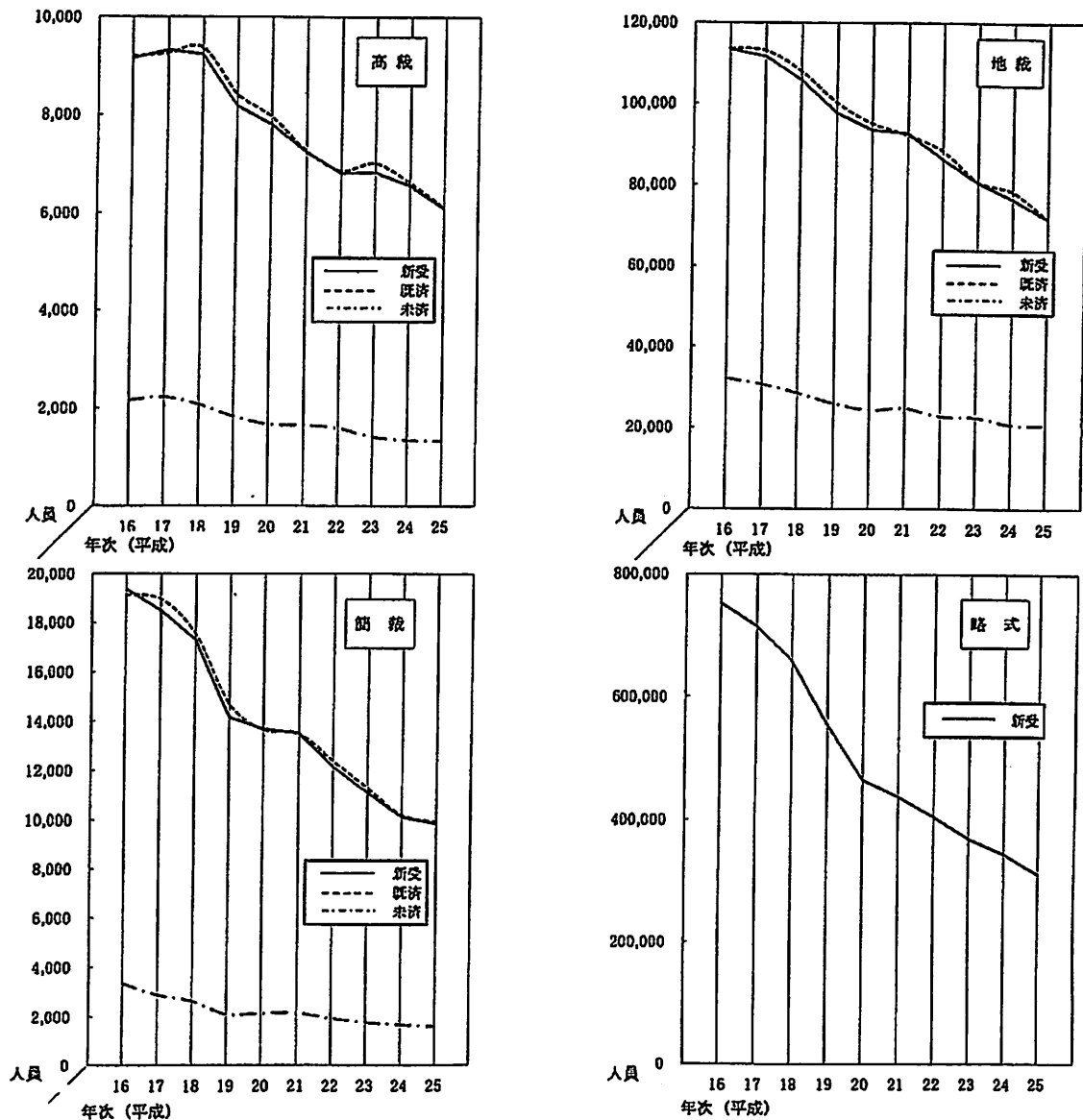
(平成16年～25年) 一高裁・地裁・簡裁

区分 年次	通常訴訟事件									略式命 請求事 件 (新受人員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	
平成 16 年	9,162	9,198	2,155	113,464	113,649	32,074	19,375	19,118	3,334	752,382
17	9,331	9,264	2,222	111,730	113,146	30,658	18,491	18,950	2,875	714,534
18	9,239	9,382	2,079	106,020	108,136	28,542	17,308	17,552	2,631	658,398
19	8,186	8,435	1,830	97,828	100,364	26,006	14,178	14,709	2,100	555,246
20	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248

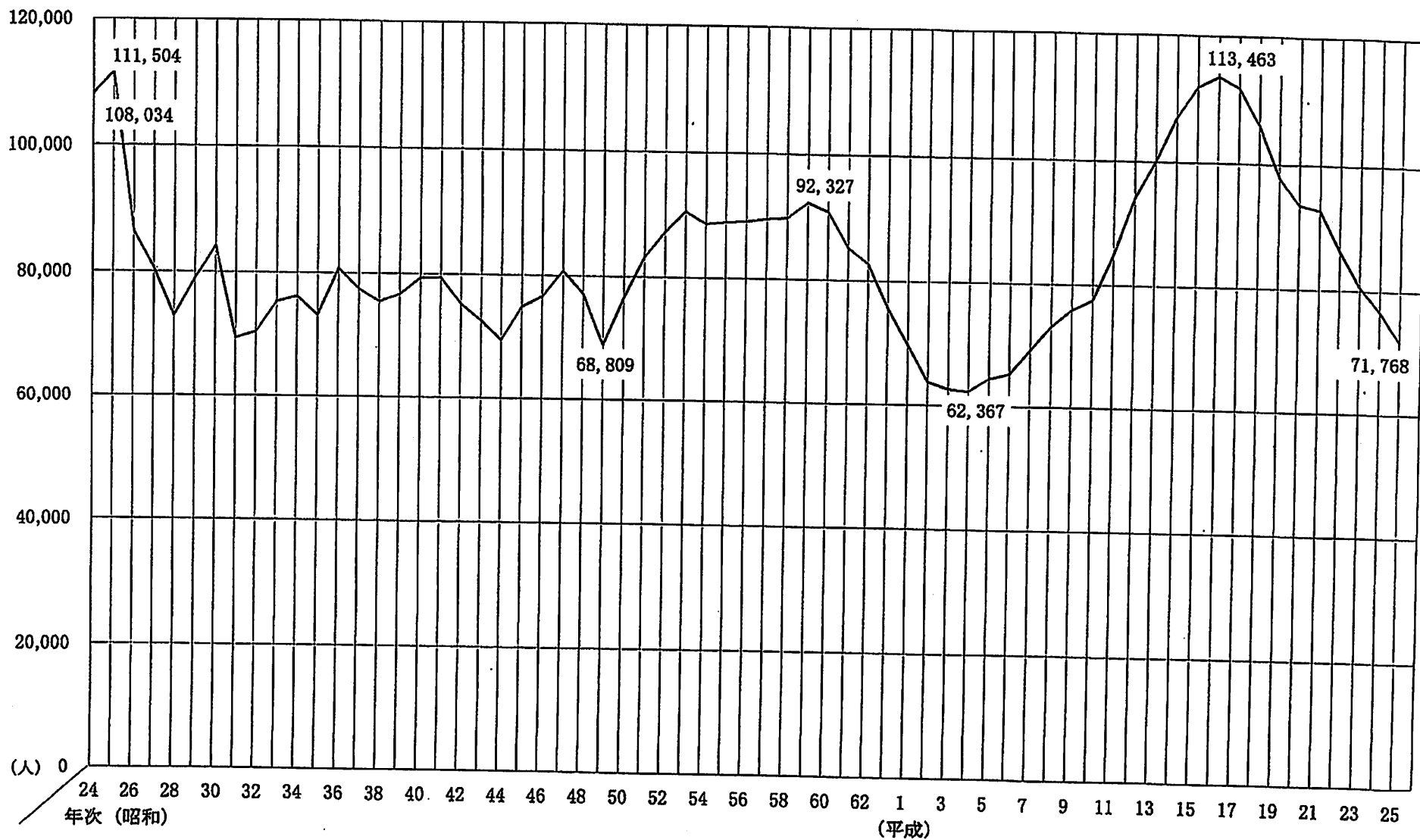
(注) 刑事月報による延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。

[参考グラフ]

通常訴訟事件, 略式請求事件の推移



[参考グラフ] 通常第一審事件の新受人員の推移 (昭和24年～平成25年) - 地裁



(注) 司法統計年報による延べ人員であり、再審事件を含まない。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成16年～25年各年末現在) - 高裁・地裁

年次	裁判所 長期化事由	高 裁			地 裁			
		総 数	事案複雑等	逃 亡 等	総 数	事 案 複 雑 等		逃 亡 等
						2年を超える	3年を超える	
平成 16 年		34	21	13	320	147	50	123
17		27	17	10	295	107	69	119
18		27	15	12	242	59	68	115
19		20	6	14	214	67	32	115
20		17	3	14	162	27	24	111
21		21	9	12	133	29	2	102
22		17	6	11	136	37	3	96
23		21	9	12	186	70	7	109
24		23	8	15	155	46	17	92
25		15	3	12	137	26	18	93

(注) 1 当刑事局への個別報告による概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員(同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由

(平成25年末現在) - 地裁

罪名	審理長期化の事由	係属事件数	事 案 複 雑									そ の 他						
			訴 因 多 数	被 告 人 多 数	計 算 関 係 複 雑	証 人 調 べ に 多 数 の た	証 人 調 べ を 要 し た の た	証 人 質 問 に 多 数 の た	証 定 に 時 日 を 要 し た	検 察 官 の 証 拠 整 理 に た	時 日 の 証 拠 要 求 し た	証 拠 の 開 覧 ・ 照 写 に た	そ の 他	紛 争 等 の た め 実 体 審 理 の た	公 判 期 日 の 変 更 ・ 延 期 難	多 数 又 は 指 定 困 難	関 連 事 件 の 審 理 待 ち	そ の 他
総 数		31	(29.0)	(9.7)	(3.2)	(41.9)	(12.9)	(6.6)	(38.7)	(12.9)	(45.2)	(3.2)	(22.6)	-	(19.4)			
法定合議		8	3	1	-	1	-	1	1	2	6	1	3	-	2			
裁定合議		17	5	2	1	10	3	1	7	1	8	-	2	-	2			
単 独		6	1	-	-	2	1	-	4	1	1	-	2	-	2			
詐 欺		8	4	1	-	6	1	-	3	-	3	-	2	-	-			
業務上過失致死傷		3	-	1	-	1	-	1	2	-	1	-	-	-	1			
覚せい剤取締法違反		4	1	-	-	-	-	-	1	2	1	1	-	-	2			
殺 人		2	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-			
傷 害		2	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2			
組織的犯罪処罰法違反		2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-			
そ の 他		8	2	-	1	4	2	1	4	2	6	-	2	-	1			

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

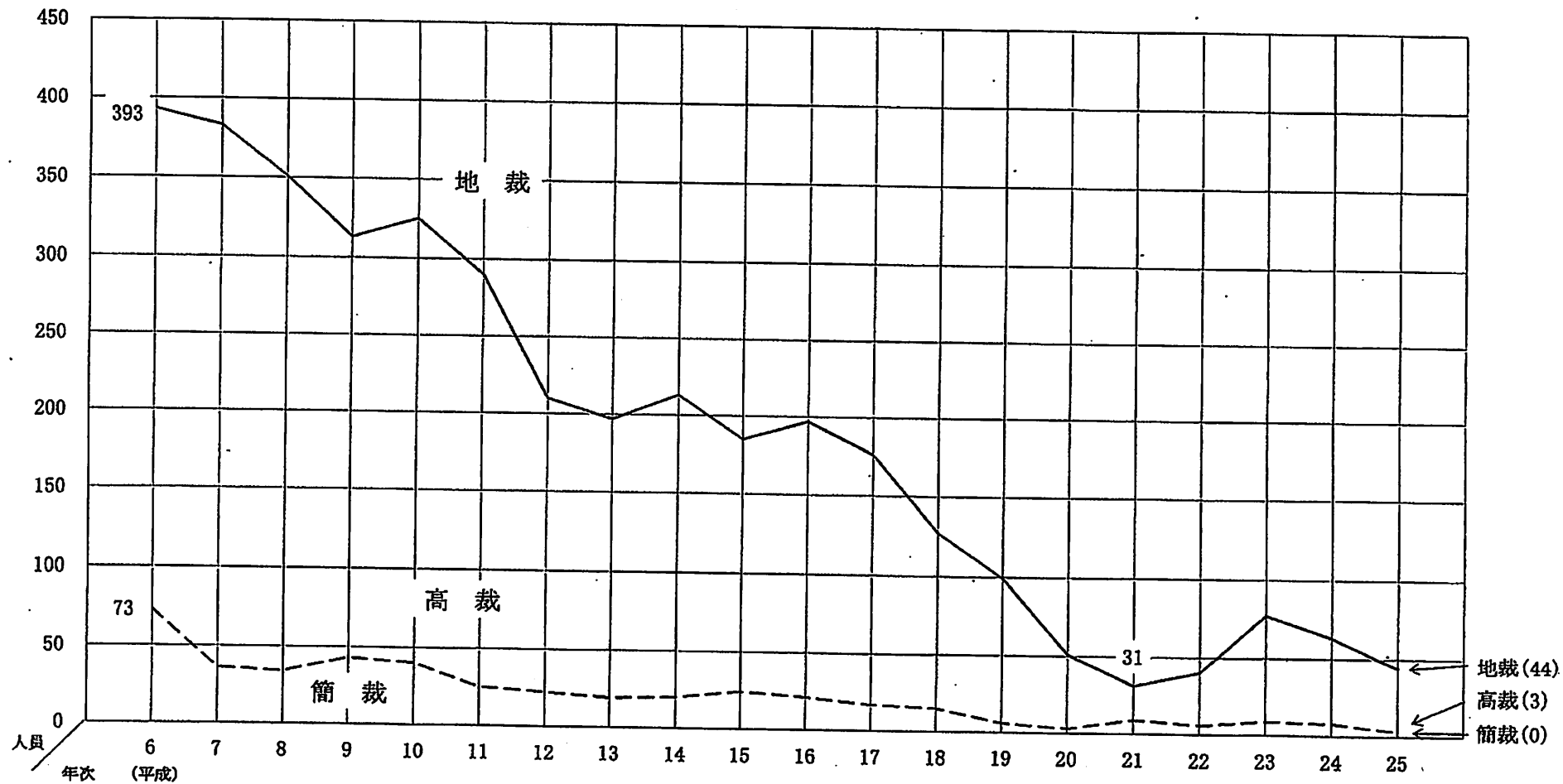
2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

4 ( )内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成6年～25年各年末現在) - 高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 当刑事局への個別報告による係属2年を超える事件の実人員である。  
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。  
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成18年～25年) —地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	新受人員		既済人員			
		総数	うち即決裁判 手続同意 確認のため の請求	総数	うち即決裁判 手続同意 確認のため の請求	国選弁護人 が選任され た被疑者数	うち即決裁判 手続同意 確認のため の請求
地 裁	平成 18 年	866	11	861	11	838	8
	19	3,413	12	3,402	12	3,259	12
	20	3,508	8	3,508	7	3,409	7
	21	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	25,130	6	25,352	6	24,813	6
簡 裁	平成 18 年	955	16	947	16	922	14
	19	3,440	43	3,435	43	3,366	42
	20	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	21	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	46,594	7	46,611	7	46,143	7

(注) 1 司法統計年報による延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の3第1項による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

第5表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(昭和60年、平成2、7、12、17、21～25年) 一裁

区分 年次	通常第一審事件全体								自								否							
	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)
		受理から終局まで	公判期日までの第1回	から終局までの第1回公判期日		受理から終局まで	第1回公判期日			から終局までの第1回公判期日	受理から終局まで	第1回公判期日		から終局までの第1回公判期日	受理から終局まで			第1回公判期日	から終局までの第1回公判期日	受理から終局まで		第1回公判期日	から終局までの第1回公判期日	
昭和60年	65,553	3.4	1.4	2.0	3.2	1.1	0.6	1.1	(91.1) 59,740	2.8	1.4	1.4	2.7	1.0	0.5	0.8	(8.0) 5,237	10.6	1.6	9.0	9.2	1.2	1.0	4.4
平成2年	49,821	3.5	1.5	2.0	3.1	1.1	0.6	1.0	(91.8) 45,755	2.9	1.5	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(7.3) 3,616	11.4	1.7	9.7	9.1	1.3	1.1	3.7
7	51,537	3.3	1.5	1.8	2.9	1.1	0.6	0.9	(92.1) 47,477	2.7	1.4	1.3	2.5	1.1	0.5	0.7	(6.8) 3,493	10.7	1.7	9.0	8.6	1.2	1.0	3.3
12	68,190	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(92.0) 62,716	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.5	0.7	(6.6) 4,504	9.8	1.9	7.9	7.8	1.3	1.0	2.8
17	79,203	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(91.5) 72,450	2.8	1.6	1.2	2.4	1.2	0.5	0.6	(6.6) 5,193	9.5	2.0	7.5	7.3	1.3	1.0	2.5
21	66,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.1	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.4	0.9	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
法定合議	2,562	7.5	5.3	2.2	4.3	1.7	0.5	2.2	(61.8) 1,584	5.6	3.9	1.7	3.4	1.6	0.5	1.3	(36.3) 929	10.8	7.8	3.0	5.8	1.9	0.5	3.8
裁定合議	671	10.7	3.6	7.1	6.9	1.5	1.0	3.4	(37.4) 251	6.2	2.6	3.6	4.0	1.6	0.9	1.2	(62.1) 417	13.5	4.3	9.2	8.7	1.5	1.1	4.7
単独	48,996	2.8	1.4	1.4	2.6	1.1	0.5	0.7	(90.6) 44,412	2.4	1.4	1.0	2.3	1.0	0.4	0.6	(7.9) 3,866	7.3	1.7	5.6	6.1	1.2	0.9	2.3

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

3 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

4 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

5 ( ) 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

第6表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成16年～25年) -地裁

年次	区分 終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 審 期 間 (月)	平 均 理 間 (回)	平 均 開 廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える				
平成 16 年	81,251	(2.2) 1,753	(37.8) 30,733	(33.0) 26,848	(19.4) 15,786	(5.7) 4,657	(1.5) 1,221	(0.2) 170	(0.1) 83	3.2	2.7	1.2	
17	79,203	(2.1) 1,698	(39.6) 31,327	(31.8) 25,177	(18.7) 14,775	(6.1) 4,834	(1.4) 1,148	(0.2) 169	(0.1) 75	3.2	2.7	1.2	
18	75,370	(3.3) 2,493	(39.2) 29,559	(31.6) 23,852	(18.6) 13,982	(5.7) 4,275	(1.3) 992	(0.2) 144	(0.1) 73	3.1	2.7	1.1	
19	70,610	(8.3) 5,878	(36.6) 25,876	(30.2) 21,291	(17.9) 12,614	(5.6) 3,936	(1.2) 850	(0.1) 90	(0.1) 75	3.0	2.6	1.1	
20	67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.1	
21	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.1	
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2	
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1	
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,993	(28.9) 16,423	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1	
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。  
 2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。  
 3 ( )内は終局人員に対する%である。

第7表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員

(平成16年～25年) -地裁

区分 年次	終局人員			有罪人員		
	総 数	うち 通訳翻訳人が 付いた被告人 (日本人を含む。)		総 数	うち 外国人	うち 通訳翻訳人が 付いた被告人
平成 16 年	81,251	(13.8)	11,174	79,121	12,108	10,916
17	79,203	(11.8)	9,361	77,297	10,328	9,097
18	75,370	(9.6)	7,268	73,471	8,213	6,987
19	70,610	(8.3)	5,870	69,139	6,781	5,615
20	67,644	(6.8)	4,598	66,378	5,498	4,405
21	65,875	(6.3)	4,138	64,540	4,992	3,975
22	62,840	(5.4)	3,407	61,585	4,288	3,254
23	57,968	(4.7)	2,701	56,843	3,492	2,568
24	56,734	(4.4)	2,507	55,667	3,265	2,363
25	52,229	(4.5)	2,331	51,177	3,090	2,197

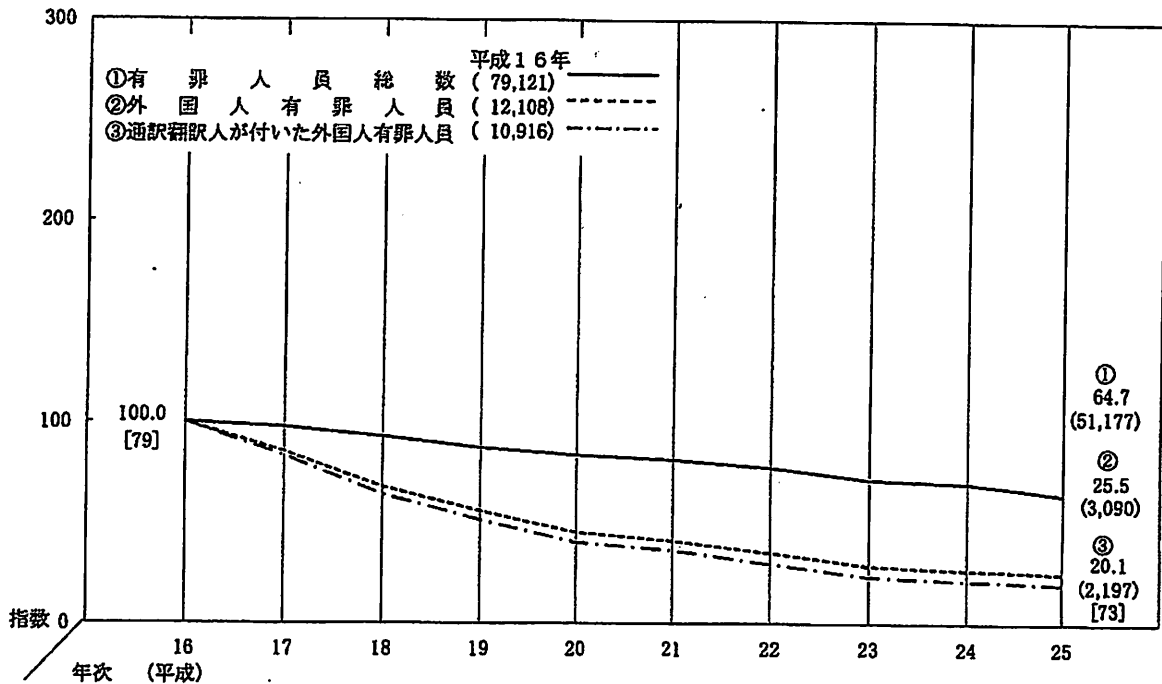
(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。

3 ( )内は終局人員総数に対する%である。

〔参考グラフ〕 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移

(平成16年～25年) -地裁



(注) 1 平成16年を100とする指数である。

2 ( )内は実人員であり, [ ]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。

第8表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員  
(平成21年～25年) - 地裁

言語	年次	平成21年	22	23	24	25
	数					
総	数	4,000	3,275	2,585	2,383	2,207
中 国 語	中 国 語	1,249	1,025	871	742	723
	北 京 語	1,185	975	826	708	694
	広 東 語	23	14	17	11	15
	台 湾 語	7	7	5	2	2
	上 海 語	3	1	1	4	2
	福 建 語	6	8	5	4	1
	その他の中国語	25	20	17	13	9
フィリピン(タガログ)語		427	394	322	276	218
ポルトガル語		423	329	211	227	210
ベトナム語		229	213	193	176	209
韓国・朝鮮語		463	373	247	220	168
スペイン語		262	229	193	159	167
英語		180	196	192	166	142
タイ語		201	141	85	105	91
ペルシャ語		153	116	75	69	61
シンハラ語		65	35	24	23	34
ベンガル語		51	25	11	25	18
ウルドゥー語		41	21	12	25	17
フランス語		7	21	18	16	17
ロシア語		37	26	23	27	16
インドネシア語		58	28	15	13	16
トルコ語		27	10	14	18	14
ミャンマー語		25	13	5	12	13
ネパール語		20	13	8	8	12
カンボジア語		1	1	-	-	10
モンゴル語		28	17	17	10	6
ヒンディー語		6	8	4	6	6
その他		47	41	45	60	39

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。  
また、終局人員は有罪のほかは無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

第9表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成12年11月～25年) - 高・地・簡裁総数

		平成12年 (11月～)	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	総数
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	10	38	68	51	87	68	77	70	86	79	102	136	121	116	1,109
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	-	1	5	12	7	8	13	21	32	44	52	39	46	41	321
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	104	847	912	1,062	1,074	1,103	1,233	1,222	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	15,819
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	2	9	22	26	42	34	36	60	71	105	123	125	140	151	946
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数		67	122	136	217	210	234	224	202	235	261	242	288	278	2,716
情報保護	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者等の数									2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,112	22,465
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	22	232	457	585	735	774	917	1,010	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,173	11,611
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	8	58	110	144	180	243	253	270	339	490	557	561	517	574	4,304
閲覧謄写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数	65	473	681	753	705	855	903	846	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,468	12,943
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった事例数	1	17	7	7	9	6	17	17	12	15	22	13	22	21	186
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数									24	35	50	33	45	18	205
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった事例数									2	1	7	6	1	1	18
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した事例数	6	55	60	54	43	39	73	38	35	46	34	30	38	29	580

(注) 1 当刑事局への個別報告による延べ数である。

2 概数である。

3 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条第1項又は第2項」から「犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

第10表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

（平成20年12月～25年累計）一 地・簡裁総数

	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人母問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち避への措置が採られた被害者等
総数	3,048	4,663	4,600	3,106	1,412	.973	2,358	2,254	2,944	179	511
強制わいせつ	199	242	240	192	141	58	136	127	173	29	83
強制わいせつ致死傷	51	62	62	49	45	15	36	46	40	9	29
強姦	125	163	162	140	103	39	86	99	112	21	69
強姦致死傷	78	105	105	95	82	36	67	76	74	15	45
集団強姦	11	15	15	13	13	2	9	10	5	-	6
集団強姦致死傷	16	24	24	19	19	8	18	20	17	-	2
特別公務員暴行陵虐致死傷	2	3	3	3	-	-	3	2	2	-	-
殺人	311	556	549	461	272	148	334	372	371	33	119
自殺関与及び同意殺人	6	7	7	3	3	-	2	4	3	-	-
傷害	359	394	380	306	168	97	205	195	235	14	56
傷害致死	176	287	286	267	144	78	166	192	179	4	8
危険運転致傷	15	19	19	12	7	3	5	8	11	-	-
危険運転致死	45	94	93	81	25	28	56	60	66	1	2
業務上過失傷害	8	17	17	13	1	2	9	4	13	2	1
業務上過失致死	51	272	269	65	-	5	58	36	100	1	1
重過失傷害	1	1	1	1	-	1	1	-	1	-	-
重過失致死	9	13	13	8	3	4	6	7	7	1	2
自動車運転過失傷害	314	394	394	201	51	63	178	140	261	4	3
自動車運転過失致死	901	1,441	1,417	802	138	286	719	586	926	13	14
保護責任者遺棄等致死傷	4	11	11	11	10	-	7	5	5	-	-
逮捕監禁	7	9	6	4	-	-	2	1	3	2	2
逮捕監禁致死傷	11	11	11	11	3	4	8	5	10	1	4
未成年者略取誘拐	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
営利拐取等	12	15	15	12	8	3	5	5	7	1	4
国外移送拐取(平成17年法66号による改正前)	1	2	2	2	2	-	2	2	2	-	-
所在国外移送拐取(平成17年法66号による改正後)	1	1	1	1	-	-	-	1	1	-	-
強盗致傷	54	64	62	49	37	12	36	34	48	3	7
強盗致死	80	168	168	119	56	28	64	91	88	12	16
強盗強姦	26	43	42	36	33	11	17	27	31	4	25
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(集団暴行等)	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(常習傷害)	5	5	5	5	3	3	5	5	2	1	2
道路交通法違反	130	179	178	93	21	31	98	73	122	5	4
その他	37	44	41	32	24	8	20	21	28	3	7

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている既因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

第11表 刑事損害賠償命令事件の処理状況  
(平成20年12月～25年) - 地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	259	246	70
25	303	312	61
総数	1,257	1,196	61

(注) 件数建てである。

第12表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成20年12月～25年) - 地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	1,196	162	239	237	246	312
認容・決定書	590	69	121	128	123	149
認容・口頭告知	17	2	4	2	7	2
棄却・決定書	3	-	-	2	-	1
棄却・口頭告知	1	-	-	-	-	1
却下・27条1項1号	4	-	1	-	2	1
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	15	1	-	7	2	5
却下・27条1項4号	-	-	-	-	-	-
終了・38条1項	122	16	25	26	23	32
終了・38条2項1号	1	-	-	-	1	-
終了・38条2項2号	29	5	5	4	6	9
決定・その他	2	1	-	1	-	-
和解	219	30	47	37	43	62
放棄	1	1	-	-	-	-
認諾	46	7	10	5	13	11
取下げ	140	30	24	24	25	37
その他	6	-	2	1	1	2

(注) 1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条（平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。）により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。

4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものを含む。

第13表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 21~25年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通 常						緊 急			
		請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総 数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	21	106,700	105,643	32	1,025	0.03	0.99	10,598	10,575	23	0.22
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	23	95,866	94,639	51	1,176	0.05	1.28	9,567	9,546	21	0.22
	24	97,845	96,371	54	1,420	0.06	1.51	9,069	9,043	26	0.29
25	94,772	93,439	40	1,293	0.04	1.41	8,655	8,637	18	0.21	
簡 裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	21	86,803	85,914	17	872	0.02	1.02	6,929	6,916	13	0.19
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	23	78,195	77,155	24	1,016	0.03	1.33	6,343	6,334	9	0.14
	24	78,865	77,683	36	1,146	0.05	1.50	5,967	5,950	17	0.28
25	76,789	75,721	21	1,047	0.03	1.39	5,709	5,698	11	0.19	
地 裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	21	19,897	19,729	15	153	0.08	0.84	3,669	3,659	10	0.27
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	23	17,671	17,484	27	160	0.15	1.06	3,224	3,212	12	0.37
	24	18,980	18,688	18	274	0.09	1.54	3,102	3,093	9	0.29
25	17,983	17,718	19	246	0.11	1.47	2,946	2,939	7	0.24	

(注) 令状年表による延べ人員である。

第14表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17年, 21年~25年) - 簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ (D)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (F)	取下げ (G)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求 (G)	発付 (H)	却下 (I)	取下げ (J)	$\frac{H}{I}$ %	$\frac{H+I}{I}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
21	129,326	(3,682) 127,792	1,504	30	1.16	1.19	78,251	(407) 77,893	342	16	0.44	0.46	51,075	(3,275) 49,899	1,162	14	2.28	2.30
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
23	117,865	(3,065) 116,102	1,727	36	1.47	1.50	72,598	(333) 72,114	450	34	0.62	0.67	45,267	(2,732) 43,988	1,277	2	2.82	2.83
24	119,784	(2,838) 117,631	2,141	12	1.79	1.80	72,759	(271) 72,342	407	10	0.56	0.57	47,025	(2,567) 45,289	1,734	2	3.69	3.69
25	115,798	(2,694) 113,483	2,308	7	1.99	2.00	70,770	(212) 70,215	550	5	0.78	0.78	45,028	(2,482) 43,268	1,758	2	3.90	3.91

(注) 1 令状年表による延べ人員である。  
2 ( ) 内は職権により発付された人員で外数である。

第15表 通常第一審における勾留，保釈請求，保釈人員及びその割合

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17年, 21年~25年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	新受人員 (A)	その年中 に勾留状 が発付さ れた人員 (B)	その年中 に保釈が 請求され た人員 (C)	その年中 に保釈が 許された 人員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈率 $\frac{D+E}{C}$ %
					終局前(D)	終局後(E)				
総 数	昭和55年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成2年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	21	106,283	70,068	19,480	10,924	513	65.9	27.8	15.6	58.7
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	23	91,721	58,603	19,616	11,280	517	63.9	33.5	19.2	60.1
	24	86,693	57,693	20,644	12,000	479	66.5	35.8	20.8	60.4
25	81,613	55,169	19,985	11,391	659	67.6	36.2	20.6	60.3	
簡 裁	昭和55年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成2年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	21	13,506	9,210	1,229	634	14	68.2	13.3	6.9	52.7
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	23	11,113	7,328	1,256	711	1	65.9	17.1	9.7	56.7
	24	10,105	6,886	1,363	681	8	68.1	19.8	9.9	50.6
25	9,842	6,107	1,284	720	12	62.1	21.0	11.8	57.0	
地 裁	昭和55年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成2年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	21	92,777	60,858	18,251	10,290	499	65.6	30.0	16.9	59.1
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	23	80,608	51,275	18,360	10,569	516	63.6	35.8	20.6	60.4
	24	76,588	50,807	19,281	11,319	471	66.3	37.9	22.3	61.1
25	71,771	49,062	18,701	10,671	647	68.4	38.1	21.8	60.5	

- (注) 1 処遇年表，刑事雑事件年表及び刑事月報による延べ人員である。  
 2 「勾留状が発付された人員」とは，第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後，終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。  
 3 保釈が請求された人員には，同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。  
 4 勾留率は，新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが，統計上は近似する。  
 5 保釈率は，勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが，統計上は近似する。  
 6 保釈許可率は，保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが，統計上は近似する。

第16表 医療観察処遇事件の処理状況

(平成21年～平成25年) - 地裁

受理区分	区分 年次	新受人員		既済人員		未済人員
			うち 回付 による受		うち 終局事 由が回	
入院・通院 の申立て (33条1項)	平成21年	372	53	375	54	79
	22	441	75	446	84	74
	23	500	82	475	82	99
	24	425	65	456	73	68
	25	473	83	463	82	78
退院・入院継続 (49条・50条)	平成21年	931	1	917	3	122
	22	959	2	947	2	134
	23	1,110	6	1,086	8	158
	24	1,273	8	1,263	6	168
	25	1,336	2	1,317	2	187
処遇終了・ 通院期間延長 (54条・55条)	平成21年	59	1	58	1	7
	22	70	-	68	-	9
	23	66	-	66	-	9
	24	81	2	76	1	14
	25	77	-	84	-	7
再入院等 の申立て (59条)	平成21年	5	-	5	-	1
	22	12	1	9	2	4
	23	16	-	17	-	3
	24	8	1	9	2	2
	25	9	-	9	-	2

- (注) 1 司法統計年報による延べ人員である。  
 2 本表の「うち回付による受理」とは、本庁・支部間において事件が回付されたことにより事件を受理したことをいい、「うち終局事由が回付」とは、本庁・支部間において事件を回付したことにより事件が終局したことをいう。

行政・労働・知財事件の事件処理の現状と課題

最高裁判所事務総局行政局

第一課長 品田 幸男

第1 行政事件

1 事件概況:平成24年をピークに高止まり傾向。審理期間は短縮

2 個別課題

- (1) 改正行政事件訴訟法の施行後5年経過に伴う検証の結果
- (2) 地方自治法の改正
- (3) 公正取引委員会による審判制度廃止(独占禁止法改正)
- (4) 行政不服審査法(関連三法)の改正
- (5) 年金記録の訂正手続の創設等(国民年金法等の改正)
- (6) 景品表示法の改正
- (7) 憲法審査会の動向
- (8) 調査ツールについて

第2 労働事件

1 事件概況

労働訴訟:平成21年に急増して以後、高止まりが続き、平成26年は過去最高を更新する見込み

労働審判:平成21年に急増して以降、高止まりが続いていたが、平成26年はやや減少する見込み

2 個別課題

- (1) 労働審判事件を中心とした労働事件の増加に対する対応(適切な手続選択)  
「川上さん」(労働局等)との共通認識の形成の重要性  
Cf. 労働審判:労働訴訟(地裁)=1:0.91, 労働審判:労働少額訴訟=1:0.18(平成25年全国新受)
- (2) 労働審判事件の審理期間の若干の長期化
- (3) 法曹人口の拡大に伴う影響
- (4) 労働関係の各種法律の改正
- (5) 「日本再興戦略」改訂2014

第3 知財事件

1 事件概況:全般的に落ち着いた状況にあるが、審決取消等訴訟は減少

2 個別課題

- (1) 特許法・意匠法・商標法・弁理士法・著作権法の改正
- (2) 特許法・不正競争防止法改正の動き

第4 判事になった皆さんへ

- 1 マネジメントの意識
- 2 合議体における役割
- 3 社会経済情勢の変化に対する感受性・想像力
- 4 日本語の感覚
- 5 法令の解釈, 事実認定等に対するひたむきさ

## 平成16年改正行訴法の施行状況の検証を踏まえた検討の結果

平成24年11月  
法務省民事局

改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会における検討の結果によれば、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号。以下「平成16年改正行訴法」という。）における改正事項については、期待された成果があがりつつあるとの評価がされたものも少なくなかったものの、原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟の創設等の論点については、施行状況についての評価が分かれました。

もつとも、現状において直ちに改正の趣旨が実現されていないとされた論点はありませんでした。

他方で、上記の重要な論点について、最高裁判例が出揃い、改正事項についての裁判所の解釈・運用が固まったといえる状況にないといえることから、このような段階で改正の趣旨がすべからく実現されていると判断するのも適切とはいい難いと考えられます。

以上を踏まえ、法務省は、平成16年改正行訴法附則第50条に基づく施行後5年を経過した後における施行状況の検討の結果を、次のとおり、整理しました。

現時点において直ちに行訴法の見直しを実施する必要があると判断することはできないが、最高裁判例の動向を中心に施行状況をなお継続的に見守ることが適切であるといえることも踏まえ、

- ・ 研究会報告書を公表し、研究会における多くの裁判例に対する評価、訴訟審理の在り方についての提言等を明らかにし、もって、より一層の平成16年改正行訴法の趣旨の周知及びその実現を図るとともに、
- ・ 研究会報告書の評価を世に問うた上で、平成16年改正行訴法について政府として講ずべき措置がなお存しないかどうかについては、引き続き関係機関・団体と連携しつつ注視することとする。

調査ツール一覧表

	媒体, 種類	検索物
法令	インターネット	D1-Law.com 現行法規 (現行法規集・履歴検索)
	インターネット	日本法令索引 (現行) <a href="http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/">http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/</a> (明治前期編) <a href="http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/index.pl">http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/index.pl</a>
	インターネット	法令データベース提供システム <a href="http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi">http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</a>
	インターネット	国家公務員関係法令等一覧 <a href="http://www.jinji.go.jp/kisoku/chiran.htm">http://www.jinji.go.jp/kisoku/chiran.htm</a>
	インターネット	(内閣による) 国会提出法案 (リンク集) <a href="http://www.e-gov.go.jp/link/bill.html">http://www.e-gov.go.jp/link/bill.html</a>
	インターネット	衆議院 議案 (法案)・審議経過 <a href="http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm">http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm</a>
	インターネット	参議院 議案 (法案)・審議経過 <a href="http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/current/gian.htm">http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/current/gian.htm</a>
	書籍	法令全書 (明治期・近代) <a href="http://kindai.ndl.go.jp/">http://kindai.ndl.go.jp/</a> (閲覧可能)
	書籍	過年度六法 (S32-H18) の法令全書は、判例秘書「六法全書復讐版DVD」 (閲覧可能)
	書籍	現行法規総覧
書籍	各都道府県条例集	
書籍	分野別六法	
国会議事録	インターネット	国会議事録検索システム <a href="http://kokkai.ndl.go.jp/">http://kokkai.ndl.go.jp/</a>
	インターネット	帝国議会会議録検索システム <a href="http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/">http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/</a>
外国法	雑誌	外国の立法 (214号以降は:インターネット) <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/">http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/</a> (で閲覧可能)
	ウェブ版図書	Westlaw International (貸出しは最高裁図書館にメールで申込み)
	ウェブ版図書	LexisNexis at Lexis.com (貸出しは最高裁図書館にメールで申込み)
	ウェブ版図書	Lexis Library (貸出しは最高裁図書館にメールで申込み)
裁判例	インターネット	判例秘書 JP <a href="http://hanrei.hisho.ext.courts.jp/">http://hanrei.hisho.ext.courts.jp/</a>
	インターネット	最高裁 <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a>
	インターネット	D1-Law.com判例体系 <a href="https://mypage.d1-law.com/dh_p/">https://mypage.d1-law.com/dh_p/</a>
	インターネット	GYOPPY裁判例検索 (J-NET ホータル「行政局総合情報ポータルシステム」)
	書籍+インターネット	裁判例概観(行政1~11, 労働1~3, 下巻, 知財。行政及び労働はGYOPPYで閲覧可能)
	書籍	ALIS54号 (改正行政訴訟法における改正事項) 附録「裁判例」
	書籍	大審院民事判決録(民録)全27輯 (明9~大10) 判例秘書所収
	書籍	大審院判決抄録(民録)全93輯 (明31~大10) 近代デジタルライブラリー <a href="http://kindai.ndl.go.jp/">http://kindai.ndl.go.jp/</a> で閲覧可能
裁決例	インターネット	国税下服審判所裁決要旨検索システム <a href="http://www.kfs.go.jp/cgi-bin/sysrch/prj/web/">http://www.kfs.go.jp/cgi-bin/sysrch/prj/web/</a>
	インターネット	公正取引委員会審決等データベースシステム <a href="http://snk.jftc.go.jp/JDSWeb/jds/dc001/DC001">http://snk.jftc.go.jp/JDSWeb/jds/dc001/DC001</a>
	インターネット	海難審判庁裁決録 (H18-) <a href="http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu.htm">http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu.htm</a> (H10-H17) <a href="http://nippon.zaidan.info/kainan/(M22-H22) http://www2.maia.or.jp/list.php">http://nippon.zaidan.info/kainan/(M22-H22) http://www2.maia.or.jp/list.php</a> ※ 下2行は、最初の行のサイト (公式) にリンクあり
	インターネット	労働委員会関係 命令・裁判例データベース <a href="http://web.churof.go.jp/">http://web.churof.go.jp/</a>
	インターネット	特許庁審判検索(特許電子図書館) <a href="http://www.ipdl.inpit.go.jp/Shinpan/shinpan.htm">http://www.ipdl.inpit.go.jp/Shinpan/shinpan.htm</a>
	書籍	各種裁決例集
	インターネット	e-Gov内閣府の法令・告示・通達等 (リンク集) <a href="http://www.e-gov.go.jp/link/ordinance.html">http://www.e-gov.go.jp/link/ordinance.html</a>
通達, 通知, 行政実例等	インターネット	e-Gov総合的行政ポータル <a href="http://www.e-gov.go.jp/index.html">http://www.e-gov.go.jp/index.html</a>
	インターネット	登記先例・通達・回答 <a href="http://www.e-profession.net/touki/index.php">http://www.e-profession.net/touki/index.php</a>
	インターネット	判例秘書「登記関係書誌」 (登記情報, 登記先例解説, 登記インターネット)
	インターネット	著作権関係文化庁告示等 <a href="http://www.cric.or.jp/db/domestic/bu_index.html">http://www.cric.or.jp/db/domestic/bu_index.html</a>
	インターネット	情報公開・個人情報保護関係答申・判決DB <a href="http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/">http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/</a>
	インターネット	情報公開・個人情報保護審査会答申一覧 <a href="http://www8.cao.go.jp/jyohou/tousin/index_t.html">http://www8.cao.go.jp/jyohou/tousin/index_t.html</a>
書籍	基本行政通知処理基準 (ぎょうせい) (加除式)	
書籍	ALIS11号の99頁以下に記載のもの	
文献	インターネット	WebcatPlus (論点検索可) <a href="http://webcatplus.nii.ac.jp/">http://webcatplus.nii.ac.jp/</a>
	インターネット	C/Ni論文検索ポータル <a href="http://ci.nii.ac.jp/">http://ci.nii.ac.jp/</a>
	インターネット	国立国会図書館 NDL-OPAC (書誌検索・雑誌記事検索)
	インターネット	国立国会図書館サーチ <a href="http://iss.ndl.go.jp/">http://iss.ndl.go.jp/</a>
	インターネット	D1-Law.com 法建判例文献情報 (論点検索可)
	インターネット	法務図書館蔵書検索 <a href="http://lib.moj.go.jp/opac/wopc/pc/pages/TopPage.jsp">http://lib.moj.go.jp/opac/wopc/pc/pages/TopPage.jsp</a>
インターネット	最高裁図書館蔵書検索 (J-NET ホータル)	
イントラネット	GYOPPY参考文献 (論点検索可)	
書籍	ALIS11号(調査事務の概要)中の行政法/労働法/知的財産権法関係の基準書等(143頁)	
書籍	概要集録の参考付け (論点検索可)	
マイナーな/新しい法律の解説	雑誌	時の法言 (掲載の有無は、 <a href="http://garyusha.com/modules/search/">http://garyusha.com/modules/search/</a> で確認可能)
	雑誌	ジュリスト (第1回国会主要成立法律) 判例秘書所収
	書籍/雑誌	法令解説資料総覧 各省庁の立法担当者執筆の書籍, 記事
新聞記事	インターネット	新聞社, Yahoo, Google ニュース等のWebSite
	書籍	新聞縮刷版
その他	インターネット	国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業 <a href="http://warp.da.ndl.go.jp/">http://warp.da.ndl.go.jp/</a>
	インターネット	国立国会図書館 近代デジタルライブラリー <a href="http://kindai.ndl.go.jp/">http://kindai.ndl.go.jp/</a>
	インターネット	国立公文書館 デジタルアーカイブ <a href="https://www.digital.archives.go.jp/">https://www.digital.archives.go.jp/</a>
	書籍	概要集録・執務資料(行政裁判資料62,64,66,71,77,78号等, 労働裁判資料9,11,12,13,14,20,38,40号等) ALIS (「平成〇年度行政実務研究会共同研究の要旨」 登載号等)

※ オレンジ色: 特によく使用するもの, 黄色: 比較的使用するもの

①

### 裁判例 詳細検索

メニューへ

種別	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 労働 <input checked="" type="checkbox"/> 知財	事件の種類	<input type="text"/>
分類コード	1193* <input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="AND"/> <input type="checkbox"/> ※NOT	<input type="text"/> <input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="AND"/> <input type="checkbox"/> ※NOT	<input type="text"/> <input type="button" value="参照"/> <input type="checkbox"/> ※NOT
文字列検索	<input type="text"/> <input type="button" value="AND"/> <input type="checkbox"/> ※NOT	<input type="text"/> <input type="button" value="AND"/> <input type="checkbox"/> ※NOT	<input type="text"/> <input type="checkbox"/> ※NOT
裁判所	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 判示事項 <input checked="" type="checkbox"/> 判決要旨 <input type="checkbox"/> 事案の概要 <input type="checkbox"/> 争点 <input type="checkbox"/> 事件名 <input type="checkbox"/> 判決全文 <input type="checkbox"/> 原告等名 <input type="checkbox"/> 被告等名 -選択して下さい-	-上位選択して下さい-	-上位選択して下さい-
裁判年月日	<input type="text"/> <input type="button" value="カレンダー"/> ※入力形式: 「H17.11.02」(平成17年11月2日の場合) (平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日)		
事件番号	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 第 <input type="text"/> 号 - <input type="text"/>	特定番号	<input type="text"/>
終局事由	<input checked="" type="radio"/> すべて <input type="radio"/> 判決 <input type="radio"/> 決定 <input type="radio"/> 命令	※終局事由について: 認容等の結果は、全ての事件に登録されているとは限りません。	
参考法令	<input type="text"/> <input type="button" value="参照"/> <input type="checkbox"/> ※NOT 区分 <input type="text"/> : 法 <input type="text"/> 条の <input type="text"/> の <input type="text"/> 第 <input type="text"/> 項 <input type="text"/> 号	表示順序	<input checked="" type="radio"/> 日付順 (新→旧) <input type="radio"/> 日付順 (旧→新) <input type="radio"/> 審級順
新法事項	<input type="checkbox"/> 公法上の法律関係 <input type="checkbox"/> 出訴期間 <input type="checkbox"/> 釈明処分 <input type="checkbox"/> 執行停止の要件 <input type="checkbox"/> 教示制度 <input type="checkbox"/> 経過措置 <input type="checkbox"/> 原告適格 <input type="checkbox"/> 被告適格 <input type="checkbox"/> 管轄 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 申請型義務付け <input type="checkbox"/> 非申請型義務付け <input type="checkbox"/> 差止め <input type="checkbox"/> 仮の救済 仮義務 <input type="checkbox"/> 仮の救済 仮差止	雑誌名検索	<input type="text"/> <input type="button" value="参照"/>
<input type="button" value="検索実行"/>		<input type="button" value="クリア"/>	

仮の義務付けの分類コード「1193」を入力。  
 末尾にアスタリスクを付けると、より幅広く検索できます。(②画面参照)

ここをクリックすると、検索結果が表示されます。

②

## 裁判例 検索結果一覧

前ページ

次ページ

戻る

メニューへ

最大表示件数 200件。「全200件」と表示された場合は、200件を超えている可能性があります。

全 18 件 1/1ページ

No.	全選択 <input type="checkbox"/>	種別	特定番号	要旨	裁判所	裁判年月日	終局事由	事件番号	事件名	全文	備考
1	<input type="checkbox"/>	行政	144477	1	福岡高	H22.07.20	決定	H22(行ス)6	仮の義務付け決...	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
2	<input type="checkbox"/>	行政	144477	2	福岡高	H22.07.20	決定	H22(行ス)6	仮の義務付け決...	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
3	<input type="checkbox"/>	行政	143437	1	福岡地	H22.05.12	決定	H22(行ク)3	仮の義務付け	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
4	<input type="checkbox"/>	行政	143437	2	福岡地	H22.05.12	決定	H22(行ク)3	仮の義務付け	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
5	<input type="checkbox"/>	行政	143134	1	東京地	H22.04.12	決定	H22(行ク)67	仮の差止め	有	4
法務局長から司法書士法47条2号に基づく業務停止3月の懲戒処分を受けた司法書士がした、前記処分の差止めを求める訴えを本案とする前記処分の仮の差止めの申立てが、却下された事例											
6	<input type="checkbox"/>	行政	143797	1	福岡高那覇支	H22.03.19	決定	H22(行ス)1	生活保護開始仮...	有	4
以前に年金担保貸付を受けるとともに生活保護を受給し、再度年金担保貸付を受けたことを理由として生活保護開始申請却下処分を受けた者がした、生活扶助等を支給することの仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
		行政	141108	1	那覇地	H21.12.22	決定	H21(行ク)7	生活保護開始仮...	有	4

※備考欄に数字の記載がある場合は、判示事項等が今後変更される可能性があります。

印刷情報

印刷

カスタム印刷

ここをクリックすると詳細な内容が表示されます。(③④画面参照)

ここをクリックすると詳細情報の印刷画面が別ウインドウで表示されます。

## 裁判例 詳細情報

戻る

メニューへ

種別	特定番号	要旨	裁判所	裁判年月日	終局事由	事件番号	事件名	全文	備考
行政	144477	2	福岡高	平成22年07月20日	決定(...	平成22年(行入...	仮の義務付け...	有	4

※備考欄に数字の記載がある場合は、判示事項等が今後変更される可能性があります。

事案の概要	<p>一般旅客自動車運送業（タクシー業）の許可を受けて同事業等を営む相手方が、運輸局長（処分行政庁）が運賃及び料金の認可申請（本件申請）を却下したこと（本件処分）は違法であるとして、本件処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法（行訴法）37条の2第1項に基づき、処分行政庁に本件申請の認可を義務付けることを求める訴えを本案として、相手方が行訴法37条の5第1項に基づき、本件申請を認可することを仮に義務付けるよう求めた事案</p>	<p><b>争点</b></p> <p>1. 本案について理由があるとみえるときに当たるか（当たる。）                  2. 償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるか（ある。）                  3. 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある</p>
	<p><b>新法事項（行政）</b></p> <p>タクシー業の運賃及び料金の認可の申請を認可することの仮の義務付けを求める申立てが、一部認可された事例</p>	

判示事項	<p>一般乗用旅客自動車運送業等を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認可された事例</p>
------	--

判決要旨	<p>は、仮の義務付けに係る処分又は裁決がされないことによって生じる損害が、事後的な金銭賠償により回復することが不可能であるか、又は金銭賠償のみによって損害を甘受させることが、社会通念上著しく不相当とみられる場合であって、そのような損害の発生が切迫しており、これを避ける必要が認められること、前記申請が認可されないこと、前記事業者は、タクシー事業に係る影響を停止せざるを得ないと考えられること、営業停止によって、タクシー運転手である従業員が減収等を理由に退職するおそれがあること、会員となった顧客や予約をして利用してきた顧客に対する営業上の信頼関係が失われることになりかねないこと、会員となった顧客は、事業者が従業員に行った教育等が無効となり、事業者の営業上の人的基盤が失われることになりかねないこと、会員となった顧客は、これらの固定経費の支出が継続とすれば、事業者の経営自体に重大な影響が及ぶ可能性も否定できず、そのような結果が生じた場合に「償うことのできない損害」に該当するといえること、また、現在、前記事業者が運輸局長から受けている同事業を行うための認可の期限も切迫していることから、緊急の必要性も肯定することが出来るとして、前記申立てを一部認可した事例</p>
------	--

○ 上訴等

添付ファイル

判決全文

印刷

テキスト出力

判決が登録されている事件はクリックして判決を閲覧及び印刷できます。

詳細情報を印刷するときをクリックします。

スクロールすると上訴等情報などが見られます。

④

## 裁判例 詳細情報

戻る

メニューへ

「できない損害」に該当するといえること、また、現在、前記事業者が運輸局長から受けている同事業を行うための認可の期限も切迫していることから、緊急の必要性も肯定することが出来るとして、前記申立てを一部認容した事例

## ○ 上訴等

No.	種別	特定番号	裁判所	裁判年月日	終局事由	事件番号	事件名
1	行政	143437	福岡地	平成22年05月12日	決定	H22(行ク)3	仮の義務付け

## ○ 分類コード

No.	分類コード	分類項目
1	119322Y	肯定（償うことのできない損害を避けるための緊急の必要）
2	2622	道路運送

## ○ 参考法令

No.	法令名	法令コード	条項
1	行政事件訴訟法	ギヨウソ	37条の5第1項
2	道路運送法	ドウウン	9条の3第1項

## ○ 雑誌

No.	著者名	雑誌名	巻	号	頁
1		最高裁HP			

メモ

添付ファイル

判決全文

印刷

テキスト出力

ここをクリックすると、上訴等事件の詳細情報が見られます。

# 裁判例詳細

種別	特定番号	要旨	裁判所	裁判年月日	終局事由	備考
事件番号			事件名			
行政	144477	2	福岡高	H22.07.20	決定(抗告棄却)	4
平成22年(行ス)第6号			仮の義務付け決定に対する抗告			

## 判示事項

一般乗用旅客自動車運送業等を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例

## 判決要旨

一般乗用旅客自動車運送業等を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てにつき、同項が要求する「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある」とは、仮の義務付けに係る処分又は裁決がされないことによって生じる損害が、事後的な金銭賠償により回復することが不可能であるか、又は金銭賠償のみによって損害を甘受させることが、社会通念上著しく不相当とみられる場合であって、そのような損害の発生が切迫しており、これを避けなければならない緊急の必要性が存在することをいうと解されるところ、前記申請が認可されないこと、前記事業者は、タクシー事業に係る影響を停止せざるを得ないと考えられること、営業停止によって、タクシー運転手である従業員が減収等を理由に退職するおそれ大きいことが、その場合、事業者が従業員に行った教育等が無為に帰することになり、事業者の営業上の人的基盤が失われることになりかねないこと、会員となった顧客や予約をして利用してきた顧客に対する営業上の信頼関係を直ちに既存するものであること、さらに、専用乗り場の設置や無線予約を行っているところ、これらの固定経費の支出が続くとすれば、事業者の経営自体に重大な影響が及ぶ可能性も否定できず、そのような結果が生じた場合には金銭賠償によりその損害を回復することは不可能であることから、前記申請が認可されないことによって事業者が被る損害は、「償うことのできない損害」に該当するといえること、また、現在、前記事業者が運輸局長から受けている同事業を行うための認可の期限も切迫していることから、緊急の必要性も肯定することが出来るとして、前記申立てを一部認容した事例

## 事案の概要

一般旅客自動車運送業（タクシー業）の許可を受けて同事業等を営む相手方が、運輸局長（処分行政庁）が運賃及び料金の認可申請（本件申請）を却下したこと（本件処分）は違法であるとして、本件処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法（行訴法）37条の2第1項に基づき、処分行政庁に本件申請の認可を義務付けることを求める訴えを本案として、相手方が行訴法37条の5第1項に基づき、本件申請を認可することを仮に義務付けるよう求めた事案

## 争点

1. 本案について理由があるとみえるときに当たるか（当たる。）
2. 償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるか（ある。）
3. 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるか（ない。）

## 新法事項(行政)

タクシー業の運賃及び料金の認可の申請を認可することの仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例

## 分類コード

No.	分類コード	分類項目
	付加情報	
1	119322Y	肯定 (償うことのできない損害を避けるための緊急の必要)
2	2622	道路運送 道路運送法 (道路運送車両法は, 2561X又は2X5Xに分類)

参考法令

No.	法令コード	条項
	法令名	
1	ギョウソ 行政事件訴訟法	37条の5第1項
2	ドウウン 道路運送法	9条の3第1項

雑誌

No.	著者名	雑誌名	巻	号	頁
1	最高裁HP				

上訴等

No.	種別	特定番号	裁判所	裁判年月日	終局事由
	事件番号		事件名		
1	行政	143437	福岡地	H22.05.12	決定 (一部申立認容, 一部申立却下)
	H22(行ク)3		仮の義務付け		

【分類コード】【 分 類 項 目 】【 付 加 情 報 】

119125	重大な損害を避けるための緊急の必要-Y/Z	一般論はここに分類
119125Y	肯定（重大な損害を避けるための緊急の必要）	
119125Z	否定（重大な損害を避けるための緊急の必要）	
119126	考慮事項	一般論はここに分類
1191261	損害の回復の困難の程度	
1191262	損害の性質及び程度	
1191263	処分内容及び性質	
11912X	その他（執行停止の要件）	
11913	内閣総理大臣の異議	
1191X	その他（執行停止）	
1192	仮処分	行政事件訴訟法44条等、同条に関するものは111にも分類、住民訴訟に関するものは23835にも分類
1193	仮の義務付け	行政事件訴訟法37条の5第1項
11931	仮の義務付けの対象及び内容	
11932	仮の義務付けの要件	
119321	本案訴訟の係属及び適否-Y/Z	
119321Y	肯定（本案訴訟の係属及び適否）	
119321Z	否定（本案訴訟の係属及び適否）	
119322	償うことのできない損害を避けるための緊急の必要-Y/Z	
119322Y	肯定（償うことのできない損害を避けるための緊急の必要）	
119322Z	否定（償うことのできない損害を避けるための緊急の必要）	
119323	本案について理由があるとみえるとき-Y/Z	
119323Y	肯定（本案について理由があるとみえるとき）	
119323Z	否定（本案について理由があるとみえるとき）	
119324	公共の福祉に及ぼす重大な影響の有無-Y/Z	
119324Y	肯定（公共の福祉に及ぼす重大な影響の有無-影響あり）	
119324Z	否定（公共の福祉に及ぼす重大な影響の有無-影響なし）	
11932X	その他（仮の義務付けの要件）	
1194	仮の差止め	行政事件訴訟法37条の5第2項
11941	仮の差止めの対象及び内容	
11942	仮の差止めの要件	
119421	本案訴訟の係属及び適否-Y/Z	
119421Y	肯定（本案訴訟の係属及び適否）	
119421Z	否定（本案訴訟の係属及び適否）	
119422	償うことのできない損害を避けるための緊急の必要-Y/Z	

# 個別労働紛争の解決 ～裁判所での主な手続～

## 調停

～話し合いによる  
円満な解決～

〔簡易裁判所〕

〈手続選択のポイント〉

- 法律の専門家でなくても申立てが容易
- 必ずしも詳細な主張書面や証拠書類の提出は不要
- 事案の軽重は問わない

〈手続の特徴〉

- ・請求額に制限なし ・期日の回数に制限なし ・非公開の手続
- ・労働関係の専門家等の調停委員2名以上が手続に関与
- ・調停が成立しない場合、裁判所が決定を行う可能性あり

## 少額訴訟

～1回の審理で行う  
迅速な手続～

〔簡易裁判所〕

〈手続選択のポイント〉

- 法律の専門家でなくても申立てが比較的容易
- 訴え提起時に訴状のほか証拠書類の提出が必要
- 複雑困難な事案はなじまない

〈手続の特徴〉

- ・60万円以下の金銭請求に限定 ・原則1回の期日で審理を終了し、直ちに判決
- ・公開の手続 ・専門的知識を有する司法委員が手続に関与
- ・話し合い(和解)や支払猶予(分割払等)の判決も可能
- ・被告の希望や事案の内容によっては、通常訴訟に移行
- ・控訴はできない(簡易裁判所への異議申立てのみが可能)

## 労働審判

～3回以内の期日で  
実情に即した  
柔軟な解決～

〔地方裁判所〕

〈手続選択のポイント〉

- 的確な主張・立証のため弁護士に依頼することが望ましい
- 申立時に詳細な申立書のほか証拠書類の提出が必要
- 争点が複雑な事案や膨大または緻密な立証が要求される事案はなじまない

〈手続の特徴〉

- ・原則3回以内の期日で審理 ・非公開の手続
- ・労使双方の専門家である労働審判員2名が手続に関与
- ・適宜調停を行い、まとまらなければ最終的には労働審判
- ・労働審判に異議が出るなどの場合、訴訟に移行

## 訴訟

～判決によって解決～

140万円以下  
→〔簡易裁判所〕  
140万円を超える  
→〔地方裁判所〕

〈手続選択のポイント〉

- 的確な主張・立証のため弁護士等に依頼することが望ましい
- 厳格な手続の下、裁判所の判断を求める事案になじむ

〈手続の特徴〉

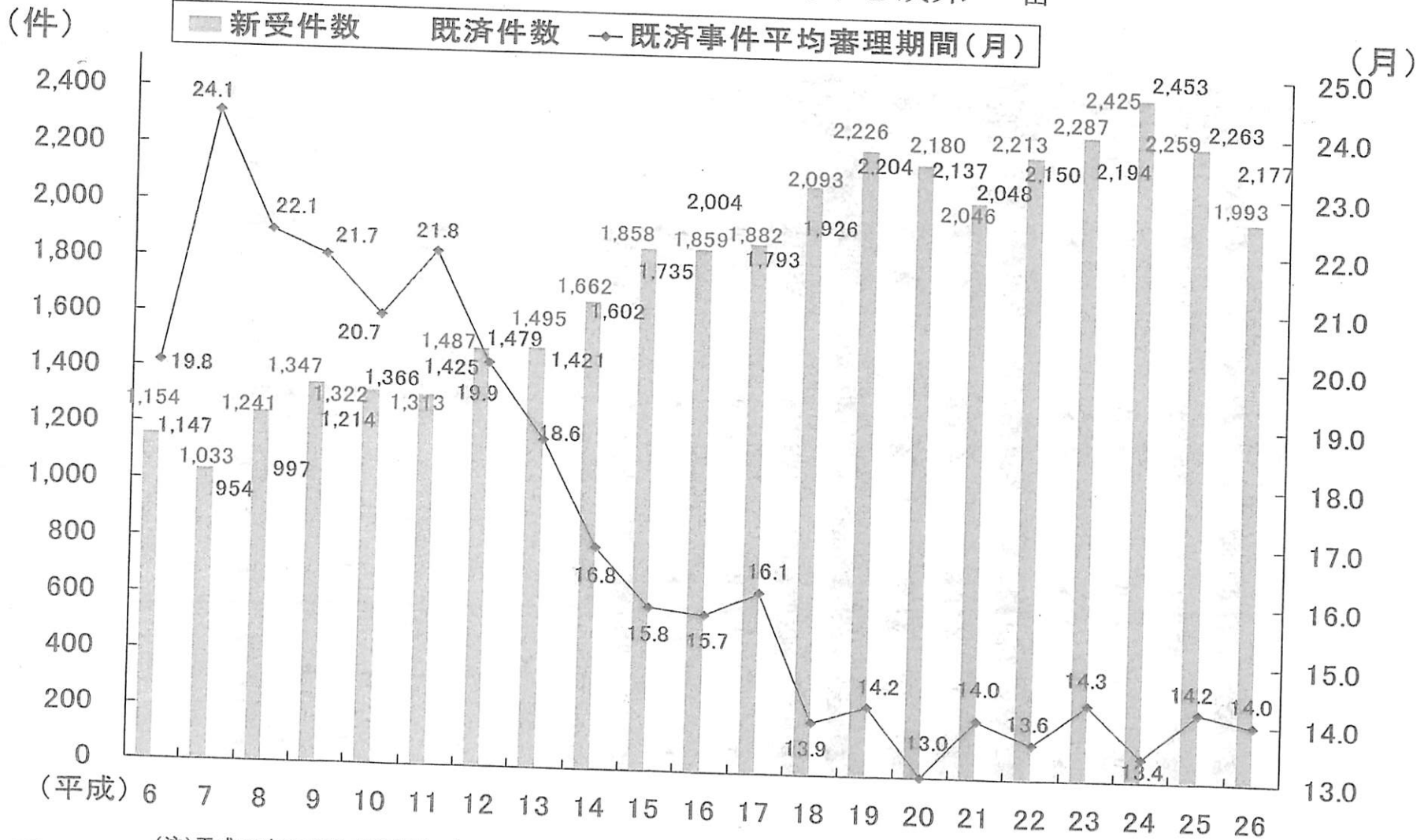
- ・法廷での公開の手続
- ・厳格な手続による紛争解決の最終手段(主張や証拠に基づいた判断)
- ・話し合い(和解)を試みることもある

# 行政・労働・知財事件の事件処理の現状と課題

最高裁判所事務総局行政局第一課長

品 田 幸 男

# 行政訴訟事件の新受・既済件数及び平均審理期間 (平成6年～26年) - 全国地裁第一審 -



(注)平成26年の件数は推計値であり、同年1月～9月の累計を基に次の計算式を用いて算出  

$$[(26年1月～9月) \div (25年1月～9月)] \times 25年件数 = 年間推計値(件)$$

## -行政事件訴訟法の一部を改正する法律-

### 救済範囲の拡大

- 取消訴訟の原告適格の拡大【行訴法9条2項】  
(原告適格の判断において、法律の趣旨・目的や処分において考慮されるべき利益の内容・性質などを考慮すべき旨を規定)
- 義務付け訴訟の法定〔新設〕【行訴法3条6項, 37条の2, 37条の3】  
(一定の要件の下で行政庁が処分をすべきことを義務付ける訴訟類型として義務付け訴訟を法定)
- 差止訴訟の法定〔新設〕【行訴法3条7項, 37条の4】  
(一定の要件の下で行政庁が処分をすることを事前に差し止める訴訟類型として差止訴訟を法定)
- 確認訴訟を当事者訴訟の一類型として明示【行訴法4条】  
(確認訴訟を当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する訴訟の一類型として明示)

### 審理の充実・促進

- 裁判所が、釈明処分として、行政庁に対し、裁決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができることとする〔新設〕【行訴法23条の2】

### 行政訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組み

- 抗告訴訟の被告適格の簡明化(処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とする)【行訴法11条】
- 抗告訴訟の管轄裁判所の拡大(国を被告とする抗告訴訟は、原告住所地を管轄する高裁所在地の地裁にも訴え提起を可能に)【行訴法12条1, 4, 5項】
- 出訴期間の延長(処分があったことを知った日から3か月とされている取消訴訟の出訴期間を6か月に)【行訴法14条1, 3項】
- 出訴期間等の情報提供(教示)制度の新設(取消訴訟の被告、出訴期間、不服申立前置等に関する情報提供)〔新設〕【行訴法46条】

### 本案判決前における仮の救済制度の整備

- 執行停止の要件の緩和【行訴法25条2, 3項】  
(損害の性質のみならず、損害の程度や処分内容及び性質が適切に考慮されるように「回復の困難な損害」を「重大な損害」に改める)
- 仮の義務付け・仮の差止めの制度の新設〔新設〕【行訴法37条の5】  
(一定の要件の下で、裁判所が、行政庁に対し、処分をすべきことを仮に義務付け、又は処分をすることを仮に差し止める裁判)

国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備

具体策

## ★5年後見直し条項 改正法(平成16年法律第84号)附則第50条

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会

#### 検討メンバー

高橋 滋	(座長)	一橋大学大学院法学研究科教授
岩本 安昭		弁護士(大阪弁護士会所属)
太田 匡彦		東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
越智 敏裕		弁護士(東京弁護士会所属)
神橋 一彦		立教大学法学部・大学院法務研究科教授
深澤 龍一郎		京都大学大学院法学研究科准教授
山本 隆司		東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
三輪 方大		最高裁判所事務総局行政局第二課長(→第一課長)
精松 晴子		最高裁判所事務総局行政局付(～第3回)
財賀 理行		最高裁判所事務総局行政局付(第4回～)
(法務省)		
佐藤 達文		法務省民事局参事官(～第2回)
坂本 三郎		法務省民事局参事官(第3回)
小林 康彦		法務省民事局参事官(第4回～)
日暮 直子		法務省民事局付(～第3回)
村松 秀樹		法務省民事局付(第4回～)
今井 康彰		法務省民事局付(第4回～)
福田 敦		法務省民事局付
森田 亮		法務省民事局付(～第5回)
平井 直也		法務省大臣官房行政訟務課付(～第12回)

#### 日程及びテーマ

第1回	平成22年12月16日	自由討議
第2回	平成23年1月21日	執行停止
第3回	平成23年3月7日	原告適格(1)
第4回	平成23年4月26日	原告適格(2)
第5回	平成23年6月17日	義務付け訴訟・差止訴訟
第6回	平成23年7月29日	仮の義務付け
第7回	平成23年9月30日	仮の差止め・その他
第8回	平成23年10月21日	確認訴訟・その他
第9回	平成23年12月13日	義務付け訴訟・差止訴訟等 (二読)
第10回	平成24年1月20日	仮の救済・確認訴訟(二読)
第11回	平成24年3月5日	原告適格(二読)
第12回	平成24年3月28日	その他(二読)
第13回	平成24年7月20日	報告書案の検討

平成16年改正行訴法の施行状況の検証を踏まえた検討の結果

平成24年11月  
法務省民事局

改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会における検討の結果によれば、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号。以下「平成16年改正行訴法」という。）における改正事項については、期待された成果があまりつつあるとの評価がされたものも少なくなかったものの、原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟の創設等の論点については、施行状況についての評価が分かれました。

もっとも、現状において直ちに改正の趣旨が実現されていないとされた論点はありませんでした。

他方で、上記の重要な論点について、最高裁判例が出揃い、改正事項についての裁判所の解釈・運用が固まったといえる状況にないといえることから、このような段階で改正の趣旨がすべからく実現されていると判断するのも適切とはいえないと考えられます。

以上を踏まえ、法務省は、平成16年改正行訴法附則第50条に基づく施行後5年を経過した後における施行状況の検討の結果を、次のとおり、整理しました。

現時点において直ちに行訴法の見直しを実施する必要があると判断することはできないが、最高裁判例の動向を中心に施行状況をなお継続的に見守ることが適切であるといえることも踏まえ、

- ・ 研究会報告書を公表し、研究会における多くの裁判例に対する評価、訴訟審理の在り方についての提言等を明らかにし、もって、より一層の平成16年改正行訴法の趣旨の周知及びその実現を図るとともに、
- ・ 研究会報告書の評価を世に問うた上で、平成16年改正行訴法について政府として講ずべき措置がなお存しないかどうかについては、引き続き関係機関・団体と連携しつつ注視することとする。

## 行政訴訟制度に係る近時の主な法改正の動向等

### ① 地方自治法の改正

(1)国等による違法確認訴訟制度を創設することや、(2)政務調査費の名称を「政務活動費」に変更して交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大し、これを充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないとすることなどを内容とする地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)が、平成24年8月29日、第180回国会(常会)で成立((1)及び(2)につき、平成25年3月1日から施行)。

### ② 独占禁止法の改正

公正取引委員会による審判制度を廃止し、排除措置命令等に係る抗告訴訟につき東京地裁の専属管轄とすることなどを内容とする、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号)が、平成25年12月7日、第185回国会(臨時会)で成立(施行日は、公布日である同月13日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日)。

### ③ 行政不服審査法(関連3法)の改正

(1)審理員(処分に関与していない職員)による審理、(2)第三者機関による裁決の点検、(3)不服申立期間の延長(60日→3か月)、(4)不服申立手続の審査請求への一元化、(5)不服申立前置の見直し(前置を規定する96法律のうち68法律について前置の全部又は一部の廃止)等を内容とする行政不服審査法(平成26年法律第68号)、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(同年法律第69号)及び行政手続法の一部を改正する法律(同年法律第70号)が、平成26年6月6日、第186回国会(常会)で成立(施行日は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律につき、公布日である同月13日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日、行政手続法の一部を改正する法律につき、平成27年4月1日)。

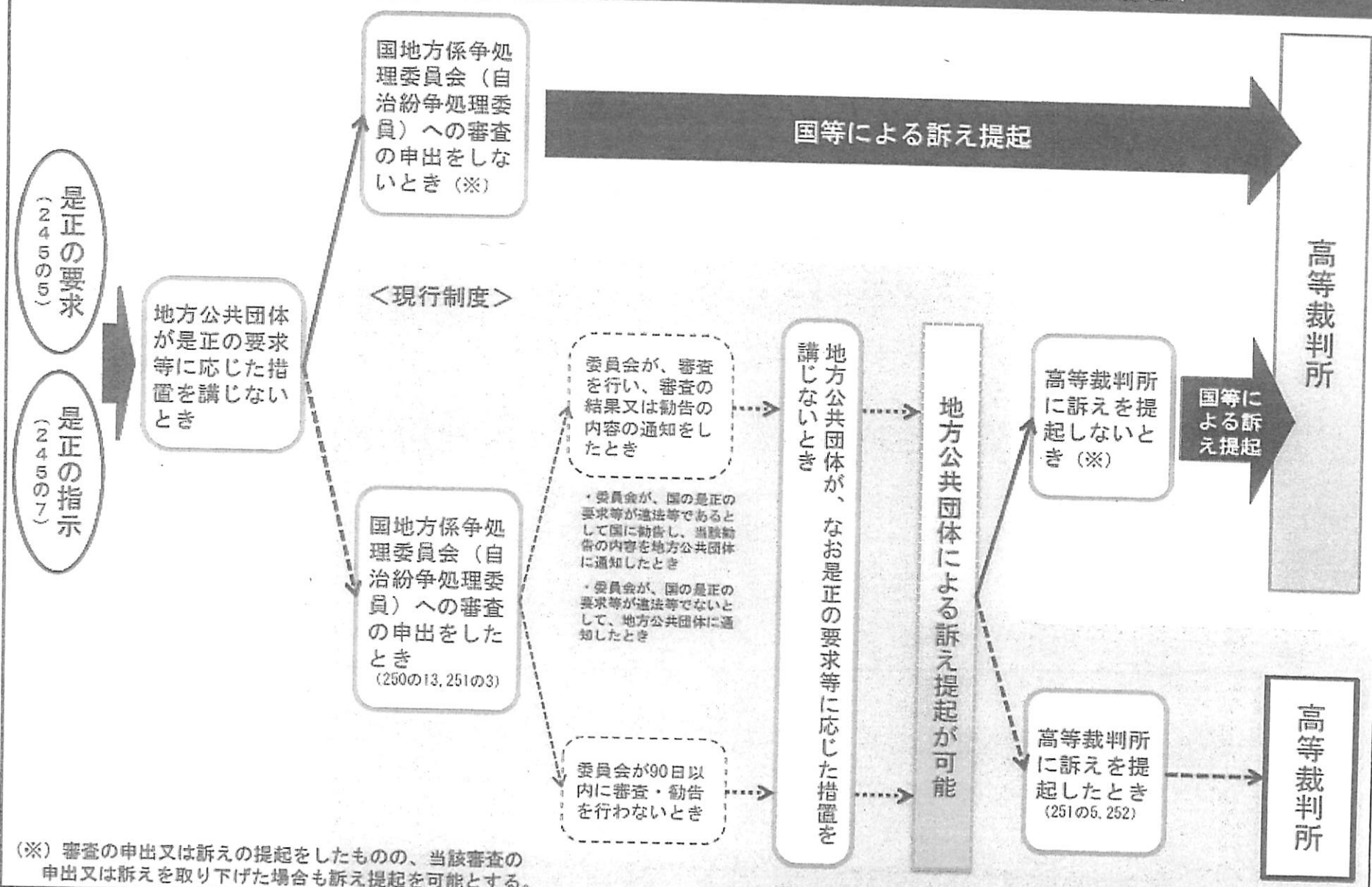
### ④ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の改正

年金記録の訂正手続(厚生労働大臣が、被保険者等による請求に基づき、社会保障審議会に諮問した上で年金記録を訂正し又は訂正しない旨を決定し、同決定に不服のある者は、行政不服審査法に基づく不服申立て又は訴訟の提起をすることができる制度)の創設等の所要の措置を講じる政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)が、平成26年6月4日、第186回国会(常会)で成立(年金記録の訂正手続の創設に係る規定は平成27年3月1日)。

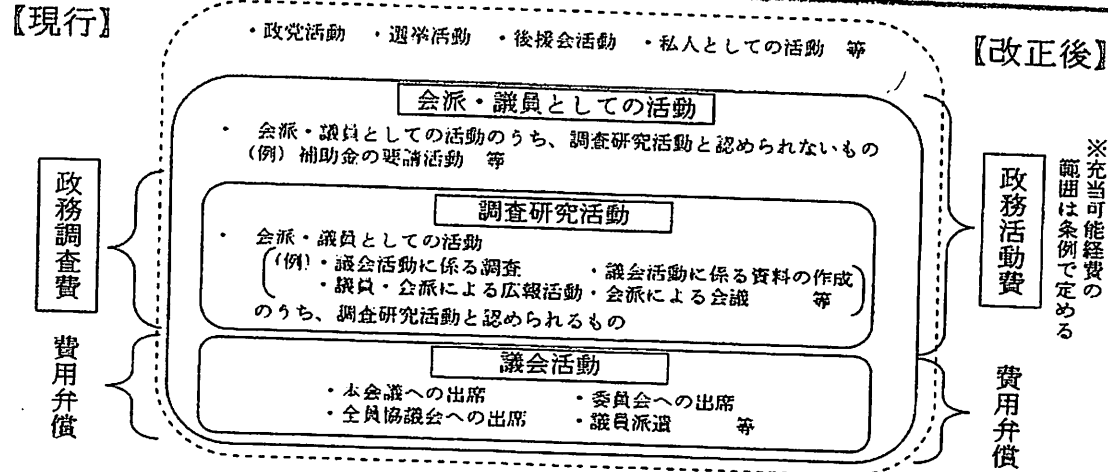
### ⑤ 景品表示法の改正

商品及び役務の取引に関する不当な表示を防止するための方策として、景品表示法に定められている措置命令に加え、不当表示を行った事業者に経済的不利益を賦課すべく、課徴金制度を導入すること等を柱とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成26年法律第118号)が、平成26年11月19日、第187回国会(臨時会)で成立(施行日は、公布日である同月27日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日)。

# 国等による訴え提起の制度のイメージ（訴え提起ができる場合）



## 政務調査費と政務活動費の対象経費(イメージ)



◇地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

現行	改正後
<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>	<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>

公正取引委員会による審判制度の廃止・訴訟手続の整備

【改正前の手続(事後審判制度)】

排除措置命令  
課徴金納付命令等

公正取引委員会における  
不服審査手続

審決

公正取引委員会の  
審決に対する取消訴訟

審判制度  
の廃止

【第一審:東京高等裁判所】

- ◎実質的証拠法則
- ◎新証拠提出制限
- ◎5人の裁判官による特別合議体

↓

【上告審:最高裁判所】

【改正後の手続(審判制度の廃止)】

排除措置命令  
課徴金納付命令等

行政処分に対する  
抗告訴訟

【第一審:東京地方裁判所】

- ◎3人の裁判官による合議体
- 5人の裁判官による合議体も可能

↓

【控訴審:東京高等裁判所】

- 5人の裁判官による合議体も可能

↓

【上告審:最高裁判所】

◎二審制から  
通常の三審制へ

◎実質的証拠法則、  
新証拠提出制限の  
廃止

## 憲法審査会の動向

### 憲法審査会の設置

- 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、各議院に設置(国会法102条の6、平成19年8月7日施行)
- 憲法審査会規程(衆議院平成21年6月11日、参議院平成23年5月18日、各議決)

### 憲法審査会設置後の主な動き

- 憲法審査会委員 衆議院・参議院 平23. 10. 20 各選任(衆議院50人、参議院45人)
- 衆議院・参議院 第179回国会(臨時会)第1回審査会(平23. 10. 21) 各憲法審査会長選任(衆議院・大島章宏(民主)、参議院・小坂憲次(自民))  
→衆議院につき、第182回国会(特別会)第1回審査会(平24. 12. 27)にて保利耕輔(自民)を新会長に選任
- 衆議院憲法審査会
  - ・ 第179回国会(臨時会)第2回(平23. 11. 17) 前衆議院憲法調査会会長(中山太郎)が参考人として衆議院憲法調査会の経過等について報告した上、各会派を代表する委員が基本的立場を表明
  - ・ 第183回国会(常会)第5回(平25. 4. 11)、同第10回(5. 23)において日本国憲法第6章の論点及び国会と司法の関係をめぐる諸問題(裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会等)につき、委員による自由討議等
  - ・ 第186回国会(常会)第1回(平26. 4. 10)ないし第5回(5. 8) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案につき、審議・可決
  - ・ 第187回国会(臨時会) 平26. 11. 17 「改正国民投票法の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」をテーマに地方公聴会開催
- 参議院憲法審査会
  - ・ 第179回国会(臨時会)第2回(平23. 11. 28) 元参議院憲法調査会会長(関谷勝嗣)が参考人として参議院憲法調査会の経過等について報告した上、各会派を代表する委員が基本的立場を表明
  - ・ 第183回国会(常会)第1回(平25. 3. 13)ないし第6回(6. 12) 二院制及び新しい人権につき、参考人質疑及び意見交換等
  - ・ 第186回国会(常会)第2回(平26. 5. 14)ないし第8回(6. 11) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案につき、審議・可決
  - ・ 第187回国会(臨時会)第2回(平26. 10. 22)及び同第3回(11. 12) それぞれ「憲法に対する認識」「憲法と参議院」につき意見交換

### 憲法調査会に対する最高裁判所の主な対応

憲法調査会の調査の一環として、説明者等として(小)委員会に出席の上、説明

- 衆議院憲法調査会
  - ・ 第10回憲法調査会(平12. 5. 25) 千葉行政局長 戦後の違憲判決につき説明
  - ・ 第3回統治機構のあり方に関する調査小委員会(平15. 5. 15) 山口前最高裁長官 参考人として、諸外国との比較における我が国の憲法裁判制度の特色につき意見陳述
  - ・ 第3回最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(平16. 3. 25) 竹崎事務総長、中山総務局長、團尾行政局長 最高裁判所の事件処理体制等につき説明
- 参議院憲法調査会
  - ・ 第3回憲法調査会(平13. 11. 21) 中山総務局長、増田行政局長第二課長 戦後、最高裁判所において憲法判断をした判決等につき説明

### 今後の動き

自民党は党綱領において、世界に貢献できる新憲法の制定を目指すとして改憲を党是に掲げ、平成24年4月、「日本国憲法改正草案」を発表している。憲法審査会は、憲法調査会と同様、最高裁に対し、説明や資料の提出等を求めてくるものと予測される。

調査ツール一覧表

	媒体、種類	検索物
法令	インターネット	D1-Law.com (法令データベース) <a href="http://d1-law.com/">http://d1-law.com/</a>
	インターネット	日本法令索引 (現行) <a href="http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/">http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/</a> (明前開編) <a href="http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/index.pl">http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/index.pl</a>
	インターネット	<a href="http://law.e-gov.go.jp/otl.html#search">http://law.e-gov.go.jp/otl.html#search</a>
	インターネット	国家公務員関係法令等一覧 <a href="http://www.jinji.go.jp/kisokufchiran.htm">http://www.jinji.go.jp/kisokufchiran.htm</a>
	インターネット	(内閣による) 国会提出法案 (リンク集) <a href="http://www.e-gov.go.jp/ink/bill.html">http://www.e-gov.go.jp/ink/bill.html</a>
	インターネット	衆議院 議案 (法案)・審議経過 <a href="http://www.shugin.go.jp/internet/tdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm">http://www.shugin.go.jp/internet/tdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm</a>
	インターネット	参議院 議案 (法案)・審議経過 <a href="http://www.sangin.go.jp/japanes/ejoho1/kousei/gian/current/gian.htm">http://www.sangin.go.jp/japanes/ejoho1/kousei/gian/current/gian.htm</a>
インターネット	<a href="http://kindai.ndl.go.jp/">http://kindai.ndl.go.jp/</a>	
書籍	S32-H16	
書籍	現行法規総覧	
書籍	各都道府県条例集	
書籍	分野別六法	
国会職事務録	インターネット	<a href="http://kokai.ndl.go.jp/">http://kokai.ndl.go.jp/</a>
	インターネット	参議院国会議員検索システム <a href="http://teikokugikai1.ndl.go.jp/">http://teikokugikai1.ndl.go.jp/</a>
外国法	雑誌	外国の立法 (214号以降はインターネット) <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/">http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/</a> (閲覧可能)
	ウェブ版図書	Westlaw International (貸出しは最高裁判所館にメールで申込み)
	ウェブ版図書	Lexis Nexis at Lexis.com (貸出しは最高裁判所館にメールで申込み)
	ウェブ版図書	Lexis Library (貸出しは最高裁判所館にメールで申込み)
裁判例	インターネット	<a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a>
	インターネット	D1-Law.com <a href="https://mypage.d1-law.com/db_jp/">https://mypage.d1-law.com/db_jp/</a> GYOPPY (JNET)
	書籍+	裁判例概観(行政1~11,労働1~3,下巻,加時 行政及び労働はGYOPPYで閲覧可能)
	インターネット	ALIS54
	書籍	大審院民事判決録(民録)全27編(9~10) 判例図書所収
	書籍	大審院判決録(民録)全93編(10~11) 近代デジタルライブラリー <a href="http://kindai.ndl.go.jp/">http://kindai.ndl.go.jp/</a> で閲覧可能
	書籍	大審院民事判例録(民録)全25巻(11~12) 判例図書所収
裁決例	インターネット	国税不服審判所裁決要旨検索システム <a href="http://www.kfs.go.jp/cgi-bin/sysrch/prj/web/">http://www.kfs.go.jp/cgi-bin/sysrch/prj/web/</a>
	インターネット	公正取引委員会審決等データベースシステム <a href="http://snk.jtcc.go.jp/JDSWeb/fds/tdc001/DC001">http://snk.jtcc.go.jp/JDSWeb/fds/tdc001/DC001</a>
	インターネット	海運審判所裁決録(H18-) <a href="http://www.mlit.go.jp/matsaiketsu/saiketsu.htm">http://www.mlit.go.jp/matsaiketsu/saiketsu.htm</a> (H10-H17) <a href="http://nippon.zaidan.info/kainan/">http://nippon.zaidan.info/kainan/</a> (M22-H22) <a href="http://www2.maia.or.jp/list.php">http://www2.maia.or.jp/list.php</a> ※ 下記2行は、最期の行のサイト(公式)にリンクあり
	インターネット	労働委員会関係 命令・裁判例データベース <a href="http://web.churoi.go.jp/">http://web.churoi.go.jp/</a>
	インターネット	特許庁審判検索(特許電子図書館) <a href="http://www.ipdl.inpit.go.jp/Shinpan/shinpan.htm">http://www.ipdl.inpit.go.jp/Shinpan/shinpan.htm</a>
	書籍	各種裁決例集
通達、通知、行政事例等	インターネット	e-Gov (官庁情報ポータル) <a href="http://www.e-gov.go.jp/ink/ordinance.html">http://www.e-gov.go.jp/ink/ordinance.html</a>
	インターネット	e-Gov総合的行政ポータル <a href="http://www.e-gov.go.jp/index.html">http://www.e-gov.go.jp/index.html</a>
	インターネット	登記先例・通達・回答 <a href="http://www.e-profession.net/ouki/index.php">http://www.e-profession.net/ouki/index.php</a>
	インターネット	判例集「登記関係」(登記情報、登記先例解説、登記インターネット)
	インターネット	著作権関係文化庁告示等 <a href="http://www.cric.or.jp/db/domesicbu_index.html">http://www.cric.or.jp/db/domesicbu_index.html</a>
	インターネット	情報公開・個人情報保護審判集等・判決DB <a href="http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/">http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/</a>
	インターネット	情報公開・個人情報保護審査会答申一覧 <a href="http://www8.cao.go.jp/youhoufousin/index_t.html">http://www8.cao.go.jp/youhoufousin/index_t.html</a>
書籍	基本行政通知整理集(きょうせい) (加除式)	
書籍	ALIS11号の99頁以下に記載のもの	
文献	インターネット	WebcatPlus (論文検索) <a href="http://webcatplus.nsl.ac.jp/">http://webcatplus.nsl.ac.jp/</a>
	インターネット	CSN (論文検索) <a href="http://csn.ac.jp/">http://csn.ac.jp/</a>
	インターネット	NDL OPAC (書籍検索) <a href="http://dx.ndl.go.jp/">http://dx.ndl.go.jp/</a>
	インターネット	D1-Law.com (論文検索) <a href="http://d1-law.com/">http://d1-law.com/</a>
	インターネット	法務省書籍データベース <a href="http://lib.moj.go.jp/opac/wopc/pc/pages/TopPage.jsp">http://lib.moj.go.jp/opac/wopc/pc/pages/TopPage.jsp</a>
	インターネット	GYOPPY参考文献 (論文検索)
書籍	ALIS11号(調査事務の概要)中の行政法(労働法的)財産権法関係の基礎書等(143頁) 重要集録の参考資料(論文検索)	
マイナーな/新しい法律の解説	インターネット	<a href="http://parusha.com/modules/search/">http://parusha.com/modules/search/</a>
新聞記事	雑誌	法令解説資料総覧
	雑誌	各府庁の立法担当各執筆の書籍、記事
その他	インターネット	新聞社、Yahoo、Google ニュース等のWebSite
	インターネット	新聞紙閲覧
	インターネット	国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業 <a href="http://warp.da.ndl.go.jp/">http://warp.da.ndl.go.jp/</a>
	インターネット	国立国会図書館 近代デジタルライブラリー <a href="http://kindai.ndl.go.jp/">http://kindai.ndl.go.jp/</a>
インターネット	国立公文書館 デジタルアーカイブ <a href="https://www.digital.archives.go.jp/">https://www.digital.archives.go.jp/</a>	
書籍	重要集録・特許資料(行政裁判資料62,64,66,71,77,78号等、労働裁判資料9,11,12,13,14,20,38,40号等)	
書籍	ALIS「平成15年度行政事務研究会共同研究の要旨」(巻末)	

※ オレンジ色：特によく使用するもの、黄色：比較的使用するもの

### 裁判例 詳細検索

メニューへ

種別	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 労働 <input checked="" type="checkbox"/> 知財		事件の種類	[ ]	
分類コード	1193* <input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="AND"/>	<input type="checkbox"/> ※NOT	[ ] <input type="button" value="参照"/> <input type="button" value="AND"/>	[ ] <input type="button" value="参照"/>	<input type="checkbox"/> ※NOT
文字列検索	[ ] <input type="button" value="AND"/>	<input type="checkbox"/> ※NOT	[ ] <input type="button" value="AND"/>	[ ] <input type="button" value="AND"/>	[ ] <input type="button" value="AND"/>
裁判所	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 判示事項 <input checked="" type="checkbox"/> 判決要旨 <input type="checkbox"/> 事案の概要 <input type="checkbox"/> 争点 <input type="checkbox"/> 事件名 <input type="checkbox"/> 判決全文 <input type="checkbox"/> 原告等名 <input type="checkbox"/> 被告等名	-選択して下さい- [ ]			
裁判年月日	[ ] <input type="button" value="カレンダー"/>	※入力形式: 「H17.11.02」 (平成17年11月2日の場合)		[ ]	
事件番号	平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 から 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 )	第 [ ] 号 - [ ]	特定番号	[ ]	
終局事由	<input checked="" type="radio"/> すべて <input type="radio"/> 判決 <input type="radio"/> 決定 <input type="radio"/> 命令		※終局事由について: 認容等の結果は、全ての事件に登録されているとは限りません。		
参考法令	[ ] <input type="button" value="参照"/> <input type="checkbox"/> ※NOT	区分 2 : 法 [ ] 条の [ ] の [ ] 第 [ ] 項 [ ] 号	表示順序	<input checked="" type="radio"/> 日付順 (新→旧) <input type="radio"/> 日付順 (旧→新) <input type="radio"/> 審級順	
新法事項	<input type="checkbox"/> 公法上の法律関係 <input type="checkbox"/> 出訴期間 <input type="checkbox"/> 釈明処分 <input type="checkbox"/> 執行停止の要件 <input type="checkbox"/> 教示制度 <input type="checkbox"/> 経過措置 <input type="checkbox"/> 原告適格 <input type="checkbox"/> 被告適格 <input type="checkbox"/> 管轄 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 申請型義務付け <input type="checkbox"/> 非申請型義務付け <input type="checkbox"/> 差止め <input type="checkbox"/> 仮の救済 仮義務 <input type="checkbox"/> 仮の救済 仮差止			雑誌名検索	[ ] <input type="button" value="参照"/>
<input type="button" value="検索実行"/>			<input type="button" value="クリア"/>		

仮の義務付けの分類コード「1193」を入力。  
 末尾にアスタリスクを付けると、より幅広く検索できます。

ここをクリックすると、検索結果が表示されます。  
 (②画面参照)

## 裁判例 検索結果一覧

前ページ

次ページ

戻る

メニューへ

最大表示件数 200件。「全200件」と表示された場合は、200件を超えている可能性があります。

全 18 件 1/1ページ

No.	全選択 <input type="checkbox"/>	種別	特定番号	要旨	裁判所	裁判年月日	終局事由	事件番号	事件名	全文	備考
1	<input type="checkbox"/>	行政	144477	1	福岡高	H22.07.20	決定	H22(行入)6	仮の義務付け決...	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
2	<input type="checkbox"/>	行政	144477	2	福岡高	H22.07.20	決定	H22(行入)6	仮の義務付け決...	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
3	<input type="checkbox"/>	行政	143437	1	福岡地	H22.05.12	決定	H22(行ク)3	仮の義務付け	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
4	<input type="checkbox"/>	行政	143437	2	福岡地	H22.05.12	決定	H22(行ク)3	仮の義務付け	有	4
一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
5	<input type="checkbox"/>	行政	143134	1	東京地	H22.04.12	決定	H22(行ク)67	仮の差止め	有	4
法務局長から司法書士法47条2号に基づく業務停止3月の懲戒処分を受けた司法書士がした、前記処分の差止めを求める訴えを本案とする前記処分の仮の差止めの申立てが、却下された事例											
6	<input type="checkbox"/>	行政	143797	1	福岡高那覇支	H22.03.19	決定	H22(行入)1	生活保護開始仮...	有	4
以前に年金担保貸付を受けるとともに生活保護を受給し、再度年金担保貸付を受けたことを理由として生活保護開始申請却下処分を受けた者がした、生活扶助等を支給することの仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例											
		行政	141108	1	那覇地	H21.12.22	決定	H21(行ク)7	生活保護開始仮...	有	4

※備考欄に数字の記載がある場合は、判示事項等が今後変更される可能性があります。

案件検索

印刷

テキスト出力

ここをクリックすると詳細な内容が表示されます。(③④画面参照)

ここをクリックすると詳細情報の印刷画面が別ウインドウで表示されます。

裁判例 詳細情報

戻る

メニューへ

種別	特定番号	要旨	裁判所	裁判年月日	終局事由	事件番号	事件名	全文	備考
行政	144477	2	福岡高	平成22年07月20日	決定(...	平成22年(行入...	仮の義務付け...	有	4

※備考欄に数字の記載がある場合は、判示事項等が今後変更される可能性があります。

事案の概要

一般旅客自動車運送業（タクシー業）の許可を受けて同事業等を営む相手方が、運輸局長（処分行政庁）が運賃及び料金の認可申請（本件申請）を却下したこと（本件処分）は違法であるとして、本件処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法（行訴法）37条の2第1項に基づき、処分行政庁に本件申請の認可を義務付けることを求める訴えを本案として、相手方が行訴法37条の5第1項に基づき、本件申請を認可することを仮に義務付けるよう求めた事案

争点

1. 本案について理由があるとみえるときに当たるか（当たる。）
2. 償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるか（ある。）
3. 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるか

新法事項  
(行政)

タクシー業の運賃及び料金の認可の申請を認可することの仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例

判示事項

一般乗用旅客自動車運送業当を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例

判決要旨

は、仮の義務付けに係る処分又は裁決がされないことによって生じる損害が、事後的な金銭賠償により回復することが不可能であるか、又は金銭賠償のみによって損害を甘受させることが、社会通念上著しく不相当とみられる場合であって、そのような損害の発生が切迫しており、これを避けなければならない緊急の必要性が存在することをいうと解されること、前記申請が認可されないこと、前記事業者は、タクシー事業に係る影響を停止せざるを得ないと考えられること、営業停止によって、タクシー運転手である従業員が減取等を理由に退職するおそれが大きいこと、その場合、事業者が従業員に行ってきた教育等が無効に帰することになり、事業者の営業上の人的基盤が失われることになりかねないこと、会員となった顧客や予約をして利用してきた顧客に対する営業上の信頼関係を直ちに既存するものであること、さらに、専用乗り場の設置や無線予約を行っていないところ、これらの固定経費の支出が続くとすれば、事業者の経営自体に重大な影響が及ぶ可能性も否定できず、そのような結果が生じた場合に金銭賠償によりその損害を回復することは不可能であることから、前記申請が認可されないことによって事業者が被る損害は、「償うことのできない損害」に該当するといえること、また、現在、前記事業者が運輸局長から受けている同事業を行うための認可の期限も切迫していることから、緊急の必要性も肯定することが出来るとして、前記申立てを一部認容した事例

○ 上訴等

添付ファイル

判決全文

印刷

テキスト出力

判決が登録されている事件はクリックして判決を閲覧及び印刷できます。

詳細情報を印刷するときをクリックします。

スクロールすると上訴等情報などが見られます。

行政・労働・知財事件総合データベース - Microsoft Internet Explorer

## 裁判例 詳細情報

戻る    メニューへ

「できない損害」に該当するといえること、また、現在、前記事業者が運輸局長から受けている同事業を行うための認可の期限も切迫していることから、緊急の必要性も肯定することが出来るとして、前記申立てを一部認容した事例

○ 上訴等

No.	種別	特定番号	裁判所	裁判年月日	終局事由	事件番号	事件名
1	行政	143437	福岡地	平成22年05月12日	決定	H22(行ク)3	仮の義務付け

○ 分類コード

No.	分類コード	分類項目
1	119322Y	肯定（償うことのできない損害を避けるための緊急の必要）
2	2622	道路運送

○ 参考法令

No.	法令名	法令コード	条項
1	行政事件訴訟法	ギヨウン	37条の5第1項
2	道路運送法	ドウウン	9条の3第1項

○ 雑誌

No.	著者名	雑誌名	巻 号	頁
1		最高裁HP		

メモ

ここをクリックすると、上訴等事件の詳細情報が見られます。

## 裁判例詳細

種別	特定番号	要旨	裁判所	裁判年月日	結局事由	備考
行政	144477	2	福岡高	H22.07.20	決定(抗告棄却)	4
平成22年(行ス)第6号			仮の義務付け決定に対する抗告			

### 判示事項

一般乗用旅客自動車運送業等を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例

### 判決要旨

一般乗用旅客自動車運送業等を営む者が、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、運輸局長に対してした一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請についての仮の義務付けを求める申立てにつき、同項が要求する「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある」とは、仮の義務付けに係る処分又は裁決がされないことによって生じる損害が、事後的な金銭賠償により回復することが不可能であるか、又は金銭賠償のみによって損害を甘受させることが、社会通念上著しく不相当とみられる場合であって、そのような損害の発生が切迫しており、これを避けなければならない緊急の必要性が存在することをいうと解されるところ、前記申請が認可されないと、前記事業者は、タクシー事業に係る影響を停止せざるを得ないと考えられること、営業停止によって、タクシー運転手である従業員がことになり、事業者の営業上の人的基盤が失われることになりかねないこと、会員となった顧客や予約をして利用してきた顧客に対する営業上の信頼関係を直ちに既存するものであること、さらに、専用乗り場の設置や無線予約を行っているところ、これらの固定経費の支出が純くとすれば、事業者の経営自体に重大な影響が及ぶ可能性も否定できず、そのような結果が生じた場合には金銭賠償によりその損害を回復することは不可能であることから、前記申請が認可されないことによって事業者が被る損害は、「償うことのできない損害」に該当するといえること、また、現在、前記事業者が運輸局長から受けている同事業を行うための認可の期限も切迫していることから、緊急の必要性も肯定することが出来るとして、前記申立てを一部認容した事例

### 事案の概要

一般旅客自動車運送業(タクシー業)の許可を受けて同事業等を営む相手方が、運輸局長(処分行政庁)が運賃及び料金の認可申請(本件申請)を却下したこと(本件処分)は違法であるとして、本件処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法(行訴法)37条の2第1項に基づき、処分行政庁に本件申請の認可を義務付けることを求める訴えを本案として、相手方が行訴法37条の5第1項に基づき、本件申請を認可することを仮に義務付けるよう求めた事案

### 争点

1. 本案について理由があるとみえるときに当たるか(当たる。)
2. 償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるか(ある。)
3. 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるか(ない。)

### 新法事項(行政)

タクシー業の運賃及び料金の認可の申請を認可することの仮の義務付けを求める申立てが、一部認容された事例

### 分類コード

No.	分類コード	分類項目
付加情報		
1	119322Y	肯定 (償うことのできない損害を避けるための緊急の必要)
2	2622	道路運送 道路運送法 (道路運送車両法は、2561X又は2X5Xに分類)

参考法令

No.	法令コード	条項
法令名		
1	ギョウソ 行政事件訴訟法	37条の5第1項
2	ドウウン 道路運送法	9条の3第1項

雑誌

No.	著者名	雑誌名	巻	号	頁
1		最高裁HP			

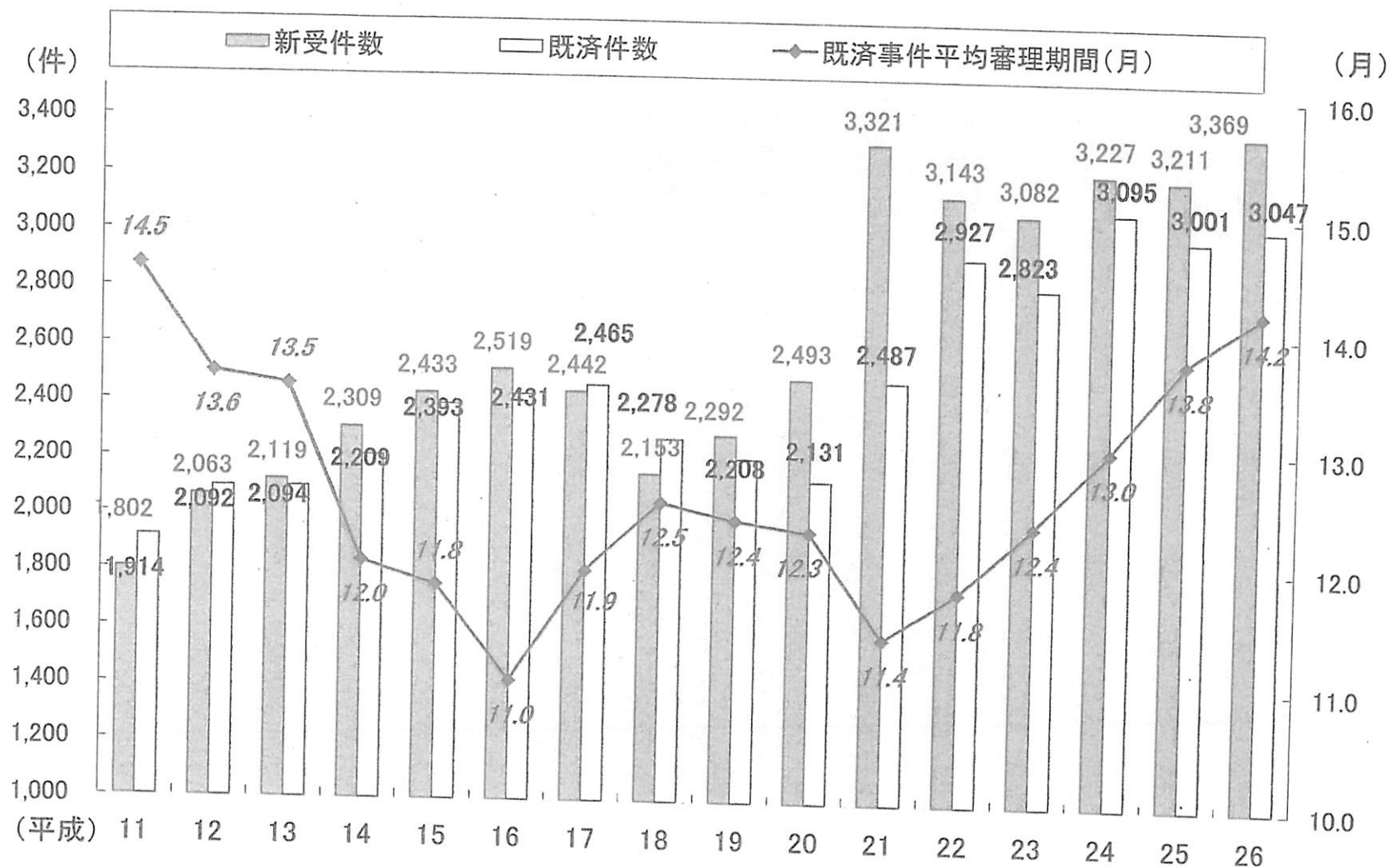
上訴等

No.	種別	特定番号	裁判所	裁判年月日	終局事由
1	行政 H22(行タ)3	143437	福岡地  仮の義務付け	H22.05.12	決定(一部申立認容,一部申立却下)

【分類コード】【 分 類 項 目 】【 付 加 情 報 】

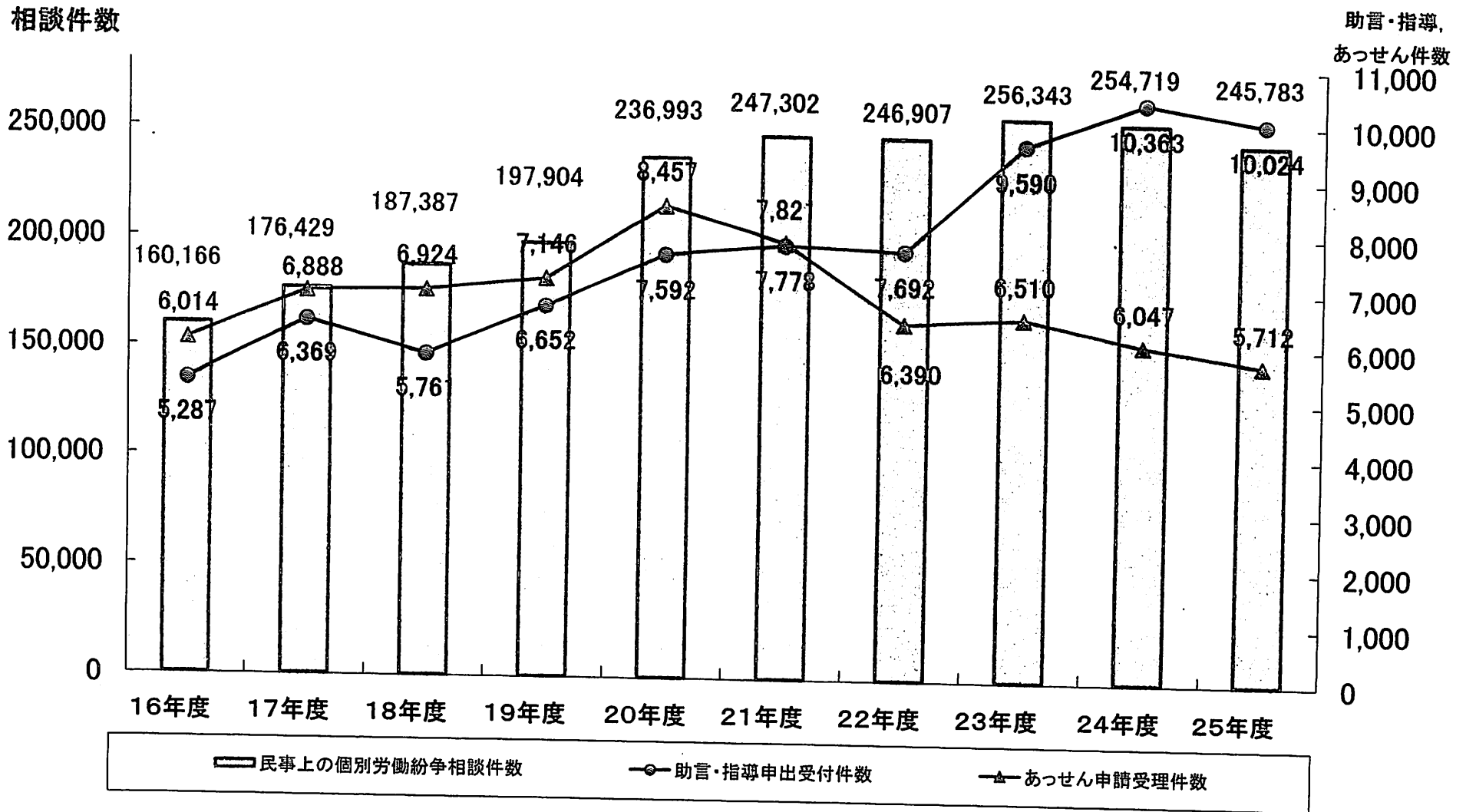
119125	重大な損害を避けるための緊急の必要 - Y / Z	一般論はここに分類
119125Y	肯定 (重大な損害を避けるための緊急の必要)	
119125Z	否定 (重大な損害を避けるための緊急の必要)	
119126	考慮事項	一般論はここに分類
1191261	損害の回復の困難の程度	
1191262	損害の性質及び程度	
1191263	処分の内容及び性質	
11912X	その他 (執行停止の要件)	
11913	内閣総理大臣の風説	
1191X	その他 (執行停止)	
1192	仮処分	
1193	仮の職務付け	行政事件訴訟法44条等。同条に開くものは1111に分類。住民訴訟に関するものは23635に分類 行政事件訴訟法27条の5第1項
11931	仮の職務付けの対象及び内容	
11932	仮の職務付けの要件	
119321	本案訴訟の係属及び適否 - Y / Z	
119321Y	肯定 (本案訴訟の係属及び適否)	
119321Z	否定 (本案訴訟の係属及び適否)	
119322	憐うことのできない損害を避けるための緊急の必要 - Y / Z	
119322Y	肯定 (憐うことのできない損害を避けるための緊急の必要)	
119322Z	否定 (憐うことのできない損害を避けるための緊急の必要)	
119323	本案について理由があるとみえるとき - Y / Z	
119323Y	肯定 (本案について理由があるとみえるとき)	
119323Z	否定 (本案について理由があるとみえるとき)	
119324	公共の福祉に及ぼす重大な影響の有無 - Y / Z	
119324Y	肯定 (公共の福祉に及ぼす重大な影響の有無 - 影響あり)	
119324Z	否定 (公共の福祉に及ぼす重大な影響の有無 - 影響なし)	
11932X	その他 (仮の職務付けの要件)	
1194	仮の差止め	行政事件訴訟法27条の5第2項
11941	仮の差止めの対象及び内容	
11942	仮の差止めの要件	
119421	本案訴訟の係属及び適否 - Y / Z	
119421Y	肯定 (本案訴訟の係属及び適否)	
119421Z	否定 (本案訴訟の係属及び適否)	
119422	憐うことのできない損害を避けるための緊急の必要 - Y / Z	

# 労働関係民事通常訴訟事件の新受・既済件数・平均審理期間 — 全国地裁 — (平成11年～26年)



(注)1 平成26年の件数は推計値である〔資料行1の(注)参照〕。  
 2 平成16年までの数値は、最高裁行政局調べの概数値である。

# 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行状況

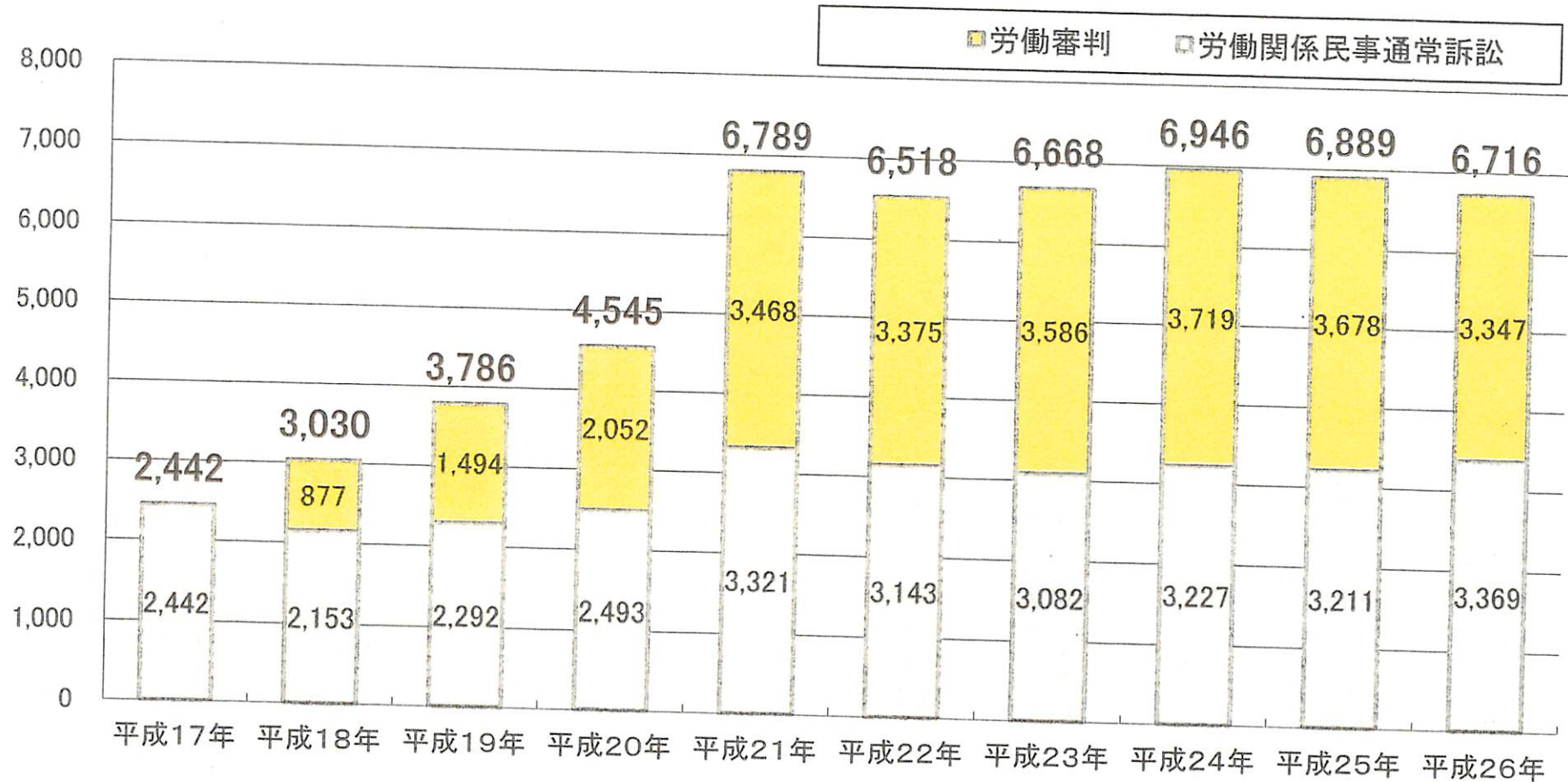


(平成26年5月厚生労働省発表)

# 裁判所における労働紛争解決手続

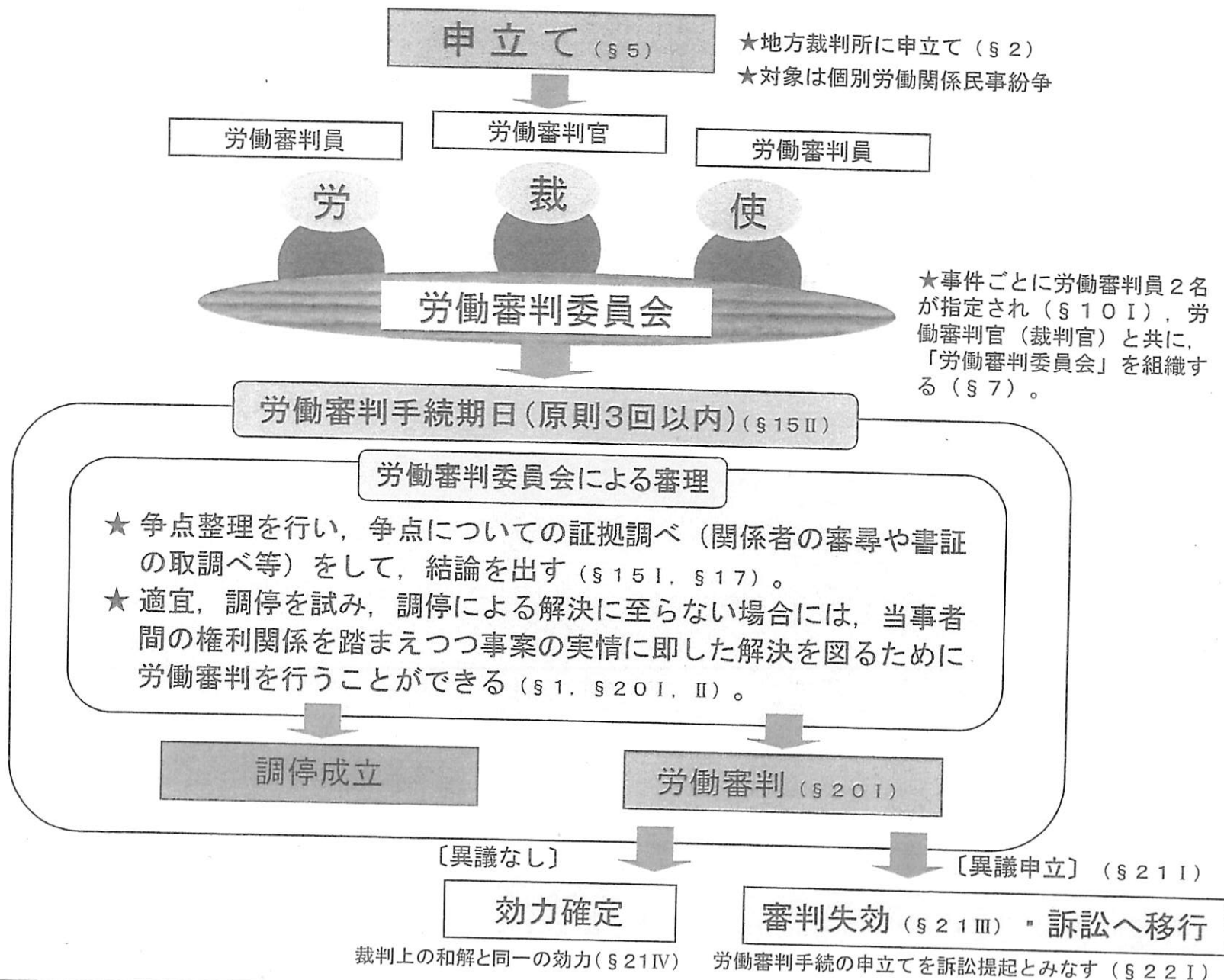
手続別新受件数(全国地裁・1月～12月)

新受件数



- (注) 1 平成18年の労働審判事件の件数は、同年4月から12月までの数値である。  
2 平成26年の件数は推計値である【資料行1の(注)参照】。  
3 労働審判事件の件数は、最高裁行政局調べの概数値である。

# 労働審判手続の概要



# 労働審判事件の既済件数－終局事由別－

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年												合計	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		計
労働審判	612 (17.8%)	641 (18.2%)	643 (17.4%)	650 (18.0%)	38	51	60	43	45	46	47	56	64				450 (18.5%)	2996 (17.9%)
異議申立てあり	364 (59.5%)	391 (61.0%)	382 (59.4%)	396 (60.9%)	23	29	35	32	29	23	23	23	32				249 (55.3%)	1782 (59.5%)
異議申立てなし	248 (40.5%)	250 (39.0%)	261 (40.6%)	254 (39.1%)	15	22	25	11	16	23	24	33	32				201 (44.7%)	1214 (40.5%)
調停成立	2433 (70.8%)	2502 (71.2%)	2609 (70.6%)	2528 (70.0%)	189	212	251	171	134	211	199	107	189				1663 (68.3%)	11735 (70.3%)
24条終了	121 (3.5%)	119 (3.4%)	164 (4.4%)	159 (4.4%)	13	4	18	6	11	12	15	7	14				100 (4.1%)	663 (4.0%)
取下げ	240 (7.0%)	227 (6.5%)	256 (6.9%)	260 (7.2%)	28	15	35	14	23	31	27	20	15				208 (8.5%)	1191 (7.1%)
却下・移送等	30 (0.9%)	24 (0.7%)	25 (0.7%)	15 (0.4%)	0	1	1	2	0	2	4	2	3				15 (0.6%)	109 (0.7%)
合計	3436 (100%)	3513 (100%)	3697 (100%)	3612 (100%)	268	283	365	236	213	302	292	192	285				2436 (100%)	16694 (100%)

- (注) 1 件数は、平成26年9月末現在のもので、平成26年12月4日集計による最高裁行政局調べの概数値である。  
 2 「異議申立てなし」には、平成26年12月4日集計日現在、異議申立ての有無が確認できないものを含む。  
 3 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

# 労働審判事件の既済件数(平成21年～25年)

## － 代理人選任状況・終局事由別 － (全国)

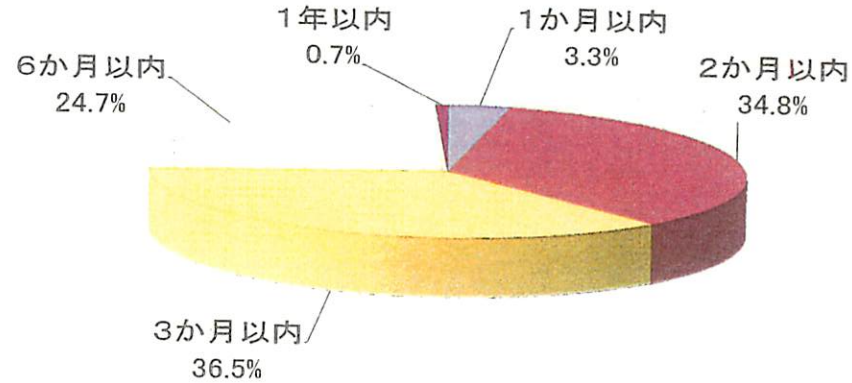
	労働審判						調停成立		24条終了		取下げ		却下・移送等		合計	
			異議申立てあり		異議申立てなし											
申立人・本人	621	21.3%	302	48.6%	319	51.4%	1884	64.5%	97	3.3%	260	8.9%	59	2.0%	2921	16.7%
相手方・本人	199	21.8%	53	26.6%	146	73.4%	476	52.2%	28	3.1%	157	17.2%	52	5.7%	912	5.2%
相手方・弁護士代理人	417	21.1%	247	59.2%	170	40.8%	1389	70.2%	67	3.4%	102	5.2%	5	0.3%	1980	11.3%
相手方・その他の代理人	5	17.2%	2	40.0%	3	60.0%	19	65.5%	2	6.9%	1	3.4%	2	6.9%	29	0.2%
申立人・弁護士代理人	2522	17.3%	1616	64.1%	906	35.9%	10385	71.3%	573	3.9%	1017	7.0%	61	0.4%	14558	83.3%
相手方・本人	446	22.5%	184	41.3%	262	58.7%	925	46.6%	89	4.5%	483	24.3%	41	2.1%	1984	11.3%
相手方・弁護士代理人	2062	16.5%	1424	69.1%	638	30.9%	9421	75.3%	483	3.9%	530	4.2%	19	0.2%	12515	71.6%
相手方・その他の代理人	14	23.7%	8	57.1%	6	42.9%	39	66.1%	1	1.7%	4	6.8%	1	1.7%	59	0.3%
申立人・その他の代理人	2	40.0%	2	100.0%	0	-	3	60.0%	0	-	0	-	0	-	5	0.0%
相手方・本人	0	-	0	-	0	-	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	1	0.0%
相手方・弁護士代理人	1	33.3%	1	100.0%	0	-	2	66.7%	0	-	0	-	0	-	3	0.0%
相手方・その他の代理人	1	100.0%	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0.0%
計	3145	18.0%	1920	61.0%	1225	39.0%	12272	70.2%	670	3.8%	1277	7.3%	120	0.7%	17484	100.0%

- (注) 1 件数は、平成25年12月末現在のもので、平成26年11月10日集計による最高裁行政局調べの概数値である。  
 2 「異議申立てなし」には、平成26年11月10日集計日現在、異議申立ての有無が確認できないものを含む。  
 3 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

# 労働審判事件の既済件数(平成21年～25年) — 審理期間等・期日実施回数 —

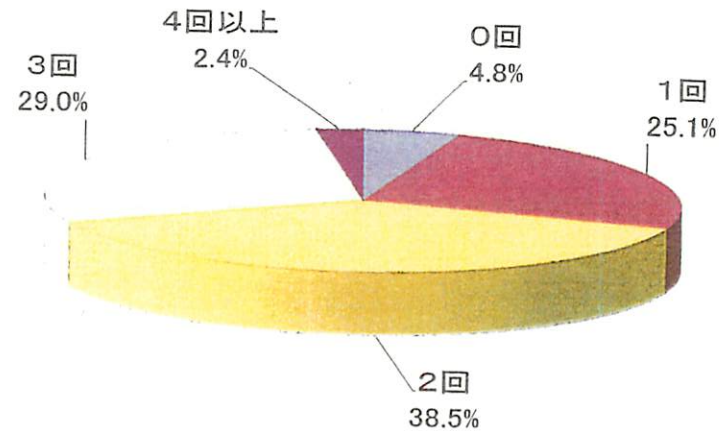
【申立てから終局までの審理期間等】

1か月以内	582 件	3.3%
2か月以内	6078 件	34.8%
3か月以内	6382 件	36.5%
6か月以内	4319 件	24.7%
1年以内	123 件	0.7%
合計 (対象件数)	17484 件	100%
平均審理日数	73.7 日	



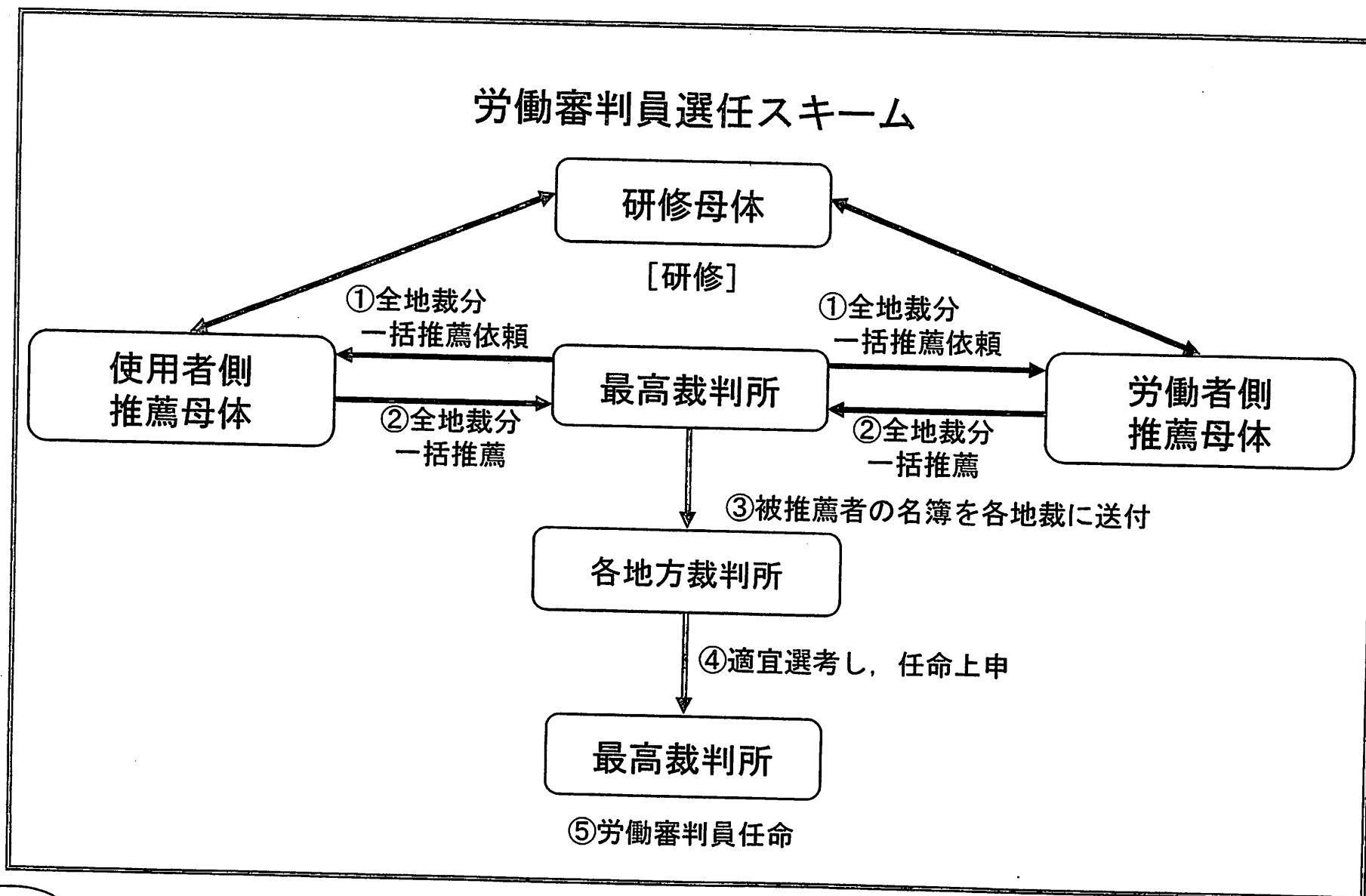
【期日実施回数】

	0回	1回	2回	3回	4回以上	全体
調停成立	—	3395	5065	3495	317	12272
	—	27.7%	41.3%	28.5%	2.6%	100%
労働審判	—	443	1225	1389	88	3145
	—	14.1%	39.0%	44.2%	2.8%	100%
異議申立てあり	—	200	726	940	54	1920
	—	10.4%	37.8%	49.0%	2.8%	100%
異議申立てなし	—	243	499	449	34	1225
	—	19.8%	40.7%	36.7%	2.8%	100%
24条終了	27	271	255	107	10	670
	4.0%	40.4%	38.1%	16.0%	1.5%	100%
取下げ	713	281	190	80	13	1277
	55.8%	22.0%	14.9%	6.3%	1.0%	100%
却下・移送等	106	7	3	4	0	120
	88.3%	5.8%	2.5%	3.3%	—	100%
合計	846	4397	6738	5075	428	17484
	4.8%	25.1%	38.5%	29.0%	2.4%	100%



- (注) 1 件数は、平成25年12月末現在のもので、平成26年11月10日集計による最高裁行政局調べの概数値である。  
 2 「異議申立てなし」には、平成26年11月10日集計日現在、異議申立ての有無が確認できないものを含む。  
 3 百分比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合がある。

# 労働審判員の任命，研修等



## 労働審判員任命人数一覧

地裁管内	任命人数 (人)	
	(労)	(使)
東 京	192	194
横 浜	47	45
さいたま	30	30
千 葉	20	19
水 戸	7	7
宇都宮	7	7
前 橋	10	11
静 岡	9	9
甲 府	5	5
長 野	6	6
新 潟	5	6
大 阪	56	56
京 都	13	13
神 戸	25	25
奈 良	7	7
大 津	6	6
和歌山	5	5
小 計	450	451

地裁管内	任命人数 (人)	
	(労)	(使)
名 古 屋	41	41
津	5	5
岐 阜	7	7
福 井	5	5
金 沢	6	5
富 山	5	5
広 島	11	11
山 口	5	5
岡 山	8	8
鳥 取	5	5
松 江	5	5
福 岡	44	44
佐 賀	5	5
長 崎	5	5
大 分	5	5
熊 本	8	8
鹿 児 島	6	6
宮 崎	5	5
那 覇	6	6
小 計	187	186

地裁管内	任命人数 (人)	
	(労)	(使)
仙 台	13	13
福 島	5	5
山 形	5	5
盛 岡	5	5
秋 田	5	4
青 森	5	5
札 幌	28	28
函 館	5	5
旭 川	5	5
釧 路	5	5
高 松	5	5
徳 島	5	5
高 知	5	5
松 山	5	5
小 計	101	100
総 数	738	737

(平成26年4月1日現在)

# 労働審判員の任命状況①

(平成26年4月1日現在)

	全 体	労働者側 (推薦取りまとめは連合)	使用者側 (推薦取りまとめは経団連)
総 数	1475人	738人	737人
女性	64人 (4.3%)	43人 (5.8%)	21人 (2.8%)
退職者	386人 (26.2%)	159人 (21.5%)	227人 (30.8%)
平均年齢	60.8歳	59.7歳 最年少 35歳 最高齢 70歳	62.0歳 最年少 39歳 最高齢 71歳
40歳未満	7人 (0.5%)	5人 (0.7%)	2人 (0.3%)
40～49歳	118人 (8.0%)	80人 (10.8%)	38人 (5.2%)
50～59歳	311人 (21.1%)	180人 (24.4%)	131人 (17.8%)
60～67歳	987人 (66.9%)	463人 (62.7%)	524人 (71.1%)
68歳～	52人 (3.5%)	10人 (1.4%)	42人 (5.7%)

# 労働審判員の任命状況②

(平成26年4月1日現在)

	全 体	労働者側 (推薦取りまとめは連合)	使用者側 (推薦取りまとめは経団連)
所属組合(労働者側), 勤務先(使用者側)での地位  ※退職者については退職時のもの		会長 18人 (2.4%)	会社役員 (団体役員含む) 346人 (46.9%)
		執行委員長 172人 (23.3%)	会社員 (団体職員含む) 321人 (43.6%)
		執行委員 302人 (40.9%)	個人事業主 (法人格なし) 16人 (2.2%)
		その他 246人 (33.3%)	その他 54人 (7.3%)
勤務先の主な業種 (上位5種)	製造業	労働者団体等 (対応企業等の業種複数)	製造業
	各種団体 (対応企業等の業種複数)	製造業	サービス業
	サービス業	公務	卸・小売業
	運輸業	運輸業	運輸業
	卸・小売業	情報通信業	金融・保険業

# 労働審判手続の対象となる紛争



## 個別労働関係民事紛争

### 《対象となる紛争例》

- ・ 解雇の効力に関する紛争
- ・ 賃金や退職金の支払を求める紛争

など

### 《対象とならない紛争例》

- ・ 集团的労使紛争(組合が当事者)
- ・ 労働関係に関する事項以外の事項について生じた紛争(金銭の貸借を巡る紛争等)
- ・ 行政処分取消しを求める紛争
- ・ 利益紛争(賃金引上げ, 労働時間短縮の要求など, 既に契約又は法律により定められた権利義務関係の存否や内容に関する紛争ではなく, 当事者間での新たな合意の形成をめざす紛争)
- ・ 募集及び採用に関する紛争

など

# 労働審判手続の対象として ふさわしい事件・ふさわしくない事件

## ○ふさわしい事件

- ◆ 権利関係について争いがあるが、3回以内の期日で審理が可能な事件（争点が比較的単純で、主張・証拠も相当程度明らかであり、申立人が一人の事件）

ex.) ①争点が比較的単純な解雇事件、②退職金請求事件等

## ●ふさわしくない事件

- ◆ 3回以内の期日における解決が困難な事件

- ・ 争点が複雑な事件、膨大又は緻密な立証が必要である事件

ex.) ①整理解雇、差別的取扱い、就業規則の不利益変更、労災等に関する事件  
②時間外手当請求事件において、日々の時間外労働時間等の細かい点が争点となるもの  
③労働者性が問題となる事件等

- ・ 申立人が複数である事件

⇒ 民事調停、民事訴訟

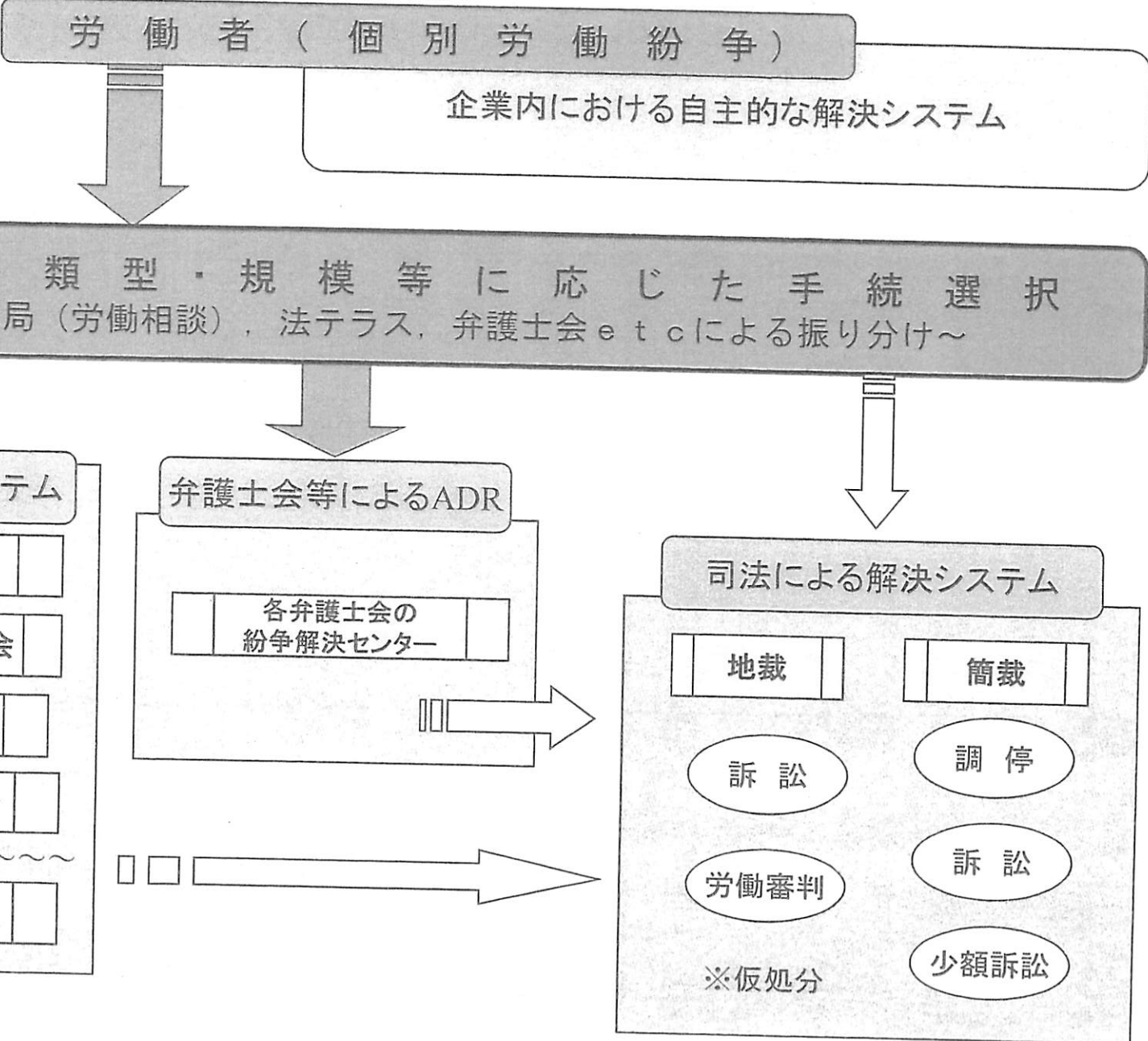
- ◆ 権利関係に争点がないかわずかであり、係争利益が小さい事件

ex.) ①未払賃金、②未払解雇予告手当の請求事件等

⇒ 民事調停、少額訴訟

- (参考文献) ①山口幸雄ほか編『労働事件審理ノート』[第3版] (判例タイムズ社) 199, 200頁  
②菅野和夫著『労働法』第10版 (弘文堂) 893頁  
③菅野和夫ほか共著『労働審判制度—基本趣旨と法令解説—』[第2版] (弘文堂) 48頁  
④大竹昭彦「労働審判制度の施行状況と裁判所における取組」ジュリスト1331号33頁  
⑤林俊之「労働審判制度開始から2年を振り返って」法律のひろば平成20年3月号56, 57頁

# 個別労働紛争の解決システム



# 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第27号)

短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るため、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱い禁止の対象者を拡大する等の所要の措置を講ずる。

<平成26年4月16日成立、23日公布>

## 1. 短時間労働者の均等・均衡待遇の確保

- ① 短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。
- ② 通常の労働者と差別的取扱いが禁止される「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」の範囲を拡大する。  
【現行】「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」: (1)職務の内容が通常の労働者と同一、(2)人材活用の仕組みが通常の労働者と同一、(3)無期労働契約を締結している  
↓  
【改正後】(1)、(2)が同一であれば、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」に該当し、差別的取扱いが禁止される。

## 2. 短時間労働者の納得性を高めるための措置

- ① 短時間労働者を雇い入れたときは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の内容について、事業主が説明する義務を導入する。

## 3. その他

- ① 雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が是正の勧告をした場合に、事業主がこれに従わなかったときは、事業主名を公表することができる規定等を創設する。
- ② 指定法人(短時間労働援助センター)の指定は平成23年に廃止され、現在、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助に係る業務は都道府県労働局が実施していることから、関係規定を削除する。

【施行期日】 平成27年4月1日

# 社会保険労務士法の一部を改正する法律案要綱

第1 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ  
厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120万円（※現行は少額訴訟の上限額（60万円））に引き上げること。

（第2条第1項関係）

## 第2 補佐人制度の創設

1 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとする。

（第2条の2関係）

2 社会保険労務士法人が1の事務の委託を受けることができることについて規定すること。

（第25条の9の2関係）

## 第3 社員が一人の社会保険労務士法人

社員が一人の社会保険労務士法人の設立等を可能とすること。

## 第4 施行期日等

（第25条の6等関係）

### 1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
ただし、第3は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第1条関係）

2 その他所要の規定を整備すること。

## 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要

平成25年の臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(※)に関する特例を設けるもの。

(※) 同一の使用者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。(労働契約法第18条)

### 主な内容

#### ①特例の対象者

- I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

#### ②特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(現行5年)を延長  
→ 次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限:10年)
- ② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施

### 施行期日

平成27年4月1日

# 「日本再興戦略」改訂2014の概要

## 改訂の基本的考え方

- この1年間、「3本の矢」によってもたらされた変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていく。
- そのため、日本の「稼ぐ力＝収益力」を強化。同時に、「日本再興戦略」で残された課題（働き方、医療、農業等）にも対応。
- デフレ状況から脱却しつつある今こそがラストチャンス。企業経営者や国民一人一人に、具体的な行動を促していく。

## 1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す 改革に向けての10の挑戦

### 「企業が変わる」～「稼ぐ力」の強化

- ①《コーポレートガバナンスの強化》
  - コーポレートガバナンス・コードの策定
- ②《公的・準公的資金の運用の在り方の見直し》
  - GPIFの基本ポートフォリオ、ガバナンス体制の見直し
- ③《産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進》
  - 大企業を巻き込んだ支援、政府調達への参入促進、I/Fイ等の供給

### 「国を変える」

- ④《成長志向型の法人税改革》
  - 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す
- ⑤《イノベーションの推進とロボット革命》
  - 革新的な技術からビジネスを生み出すナショナルシステム
  - ロボットによる社会的課題の解決と新たな産業革命

## 2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

### ⑥ 女性の更なる活躍促進

- 学童保育の拡充
- 女性就労に中立的な税・社会保障制度等の実現

### ⑦ 働き方の改革

- 働き過ぎ防止のための取組強化
- 時間ではなく成果で評価される制度への改革
- 多様な正社員の普及・拡大
- 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

### ⑧ 外国人材の活用

- 外国人技能実習制度の見直し
- 製造業における海外子会社従業員の受入れ
- 特区における家事支援人材の受入れ
- 介護分野における外国人留学生の活躍

## 3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

### ⑨ 攻めの農林水産業の展開

- 農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革
- 酪農の流通チャネル多様化
- 国内外とのバリューチェーンの連結（6次産業化、輸出の促進）

### ⑩ 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

- 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮）の創設
- 個人への健康・予防インセンティブの付与
- 保険外併用療養費制度の大幅拡大

## 成長の成果の全国波及

### 地域活性化／中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- 地域活性化施策をワンパッケージで実現するプラットフォームの構築
- 中堅・中小企業・小規模事業者によるふるさと名物応援と戦略産業の育成
- 地域ぐるみの農業の6次産業化、酪農家の創意工夫、魅力ある観光地域づくり
- PPP/PFIを活用したインフラ運営の実現

### 地域の経済構造改革

- 都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化
- 東京への人口流出の抑制
- ⇒ 司令塔となる本部の設置、政府一体の推進体制の構築

更なる成長に向けた対応

実現し進化する戦略／経済の好循環のための取組の継続／改革への集中的取組み（国家戦略特区の強化等）

## 7. 柔軟で多様な働き方の実現①

- 職務等を限定した働き方や、時間でなく成果で評価される創造的な働き方を導入。
- さらに、透明で、グローバルにも通用する紛争解決システムを構築。

<これまでの主な取組>

- ・雇用調整助成金から労働移動支援助成金にシフト【2014年度予算301億円、2015年度には予算規模を逆転】
- ・ハローワークの求人・求職情報を開放【それぞれ2014年9月／2015年度中】

<新たに講じる施策>

### ○働き方改革のための労働時間制度の見直し

#### ①働き過ぎ防止のための取組強化

- 長時間労働が是正されるよう、労働基準監督署による監督指導を徹底

#### ②フレックスタイム制の見直し

- 育児・介護等の事情がある労働者のため、早く仕事を終えても、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等の検討。

現 状	見直し後
労働時間の長短のメリハリがつけられる期間(清算期間)の上限が1ヵ月	一層の弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長

#### ③裁量労働制の新たな枠組み

- 企業の中核部門等で裁量的に働く労働者の創造性発揮のために、対象範囲、手続を見直すほか、真に裁量を持って働けるよう見直し

現 状	見直し後
対象範囲が限定的(企画、立案、調査及び分析業務に専ら従事する者)、手続も煩雑	対象範囲見直し(企業の中核部門・研究開発部門等で働く者)、手続の緩和等

#### ④時間ではなく成果で評価される新たな労働時間制度の創設

- 一定の年収要件(例えば、少なくとも1000万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者が対象。労働時間の長さとは賃金のリンクを切り離れた新たな労働時間制度を創設。  
【労政審で検討し、次期通常国会を目途に法案を提出】

## 7. 柔軟で多様な働き方の実現②

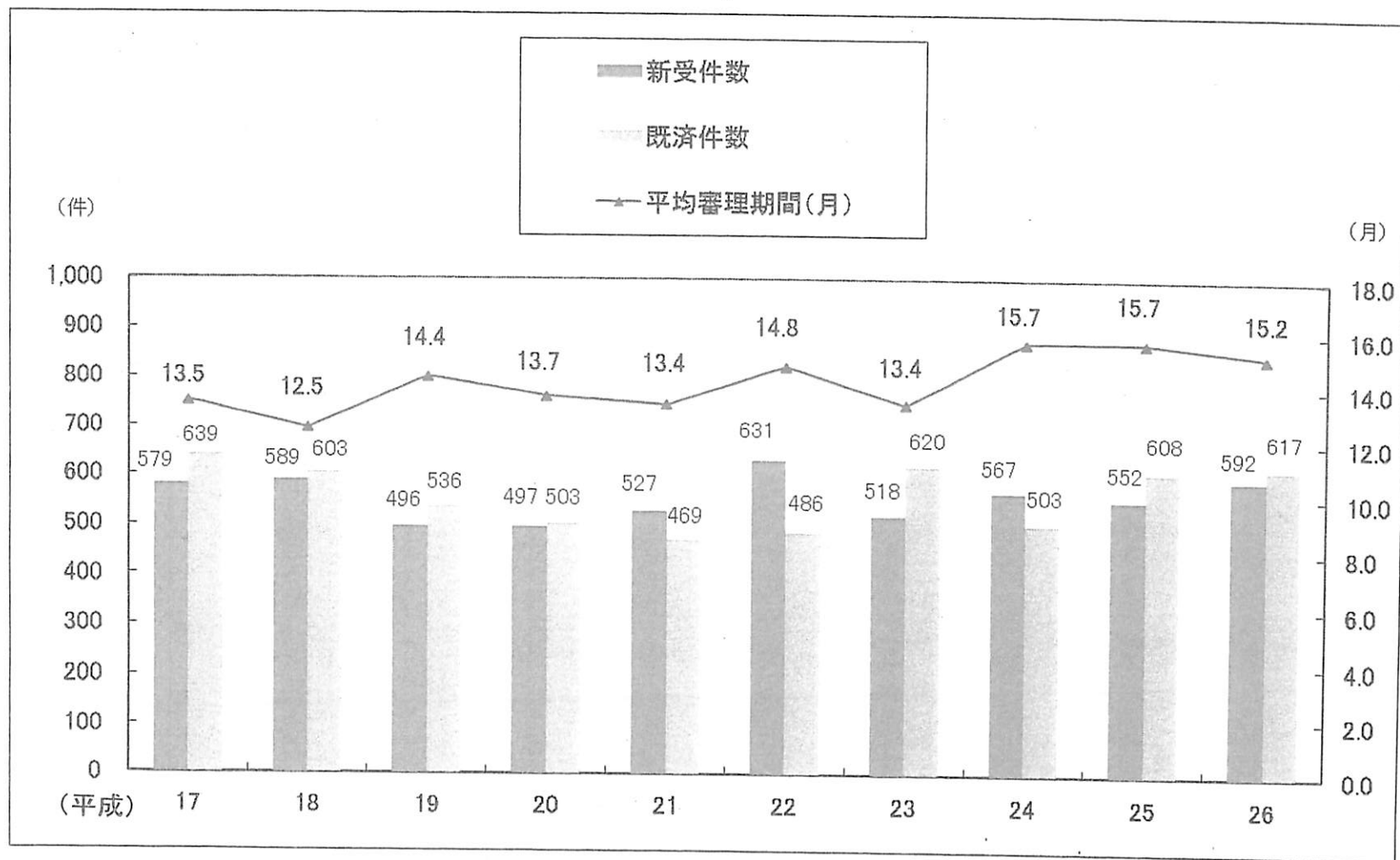
### ○職務等を限定した多様な正社員の普及・拡大

- 労働契約の締結・変更時の労働条件の明示、正社員との相互転換、均衡処遇について、労働契約法の解釈を周知【2014年内に実施】  
(例):なるべく書面で、職務等の限定の有無などについて明示することが望ましい 等
- 「雇用管理上の留意点(導入モデル)」を公表【2014年7月】

### ○予見可能性の高い紛争解決システムの構築

- 主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、国内外の関係制度・運用に関する調査研究を行う(本年度中)。
- その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する労働紛争解決システム等の在り方について、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、幅広く検討を進める。  
【2015年中に幅広く検討】

# 知的財産権事件(全国地裁第一審)の事件数及び平均審理期間

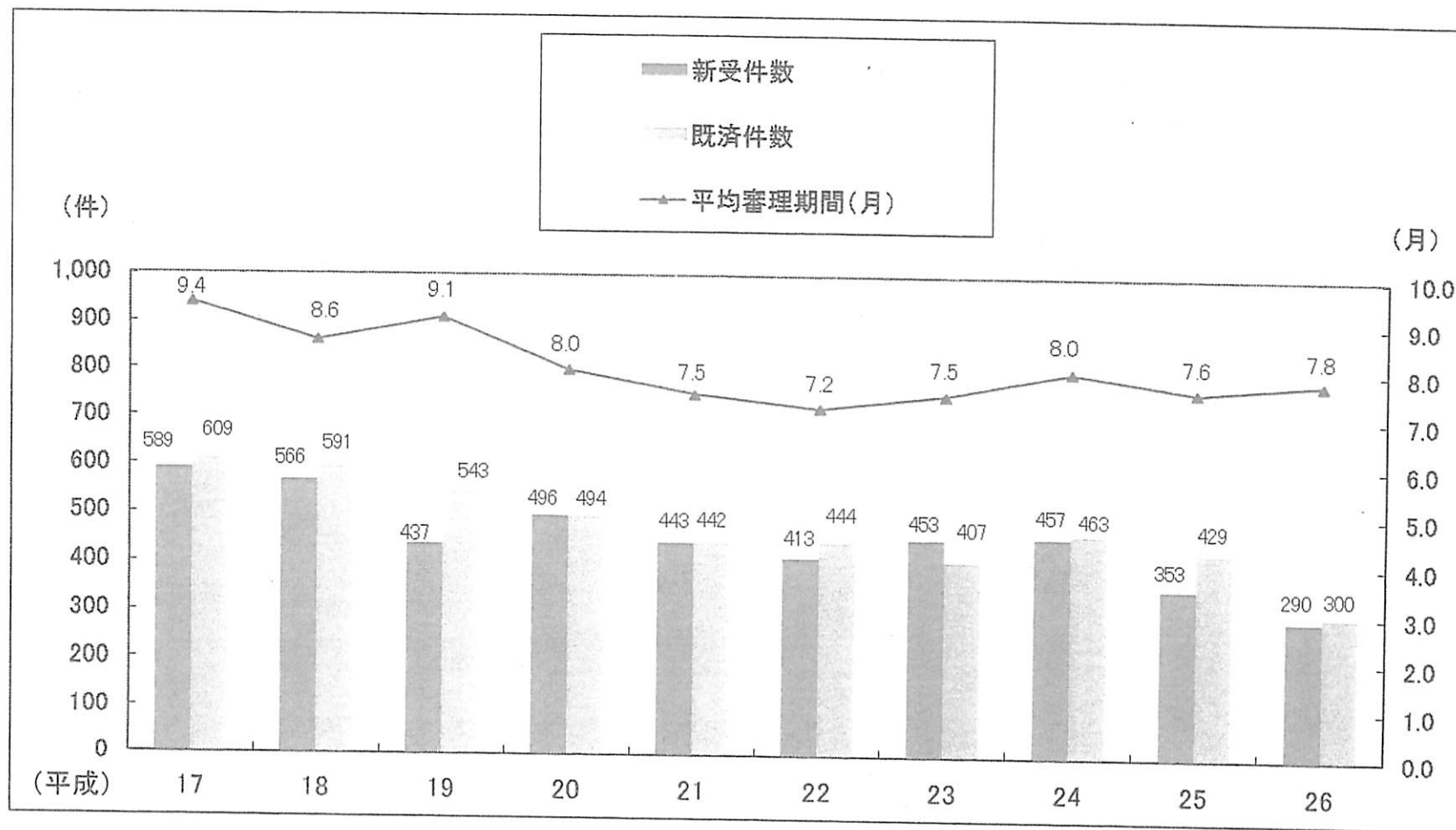


(注) 平成26年の件数は推計値である[資料行1の(注)参照]。

(最高裁行政局調べ)

# 審決等取消訴訟(知財高裁第一審)の事件数及び平均審理期間

※ 平成17年4月の知財高裁の設立に伴い、東京高裁から知財高裁へ回付された事件については、統計上、回付の前後で事件の同一性に変更はないものとして取り扱った。



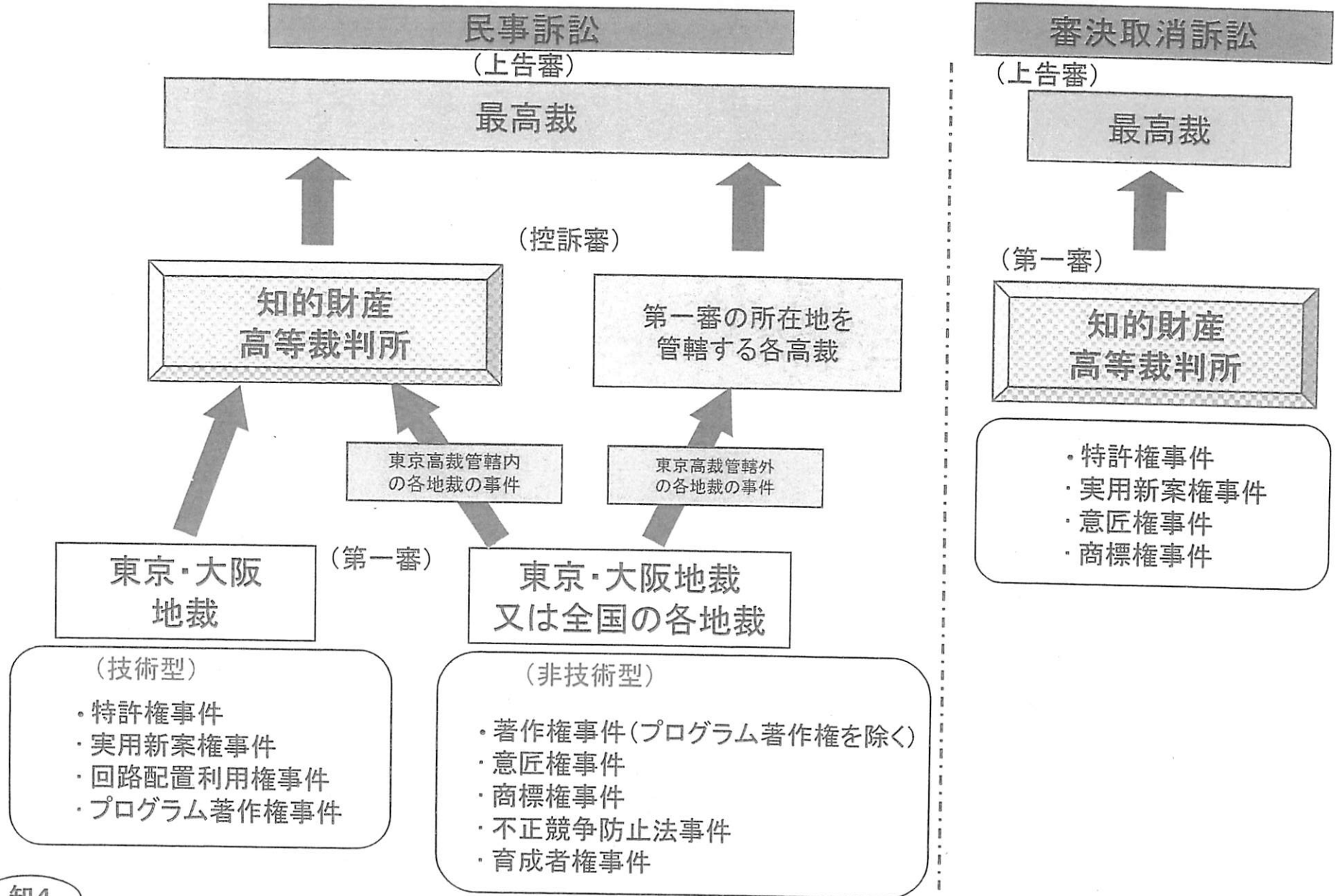
(注) 平成26年の件数は推計値である[資料行1の(注)参照]。

(最高裁行政局調べ)

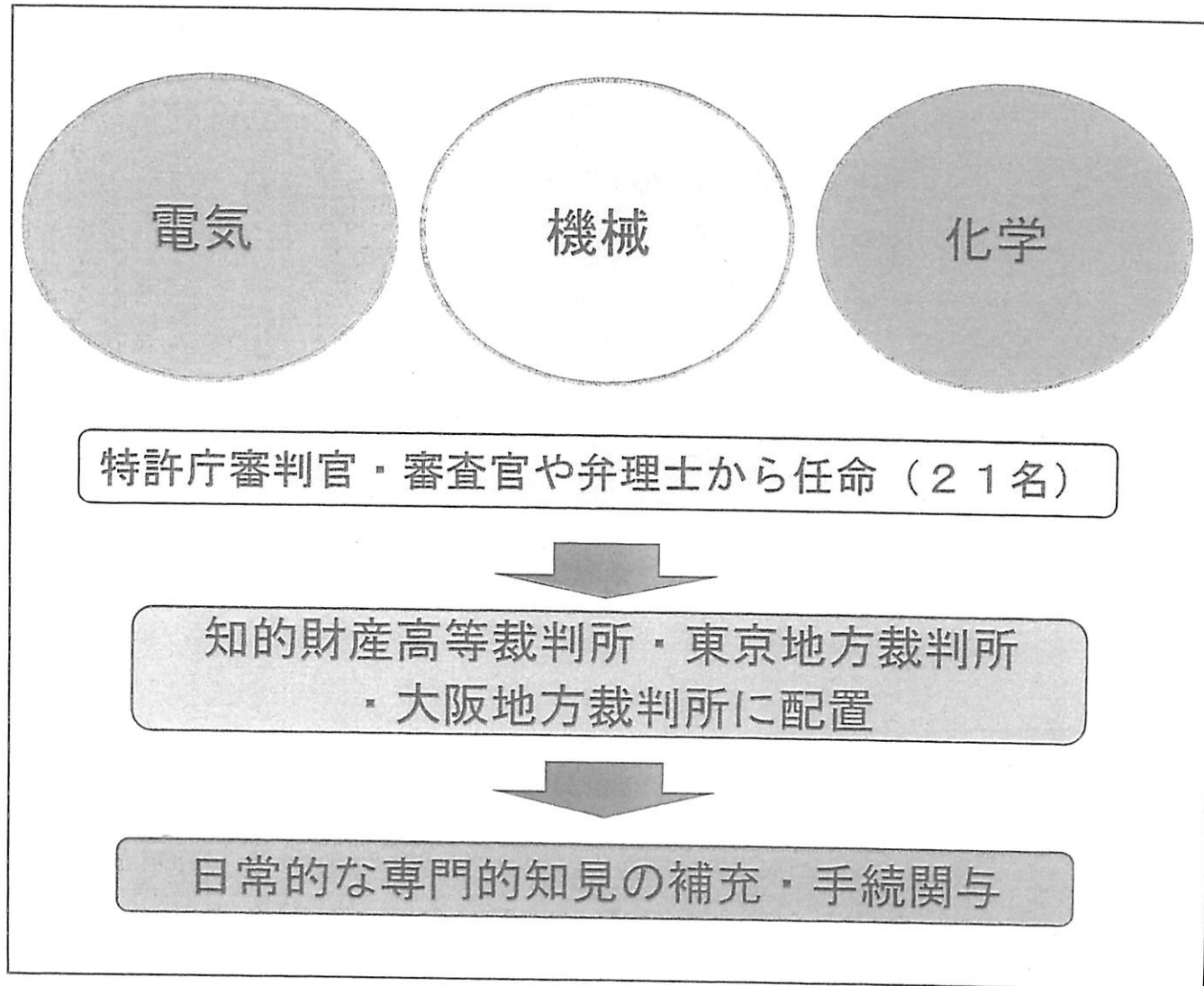
## 知的財産関係訴訟の特色

- 専属管轄と知的財産高等裁判所
  - ・ 特許権等に関する訴訟の東京地裁・大阪地裁専属管轄・その控訴審の知財高裁専属管轄  
(ただし、遅滞を避ける等のための移送が可能—民訴法20条の2)
  - ・ 著作権等に関する訴訟の東京地裁・大阪地裁競合管轄
- 専門的知見の活用
  - ・ 専門委員制度
  - ・ 知財訴訟担当の裁判所調査官
- その他
  - ・ 知的財産関係訴訟の5人合議制
  - ・ 侵害行為の立証容易化と営業秘密の保護強化
  - ・ 侵害訴訟における特許等の無効事由の取扱い

# 知的財産権事件の取扱い



# 裁判所調査官制度【知財事件・民訴法92の8】



# 専門委員制度のイメージ

(平成15年民訴法改正・平成16年4月施行)

## 特許権訴訟等の期日

指定を受けた専門委員が専門的知見に基づいて裁判官や当事者に説明

裁判所が具体的事件の内容に対応した専門家を指定

医療、製薬

バイオテクノロジー

ナノテクノロジー

エネルギー

機械

電気

化学

情報通信

コンピューター  
プログラム

応用物理

その他

専門委員として任命 (各分野から合計210名※)

(※東京高裁に所属するとともに併せて東京地裁・大阪地裁にも所属 平成26年12月1日現在)

# 法改正の最近の動き

- 特許法  
(産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会)
  - 特許異議申立て制度の創設等(法改正済み, 施行期日未定)
  - 職務発明制度の見直し等(法改正作業中)
- 不正競争防止法  
(産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会)
  - 営業秘密流出防止のための制度整備等(法改正作業中)
- 意匠法  
(産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会)
  - 「意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定」に基づき, 複数国に対して意匠を一括出願するための規定の整備(法改正済み, 施行期日未定)
- 商標法  
(産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会)
  - 保護対象の拡充(色彩, 音等)(法改正済み, 施行期日未定)
  - 地域団体商標の登録主体の拡充(法改正済み, H26. 8. 1施行)
- 弁理士法  
(産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会)
  - 「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命の明確化等(法改正済み, 施行期日未定)
- 著作権法  
(文化審議会著作権分科会出版関連小委員会)
  - 電子書籍に対応した出版権の創設等(法改正済み, H27. 1. 1施行)

(平成27年1月)

## 家庭裁判所の現状と課題

最高裁判所事務総局家庭局

## 第1 家庭裁判所の置かれている状況の概観

家庭裁判所は昭和24年に創設され、平成26年に65周年を迎えました。

この間、社会経済状況は著しく変化し、家族形態の変容、個人の権利意識の高揚などを背景に、家庭内の紛争も大きく変わってきているとともに、地域社会の教育的機能の低下とも相まって、少年非行にも少なからぬ影響を与えているとみられます。

すなわち、家事事件においては、紛争性の高い事件が増えているほか、情緒的混乱の著しい当事者の事件、配偶者暴力や児童虐待を背景にした深刻な事件など、その解決にこれまで以上の困難を伴う事件が増加しています。また、少年事件においても、非行の内容が複雑多様化するとともに、重大、凶悪な事件も後を絶たず、中には、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年も少なくありません。

このような家庭をめぐる状況の変化を背景として、家事事件に関し、平成25年1月に家事事件手続法が施行されましたが、今後、家庭裁判所としては、事件解決の内容的な妥当性のみならず、当事者その他の関係者への情報開示の在り方や事件解決に要する期間の相当性についてもよく再検証し、手続的にも外部からの批判に耐え得る、より高い水準の事件処理を実現し、その法的紛争解決機能を強化していく必要があります。また、平成20年改正少年法により、一定の重大事件について被害者等による少年審判の傍聴制度が導入されるなど、種々の被害者配慮制度が導入ないし拡大されており、被害者の心情等に配慮しつつ、少年の健全な育成という少年法の目的を実現していくことが求められています。

## 第2 家庭裁判所の事件の概況

### 1 家事事件等の概況

平成25年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は約91万6,000件であり、この10年間で約31%増となっています。このうち家事審判事

件は約73万4,000件(10年間で約38%増)で、家事調停事件は約14万件(同約5%増)を占めています。家裁は、これまで社会経済状況の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきましたが、今や従来の手法のみによっていたのでは円滑な事務処理が困難となりつつあります。家裁としては、家事事件手続法の施行を機に、同法の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、従来の運用を事件種別ごとに根本から見直していく必要があります。

#### (1) 家事審判事件の概況

家事審判事件の約97%を占める別表第一審判事件については、特に成年後見関係事件や相続関係事件の増加が著しくなっています。

他方、別表第二審判事件については、近年増加傾向にありましたが、平成25年は減少に転じました(平成25年は約2万件)。もっとも、婚姻費用分担事件は、依然として増加傾向にあります。

#### (2) 家事調停事件の概況

家事調停事件は、平成19年以降は概ね増加傾向にありましたが、平成25年は、婚姻中の夫婦間の事件が約3,000件減少するなどしたことから、家事調停事件全体を通じて減少に転じました。もっとも、別表第二調停事件は、依然として増加傾向にあります。

#### (3) 人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月1日に家裁へ移管された後、平成20年以降は増加傾向にありましたが、平成25年は、前年より約7.1%減少し、約1万0,600件でした。

### 2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、平成25年は、約12万1,300人(前年比約8.2%減)となっています。

事件種別で見ると、まず、交通関係事件は一貫して減少しており、平成25

年は約4万6,100人(同約4.8%減)となりました。これは、10年前と比べると約56%減少したことになります。同様に一般事件も減少し、平成25年は約7万5,200人(同約10.2%減)となりました。凶悪犯(殺人、放火、強盗及び強姦)は、平成16年以降減少傾向にありましたが、平成23年は約840人(同約13.5%増)となり、平成24年も約830人と高い水準で推移した後、平成25年度は約770人(同約7.2%減)と減少しています。

また、個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件は少なくありません。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえます。

### 第3 事件処理上の諸問題

#### 1 家事関係

##### (1) 家事事件手続法の運用

###### ア 法の趣旨及び課題

家事事件手続法では、家事事件の手続を国民にとってより利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容のものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充し、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしています。

家裁には、新法の施行後、浮かび上がってきた運用上の問題点への対応が求められるほか、家事事件手続法の趣旨に沿った家事事件の手続運用を実施することが要請されています。例えば、子の意思の的確な把握・考慮、手続の透明性確保のための新制度(相手方当事者の審問への立会い、事実の調査の通知等)の適切な運用、テレビ・電話会議の更なる活用、調停に代わる審判の活用などが当面の課題といえます。

###### イ 非開示希望情報の取扱いについて

最近、DV等の問題がうかがわれる事案において、当事者から非開示希

望が出されている情報（住所等）を不用意に反対当事者に伝えるなどしてトラブルになるケースがあります。このようなトラブルは、社会的に大きな問題となり、また、当事者にとって取り返しのつかない事態となりかねないものですから、特に慎重な事務処理が求められます。事件記録は常に同一の者が取り扱うとは限らないため、事件関係書類の取扱方針は簡明なものであるとともに、庁において共有されている必要があります。このような観点からは、まずは非開示希望情報の記載された書面を不用意に提出させないことが肝要です。当事者に対して、提出しようとする書面について黒塗り等の措置を講じるよう注意喚起を促すことも必要になります。それでも、非開示希望情報を提出する当事者には、例えば、その旨を記載した定型書式を一律提出してもらい、このような書面による申出がない場合には、非開示希望の申出とはしないという取扱いとし、その旨を当事者に対して確実に教示していくことが重要です。

## (2) 家事調停事件の紛争解決機能の充実強化

### ア 現状及び問題点

前述のとおり、近年、婚姻費用分担、子の監護に関する処分等の別表第二調停事件が大幅に増加しています。平成25年の別表第二調停事件の調停成立率は約58%ですが、例年と比較して大きな変化は見られません。その結果、別表第二調停事件から審判事件に移行する事件が増加し、別表第二審判事件の大幅な増加（10年間で約53%増）に繋がっているのではないかと考えられます。

また、家事調停事件は、少子高齢化、家庭・家族の在り方の変化等を反映して、夫婦間暴力（DV）、児童虐待、老親介護等、家庭をめぐる現代的な問題を背景にした事件や、子の奪い合いなどの深刻で解決が困難な事件が増えています。さらに、国民の権利意識の高揚や価値観の多様化等を反映して、従来のような互譲を求めるだけの調停では合意形成につながら

ず、調停委員会の法的、専門的判断に裏打ちされたあつせん、反対当事者の提出した主張・資料や家裁調査官による調査の結果等の開示（閲覧・謄写）、進行予定の説明等を求める当事者も増加しています。

家事調停については、これまで様々な取組が行われ、一定の成果が上がってきたところですが、他方で、①当事者を「家裁が後見的に関わるべき客体」と捉え、当事者の感情面への配慮を重視する余り、対立点とこれに関する双方の主張等についても当事者との情報共有を必要以上に制限し、当事者に手続進行に関する見通しを十分説明しないなど、当事者の主体的な関わりを制限していたのではないかと、②「互譲」の要素が強く意識され、対立点の所在とこれに関する当事者双方の言い分を整理せず、法的観点をも踏まえた適切な解決方針について十分な検討がされないまま、調整が行われていたのではないかと、③調停運営への裁判官の十分な関与が実現できておらず、進行が調停委員任せとなっており、そのために訴訟や審判に至った場合の見通しを的確に踏まえた納得性の高い調停案の提示が十分できていないなどの問題が生じていたのではないかなどの指摘がされてきました。

#### イ 今後の課題

家事事件手続法の下における家事調停事件においては、その法的紛争解決機能を強化することが求められています。具体的には、調停委員会が、感情面への適切な配慮をしつつ、当事者の言い分と紛争の実質的な対立点を的確に把握し、これを当事者双方との間で共有し、法的観点及び紛争の実情を踏まえ、適切と考えられる解決の方向性を念頭に置きながら、当事者双方に主体的な紛争解決に向けた検討を促すような運営が要請されています。そのためには、裁判官が、家事事件手続法の趣旨を十分に理解し、具体的な問題意識を持った上で、裁判官が重点的に関与すべきポイントについて共通認識を形成し、効果的な関与を実現するための各庁の実情に即

した取組を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、昨年度の長官所長会同では、「家事事件手続法の下での調停運営における裁判官関与の在り方と今後取り組むべき課題」について協議がされました。これを受け、平成25年10月の家事事件担当裁判官等協議会（ブロック協議会）及び同年12月の特別研究会（司法研修所）では、裁判官が事件類型ごと・手続段階ごとに重点的に関与すべきポイントや、調停委員との評議の持ち方等裁判官の効果的な関与を実現するための手段とその課題について、各庁の実情を踏まえた実践的かつ分析的な議論が行われ、平成26年5月には、17庁の裁判官が出席して行われた家事事件担当裁判官協議会（中央協議会）において、これまでの議論の一応のとりまとめとなる協議が行われ、家庭局からその結果を全庁に還元したところです。

平成26年6月の長官所長会同では、家裁における法的紛争解決機能を強化するためには、裁判官が高い問題意識を持って実践していく必要があります。特に裁判官が他人任せになったり、個人プレーになったりしがちな家裁の構造的要因等も踏まえると、各家裁で進められている運営改善の取組が、個々の裁判官の取組ではなく庁全体の取組となり、また、効果的で持続的な取組となることの重要性が確認されました。

上記問題点を踏まえ、今後は、各庁において、家事調停事件を担当する全裁判官によるより踏み込んだ議論をし、小規模庁では他庁の裁判官や管内支部の裁判官との間で具体的な議論を重ねるなどして、重要なポイントを押さえた裁判官の効果的な調停関与を庁全体に定着させるとともに、裁判官等の交代に関わらずこれを庁として継続していくシステムをどのように構築していくかが課題です。また、取組の定着と継続を実現するためには、調停委員の理解と適切な役割分担・意思疎通が必要となるため、各庁における調停委員との意見交換や研修の充実を進めていくことも重要です。

(3) 成年後見関係事件及び財産管理事件の円滑な処理

ア 成年後見関係事件について

(ア) 成年後見制度の利用者数の増加

成年後見制度は平成12年4月から始まりましたが、その後、新受件数が急増しており、平成25年の後見等開始等事件の新受件数は約4万3,000件と、この10年間で約2.1倍になっています。これに伴い、平成25年12月末日時点における成年後見制度の利用者数は、成年被後見人が約14万4,000人、被保佐人が約2万3,000人、被補助人が約8,000人、任意後見契約の発効している本人が約2,000人となっており、家裁の監督対象となる本人数は合計で約17万7,000人にも上っています。

(イ) 後見等開始事件における取組

このように事件が増加する中、後見等開始事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、国民の潜在的な需要に適切に responding いくために、各庁において、①鑑定等の手続の合理化、②申立て時添付書類の簡素化及び標準化、③事案に応じた適切な後見人等の選任、④後見人等に対する職務と責任についての充実した説明等の取組がされています。

(ウ) 後見人等による不正行為への対応

また、事件の増加に伴い、全国的に後見人等が管理財産を横領する事案についての報告が増えています。平成25年に家庭局に報告された後見人等による不正事案は662件、被害総額は約44億9,000万円であり、このうち14件(被害総額約9,000万円)が弁護士等の専門職後見人等によるものです。このような不正事案への対処は、家裁にとって喫緊の課題です。

平成25年の後見等監督処分事件の事件数は約8万2,000件と、前年より大幅に増加(88.7%増)しましたが、これは、各庁におけ

る後見等監督の見直しの一環として、これまで不正リスクが低いものとして必要に応じて報告を求めることとしてきた事件についても、後見人等に事務報告を求めてその事務の内容を点検し、できるだけ早く不正の有無を確認する必要性が高いとの認識から、後見等監督処分事件の立件が集中した影響であると考えられます。なお、実質的に専門職後見人等に対する監督として機能している報酬付与事件の事件数は約5万9,000件と前年比で約1万4,000件も増加しています。

後見人等による不正の発生を防止するためには、選任段階において、適格性審査を厳格に行って適切な後見人等を選任することや、後見等事務の重要性と責任の重さを理解してもらうため、後見人等に対する教育を更に充実させることが重要です。近時は、開始時のみならず、継続的な教育・研修に向けた取組をしている庁もあるようです。

一方、後見人等の監督においては、後見事務の問題を早期に把握した上、問題の内容に応じて、迅速かつ的確な対応をすることが求められます。後見人等の不正行為への対応を含む監督の在り方については、①後見監督における審理の重点を「不正行為の存否」から「解任事由（後見の任務に適しない事由）の有無」に移すことにより、迅速な対応を可能とすること、②「後見事務に問題のある可能性」を把握した後に担当職員がいつ何をすべきかを明確に定めることにより、システムティックな対応を可能にすること、③緊急事務処理における裁判官の責務を再確認することをポイントとした緊急事務処理態勢を定着させ、これを通じて後見監督機能を充実強化することが求められています。そのためには、不正対応における本庁と支部、事件部と事務局との連携を一層強化し、複数の目によるチェックを行うことや、担当職員の異動があっても左右されないようにするための適切な対策を講じ、不正対応の取組を継続的なものとするなどが必要になります。

(エ) 後見制度支援信託の導入と今後の活用

後見人による不正行為の発生を防止するための方策として、平成24年2月に、本人の金銭財産のうち、通常使用しない部分を信託銀行等に信託し、その払戻等には家裁の発行する指示書を必要とする後見制度支援信託が導入されました。平成26年9月末日時点で、信託契約の締結に至ったのは2085件であり、契約件数は増加しているものの、導入から2年が経過する中、事件数と比較すると利用件数が少なく、また、庁ごとの利用状況に大きな差がある点が課題となっています。新規開始事件のみならず、管理継続中の事件においても、今後の更なる活用が期待されています。

(オ) 後見等監督の在り方の見直し

後見人等による不正行為を防止するとともに、今後は、累増する後見等監督処分事件等について合理的な事件処理を図る観点から、後見等監督の在り方について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しを検討し、実行に移していく必要があります。既に、平成25年10月の家事事件担当裁判官等協議会（ブロック協議会）や、同年12月及び平成26年9月の特別研究会（司法研修所及び裁判所職員総合研修所の合同開催）において、後見等監督の在り方の見直しに関する協議が行われました。これらの協議の結果等を踏まえ、同年12月には、今後、各家裁において後見等監督の在り方を引き続き議論し、必要かつ十分な後見等監督について、認識の共有化を図っていくための参考として、家庭局から、各家裁等に、「これからの後見監督の在り方について（参考資料）」及び「これからの後見監督の在り方について（参考資料）の補足説明」（以下「参考資料等」という。）を送付したところです。

これまでの協議等を通じ、例えば、本人の流動資産額が一定額以上の事案においては後見制度支援信託の活用又は専門職の関与という不正防

止策を講ずることとすること（監督区分の在り方）については大きな異論はありませんが、具体的な審査の在り方をどうするか等については、様々な意見があるところです。

後見等監督を真に必要なかつ十分なものにしていくためには、各家裁において、本庁・支部を含む各裁判官が自らの事件処理の在り方の問題として真摯な議論をし、認識を共有するとともに、これを関係職員との間でも共通理解として庁としての方針をしっかりと立てることが重要ですし、更にこれを実証的な観点から不断に見直していくことが極めて重要であると考えられます。

家庭局としては、協議会や研究会の機会等を通じて、引き続き各庁での議論をサポートしていく予定です。

#### イ 財産管理事件について

財産管理事件についても、財産管理人による不正行為が問題になっています。

相続財産管理人選任事件及び不在者財産管理人選任事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理人選任事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働きかけを行うことの重要性については、平成13年度司法研究（司法研究報告書第55輯第1号「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」参照）を始め、従来から繰り返し強調されてきたところです。しかし、財産管理人による不正事例の中には、定期的な財産状況の確認すら徹底されていないものもあるようです。また、財産管理上の問題を把握した後は、成年後見関係事件に準じてシステムティックに対応し、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められるところです。

各庁では、財産管理事件の事務処理状況を検証し、管理終了を見据えた計画的な処理への改善を図るとともに、不正事案への対応について必要な

見直しを行う必要があります。

#### (4) 人事訴訟事件の迅速・適正な審理

##### ア 現状及び問題点

家裁に人事訴訟が移管されて10年が経過しました。その間、未済事件は、平成20年に若干減少したほかは年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える事態となっていました。平成24年は既済件数が前年より増加したことから、約9,700件に減少し、平成25年は約9,500件と更に減少しました。

既済事件の平均審理期間は長期化傾向にあり、平成25年に終局した全事件の平均審理期間も前年に比べ長期化しています。特に、財産分与の申立てがある場合には、年々審理期間が長期化しているほか、手続の段階で見ると争点整理の期間が長期化しています。また、未済事件の平均審理期間も、平成24年は8.7月と平成23年の8.8月から短縮したものの、平成25年は8.9月と長期化しました。もともと、未済事件の増加率や平均審理期間は、庁ないし担当裁判官によって大きな差異があります。

また、平成25年に終局した全事件のうち、家裁調査官による事実の調査が行われた事件は約8.2%、参与員が関与した事件は約3.7%にとどまります。

##### イ 今後の課題

これまで、人事訴訟の運用上の問題点を検討するため、各種協議会等において、争点整理の在り方、家事調停との連携、家裁調査官による事実の調査の調査事項や発令時期、参与員の活用と事前説明の在り方等について議論がされ、家庭局としても、標準的な審理の在り方に関する論説や講演録を家庭裁判月報に掲載するなどして、裁判官、書記官、家裁調査官等に対して情報提供してきました。人事訴訟を適正かつ迅速に処理するためには、各庁において現状の問題点とその原因を分析した上で、争点整理手続

の合理化、家事調停手続との連携、家裁調査官による事実の調査についての適時・適切な発令などの課題について、裁判官を中心として全庁的に取り組む必要があります。

また、参与員の関与についても、関与を相当とする事案の選別や関与の時期の適切な判断を行いながらも、国民の司法参加の意義を十分達成するために積極的な活用を図る必要があります。

平成26年2月に開催された家事実務研究会（司法研修所）において、人事訴訟の運用をめぐる諸問題をテーマに共同研究が行われましたが、家庭局としては、引き続きこのような機会や協議会等を通じて情報提供等を行っていきたいと考えています。

(5) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「子奪取条約」という。）の実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、必要な裁判手続等を定める国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「子奪取条約実施法」という。）は、平成25年6月19日に公布され、平成26年4月1日に施行されました。また、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続に関する規則」（平成25年最高裁判所規則第5号。以下「子奪取条約実施規則」という。）は、平成25年11月13日に公布され、子奪取条約実施法と同時に施行されました。

家庭局では、運用上の支障が生じないように、中央当局である外務省領事局ハーフ条約室をはじめとする関係機関との間で必要な協議を行うとともに、子の返還申立事件の第一審管轄裁判所である東京家裁及び大阪家裁、抗告審

となる東京高裁及び大阪高裁との間で意見交換を行っています。また、東京・大阪各家裁以外の家裁の実務にも面会交流の調停・審判や監護者の指定等の審判について影響があることから、平成25年度の家事実務研究会や特別研究会で取り上げるとともに、各高裁・家裁にも随時情報提供を行っています。さらに、平成26年9月には執務の参考となる執務資料を作成し、全国の高裁及び家裁等に配布しました。

## 2 少年関係

### (1) 少年審判の機能の更なる強化

再非行少年率が現在の方法で統計を取りはじめた平成11年以降上昇傾向にある中、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられています。決定機関である家裁としては、非行のメカニズムの分析や再非行危険性の的確な分析・評価に基づき少年により適切な処遇を選択するとともに、処遇選択に至るプロセスにおいて教育的機能を十分に発揮するなど、少年審判の機能を更に充実・強化していく必要があります。各庁においても、このような観点から、以下のとおり、具体的な取組が進められています。

#### ア 社会調査の充実

家裁が決定機関としての役割を十分に果たすためには、家裁調査官が行う社会調査において、必要十分な情報を収集し、非行のメカニズムを分析して再非行危険性を的確に評価し、これに基づく論理的で客観性の高い処遇意見を形成し、裁判官がこれを踏まえてより適切な処遇選択を行うようにしていく必要があります。そのため、社会調査について、行動科学の知見に基づく統一的な情報の収集・分析の枠組みを踏まえた客観的かつ実証的な調査の実現に向けた取組が進められています（いわゆる「生物－心理－社会モデル」の枠組みの活用）。この課題に関しては、平成22年度以降の少年実務研究会においても継続的に取り上げられ、議論が行われてい

ます。

また、行動科学の最新の知見に基づき、事例分析の着眼点や調査事項等を非行類型（粗暴非行、薬物非行、性非行及び放火非行）ごとにまとめた調査支援ツールの開発が行われ（家庭裁判月報63巻10号～64巻1号、64巻10号～65巻1号「非行類型に応じた少年調査の充実に向けて(1)～(8)」参照）、各庁に配布されました。現在、各庁において活用に向けた具体的な取組が進められています。

さらに、社会調査の結果報告である少年調査票についても、調査結果を説得的にかつ要領よくまとめることが求められており、読み手である裁判官の意見も踏まえながら、記載方法について検討が進められています。

#### イ 保護的措置（教育的措置）の体系化

少年を保護処分に付さないような事件については、家裁が再非行危険性を低減させるための適切な手当てを講じるなどした上、真に再非行危険性が低いといえる少年について不処分、不開始で終局しているか、が問われています。

そのためには、現在の少年が抱える問題性を十分見極めた上で、その問題性に応じた保護的措置を講じる必要があります。保護的措置のメニューは庁ごとに異なりますが（活動型のものとしては、公園の清掃、障害者施設等におけるボランティア、被害を知る教室等）、家裁調査官の個別調査の中で行っている指導等も含め、少年の問題性とそれに対応する保護的措置の内容を整理し（これを「保護的措置の体系化」と呼んでいます。）、家裁調査官内部のみならず、裁判官や書記官とも共有することが必要であり、各庁において取組が進められています。

#### ウ 身柄付き補導委託の積極的な活用

身柄付き補導委託は、試験観察のうち、少年を民間の篤志家に預け、教育的な働き掛けを行いつつ観察するという能動的なものであって、いわば

試薬を与えて反応を見るものといえます。家裁調査官の課題設定や補導受託者の指導等を通じた有効な教育的働き掛けを行うことができ、その結果を踏まえて最終処分を決定することにより、より適正な処遇選択が可能となるといえます。このほかにも、裁判官や家裁調査官が、一定の期間、実際にケースを動かすことで様々な経験を積むことができ、今後の事件処理に生かすことができるという効果も期待できます。

近年、試験観察における身柄付き補導委託人員は減少傾向にありますが、これらの補導委託の必要性及び重要性に変わりはなく、補導委託先の情報や経験の共有促進といった、各庁における補導委託の活用化に向けた取組が必要とされています。

#### エ 手続全体における事務処理の在り方について検証・見直しの必要性

少年審判の機能を十分に発揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には決定後を含む手続全体における事務処理が適時、適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められています。

とりわけ、再非行防止の観点からは、非行が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要です。そのためには、事件受理から調査命令発令までの段階で、適時適切な事件処理を図ることを可能とするような態勢が構築されているか、調査の段階で、非行のメカニズムの分析及び再非行危険性の評価が的確にされた上で、保護的措置が効果的に講じられているか、調査終了から審判に至る段階で、調査と審判とを有機的に結びつけて全体として十分な教育的機能を発揮するために必要となる情報共有等がされているか、といった観点から現在の実務の運用を改めて見つめ直し、必要な改善を図っていく必要があります。保護的措置の体系化も、このような観点から求められる改善策の一つであって、各家裁調査官が効果的な保護的措置を講ずることを可能とするもの

であるとともに、三職種が保護的措置の体系的な理解を共有して充実した審判運営につなげるための有効なツールであることが求められ、そのような観点から、三職種が協同して進めるべき取組であるといえます。平成26年9月に開催された少年実務研究会の共同研究においても、調査官の調査遂行過程における職種間連携が討議事項の一つとされ、保護的措置が非行のメカニズムの分析を踏まえて行われるべきものであることを前提として、保護的措置が審判運営や処遇選択に適切にいかされるための情報共有や職種間の連携の在り方等について討議されました。

また、少年院送致決定がされる事案について、庁によっては、決定書の作成の遅れ等により、少年院への決定書謄本を含む社会記録の送付（少年審判規則37条の2）が、処分決定後数か月となっている実情があるようです。

決定書謄本を含む社会記録は、保護処分の執行機関において少年に対する処遇の方針、計画を策定する上で重要な参考資料となるものであり、保護処分は決定があれば確定を待たずに執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場合には、遅くとも事件終局後1週間以内には、執行機関に到達するよう送付することに留意しなければならないとされているところです（「五訂少年審判運営の手引」239頁参照）。決定書謄本を含む社会記録を少年院等に早期に送付する意義を再確認し、必要に応じて事務処理の在り方を見直していくことが求められているといえます。

## (2) 被害者の審判傍聴制度

平成20年改正少年法は、施行後6年が経過しました。この間、運用において大きな問題はほとんど生じていませんが、これは、裁判官を含む各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえます。特に傍聴対象事件については、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつも審判の本質的機能

である少年への教育的機能を十分に発揮するという法の趣旨に則った運用をするため、不断の改善に取り組んでいく必要があります。

傍聴対象事件については万全の態勢を整えて対応する必要があるところですが、既に各庁に配布されている平成22年度司法研究「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」では、今後の課題として、対応の質を落とさずに態勢の合理化を図っていく必要があること、傍聴を実施する審判を適切に運営するためには合議体によるべき場合が多いと考えられるが、一部の庁を除き、合議体による審理が低調であるため、事案に応じ必要な場合には積極的に合議体による審理（その前提としての回付を含む。）を行うようにする必要があります。特に身柄事件は原則として受理後4週間以内で最終審判をしなければならず、事件受理後に合議や回付の検討を始めるのでは遅きに失することがあるため、あらかじめ、どのような場合に裁定合議決定をするか、また、支部から本庁に回付するかなどについて庁内で検討して申合わせ等で決めておく必要があります。既にそのような申合わせをしている庁がある旨が指摘されています。

### (3) 裁量国選付添人制度等の適切な運用

①裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大、  
②少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しを内容とする少年法の一部を改正する法律が、平成26年4月11日に成立し、同月18日に公布され、  
①の部分については、同年6月18日から、②の部分については、同年5月8日からそれぞれ施行されています。

このうち、裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大は、いずれも対象事件を「故意の犯罪行為により人を死亡させた罪」及び「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」の事件から、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」の事件にまで拡大するものです。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用の在り方については、同年7月に開催された少年事件担当裁判官協議会において協議され、同年9月に開催された少年実務研究会でもテーマの一つに取り上げられました。協議会においては、国選付添人の必要性判断の在り方や、迅速な判断を実現するための事務処理上の工夫等について議論されました。同制度の運用に当たっては、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うことが極めて重要です。

#### (4) 付添人活動

いわゆる援助付添人制度の広がりや、上記(3)の法改正等を受け、弁護士である付添人が選任される事件は増加していますが、他方で、少年事件についての経験や知識が不足した弁護士付添人や、少年の抱える問題の大きさにかかわらず、在宅処分を得ることのみを目指して活動する弁護士付添人等の存在を耳にすることも多くなっています。

付添人の質の確保は、一義的には日弁連及び各弁護士会において実現すべき問題ではありますが、家裁としても、付添人活動に関心を有し、質の向上に向けた取組を進める必要があるものと考えられます。この点、各庁では、裁判官、書記官及び家裁調査官がそれぞれ有する付添人活動に関する情報を集約し、付添人活動の実情を把握した上で、四者カンファレンスを含めた付添人とのカンファレンスを積極的に行い、具体的なケースを通じて付添人に少年審判に対する理解を深めてもらう取組や、弁護士会との意見交換会等の機会を利用したり、弁護士会の研修に講師を派遣するなどして付添人活動の在り方について理解を求める取組など、その実情に応じた取組が進められています。

#### (5) 少年保護関係機関との連携の重要性

家裁にあっては、その事件処理の特質から、執行機関、警察関係機関、教育関係機関等の少年保護関係機関との間で、相互理解を促進し、連携を深め

ていくことが重要です。

特に、近年、触法事件の数や一般事件終局総人員に占める小・中学校在学中の少年の割合は、依然として高い水準にあり、児童相談所や学校との連携が重要になっています。しかし、例えば、児童相談所からの送致書の記載や送付資料に不備が多い、学校の実情把握が十分ではなく共通理解が得られていないなど、児童相談所や学校との連携上の課題は少なくありません。これらの課題を乗り越えるために、裁判所として何ができるかを十分に検討し、実行していくことで、一層の連携向上を図る必要があります。

#### 第4 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁に特有な家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種を束ねて、組織としての家裁の運営にも積極的に関与し、各職種に対するリーダーシップを発揮して、これらを統括する役割が求められます。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるといった他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいまでもありません。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられます。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者として調停運営を中心

となって進めていくことが重要です。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められます。

例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、事件処理要領の改定、事件の種類に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、他の職種を交えた検討を主導することが求められます。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれます。

家事事件及び少年事件のいずれにおいても、社会的な注目を集める事件や事実認定が困難な事件などにおいては、適正な事件処理を行うため、合議体による審理が求められます。また、家裁には、初めて少年事件を担当する若手裁判官が多く、これらの者は人生経験が浅い上に裁判官としての経験も乏しいことから、事件処理について困難な場面に直面することがあると思われませんが、合議体による審理は、若手の育成にも資するものです。このようなことから、合議体による審理を活用しやすい態勢を整えていくことが望まれます。

## 第5 最近の法律等改正の動向

### 1 国際裁判管轄に関する規律等の整備

平成26年2月7日に開催された法制審議会第171回会議において、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備が諮問されました。

平成26年4月から開催されている法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会で検討されている論点としては、事件類型に応じた国際裁判管轄に関する規律の整備の在り方、緊急管轄や特別の事情による訴

えの却下に関する規定を設けるか否かなどがあります。また、人事訴訟事件及び家事事件に関する外国裁判の承認の要件に関する規律を民事訴訟法118条と同様のものとするか否か、執行判決を求める訴えの規律を民事執行法24条と同様のものにするか否か、同訴えの管轄裁判所を地方裁判所とするか家庭裁判所とするかといった論点についても検討されています。

## 2 相続法制の見直し

民法900条4号ただし書のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする旨規定していた部分については、これを違憲であるとした最高裁平成25年9月4日大法廷決定を受けて、民法の一部を改正する法律（平成25年法律第94号）により削除されました。同法律案の国会提出に当たっては、各方面から、民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念が示されたり、配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性等の問題提起がされたりしたところ です。

そのため、法務省内に相続法制検討ワーキングチームが設置され、平成26年1月から、概ね月1回のペースで開催されています。相続法制検討ワーキングチームにおいては、主に、配偶者の居住権を法律上保護するための措置、配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置、寄与分制度の見直し、遺留分制度の見直し等が具体的な論点として取り上げられ、検討が進められています。

相続法制検討ワーキングチームは、平成27年1月に議論を取りまとめ、その後、法改正事項については、改めて法制審議会に諮問される予定とされています。

## 3 戸籍制度の検討

法務省は、平成26年10月から、番号制度（マイナンバー制度）導入対応、戸籍事務を処理するためのシステムの一元化（クラウド化）の是非及びこれに伴う制度の見直しの要否、戸籍記載の正確性担保（戸籍訂正制度の在り方、人

事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載嘱託の在り方を含む。)等を検討するため、戸籍制度に関する研究会を開催しています。同研究会は、おおむね月1回のペースで開催され、平成28年1月頃に具体的な措置を取りまとめる予定となっており、法改正事項があるとされた場合には改めて法制審議会に諮問される予定です。

#### 4 少年院法の改正等

少年院法案及び少年鑑別所法案等が、平成26年6月4日に成立し、同月11日に公布されました。少年矯正を考える有識者会議提言等を踏まえ、少年院法を全面改正するもので、現行の少年院の種類等の見直し・再編を含む矯正教育の基本的制度の法定化、在院(所)者の権利義務等の明確化、不服申立制度の整備、第三者委員会の設置等が主な内容となっています。これらの法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

今般の法改正により、少年院の種類が見直され、現在の初等少年院及び中等少年院が合わせて第一種少年院と、特別少年院が第二種少年院と、医療少年院が第三種少年院となり、これにより、例えば、少年院送致決定の主文や少年調査票の調査官意見欄の記載に変更が生じることとなります。また、矯正教育課程(新少年院法30条)の内容如何によって、処遇勧告の在り方が一部変更し得えます。現在、法務省矯正局において施行準備が進められています。

家庭局においても、法改正に伴い、少年審判規則の一部改正の準備を進めています。改正の内容としては、少年院の種類の見直しに伴い、少年院の種類指定に関する規定(少年審判規則37条1項)について必要な改正を行った上で、新少年院法施行前にされた少年院送致決定における少年院の種類指定の効力が、新少年院法の施行後どうなるのかを明確にする必要があることから、必要な経過規定を設けること及び少年審判規則中、旧少年院法の規定を引用していた規定について、新少年院法等の応答する規定を引用するよう改めること

を予定しています。

## 5 社会貢献活動を保護観察の特別遵守事項とする制度

刑の一部の執行猶予制度の創設とともに保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことを加えることなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律が、平成25年6月13日に成立し、同月19日に公布されました。社会貢献活動を保護観察の特別遵守事項とする制度については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

本制度の導入により、現在、家庭裁判所において行われている社会奉仕活動型の保護的措置(教育的措置)に直接的な影響が生じるものではありませんが、今後は、保護観察所が行う社会貢献活動との目的ないし位置付けの違いを踏まえた運用が求められることとなります。

社会貢献活動については、これまで、法務省保護局において、活動場所の確保、保護観察所が対象者を選定する形での先行実施、「社会貢献活動の在り方を考える検討会」の開催などの施行準備が行われてきました。また、平成26年6月27日付け家庭局第一課長事務連絡「法務省保護局観察課長事務連絡「社会貢献活動の実施対象者の選定における裁判所との連携の試行について」の発出について」を発出し、保護観察所から各家裁に対し、家庭裁判所が対象者を選定して保護観察所に連絡することにより両者が連携して行う社会貢献活動の試行について申入れがされる見通しであり、協議が調った庁では同試行を行って差し支えない旨を連絡しており、協議が整った庁では同試行が行われているものと思われます。家裁においても、上記試行等を通じて、保護観察所との情報共有等の連携や少年に対する動機付け等、本制度の施行に向けた準備を進めていく必要があります。

## 6 成年年齢の引下げに関する議論

日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は、日本国民で年齢満18歳以上の者は国民投票の選挙権を有するとしつつ、附則において、平成22

年5月18日の同法の施行までに、年齢満18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法や民法等の関係法令に検討を加え、必要な法制上の措置を講じるものとし、同措置が講じられるまでの間は国民投票法の投票権者も20歳以上とする旨を規定しており、また、平成21年10月28日開催の法制審議会においても、法整備の時期は国会の判断に委ねつつも、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが相当である旨の答申が出されていました。もともと、その後、民法の成年年齢を含めて特段の法制上の措置が講じられることのないまま、国民投票法が施行され、その後もこの問題が本格的に議論されることはありませんでした。

しかし、平成26年4月8日、国民投票法の一部を改正する改正法（国民投票法）案が国会に提出され、同法律は、同年6月13日に成立し、同月20日に公布されました（即日施行）。国民投票法改正法は、附則において、国民投票法の投票権年齢を、同法律の施行から4年後に「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられること及び附則において、同法律の施行後速やかに、年齢満18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法や民法等の関係法令に検討を加え、必要な法制上の措置を講じること等を規定しています。

これを受けた国会の動きとして、与野党8党による「選挙権年齢に関するプロジェクトチーム」において公職選挙法の選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる方向で検討が行われ、その結果、第187回臨時国会に、公職選挙法等の一部を改正する法律案が、議員立法により提出されました。この法案には、18歳以上20歳未満の者による選挙違反事案のうち、連座制の対象となる事件について、家庭裁判所は事件を原則として検察官に送致しなければならないとする旨の規定が盛り込まれていました。

しかし、この法案は、衆議院の解散に伴い、廃案となりました。現時点で、少年法の適用年齢引下げが積極的に議論がされている状況にはあり

ませんが、少年事件実務に与える影響が極めて大きい問題であるため、今後の動向を注視していく必要があります。

なお、家事事件において、成年年齢が引き下げられた場合に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがあります。

# 家庭事件参考資料

## 目次

### 第1 家事事件

- 1 新受件数・・・・・・・・・・・・・・・・第1表, 第1図
- 2 審判事件数・・・・・・・・・・・・第2表, 第2図
- 3 調停事件数・・・・・・・・・・・・第3表, 第3図
- 4 成年後見事件の新受件数・・・・第4表, 第4図
- 5 遺産分割事件の新受件数等・・・・第5表, 第5図

### 第2 人事訴訟事件

- 新受件数・・・・・・・・・・・・第6表, 第6図

### 第3 少年保護事件

- 1 新受人員・・・・・・・・・・・・第7表, 第7図
- 2 凶悪犯の新受人員の推移・・・・第8図
- 3 新受人員の少年人口比の推移・・・・第8表

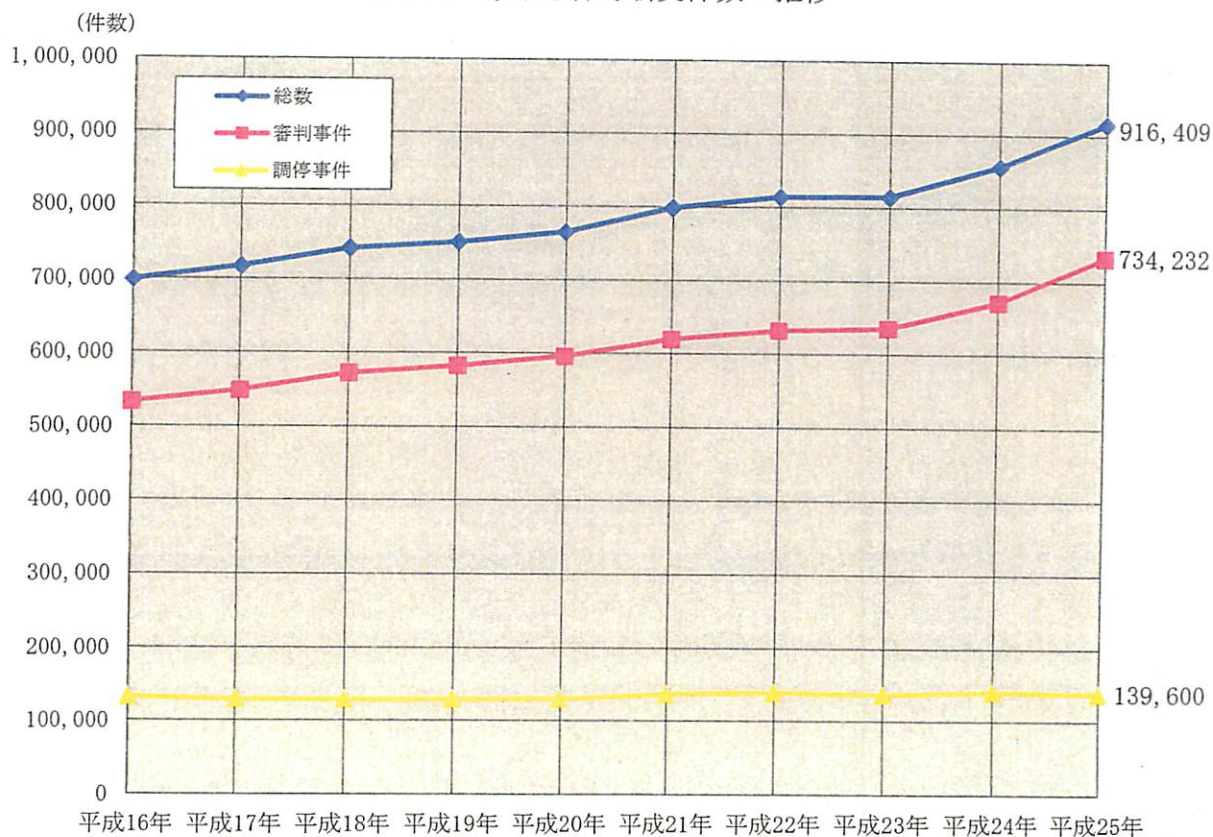
最高裁判所事務総局家庭局

第1表 家事事件等新受件数歴年比較表

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数 (指数)	699,553 (100.0)	717,769 (102.6)	742,661 (106.2)	751,499 (107.4)	766,013 (109.5)	799,572 (114.3)	815,052 (116.5)	815,523 (116.6)	857,237 (122.5)	916,409 <11> (131.0)
審判事件 (指数)	533,654 (100.0)	548,834 (102.8)	572,781 (107.3)	583,426 (109.3)	596,945 (111.9)	621,316 (116.4)	633,337 (118.7)	636,757 (119.3)	672,690 (126.1)	734,232 <4> (137.6)
調停事件 (指数)	133,227 (100.0)	129,876 (97.5)	129,690 (97.3)	130,061 (97.6)	131,093 (98.4)	138,240 (103.8)	140,557 (105.5)	137,390 (103.1)	141,802 (106.4)	139,600 <7> (104.8)
共助事件 (指数)	234 (100.0)	235 (100.4)	185 (79.1)	153 (65.4)	128 (54.7)	115 (49.1)	105 (44.9)	117 (50.0)	92 (39.3)	158 (67.5)
雑事件 (指数)	22,263 (100.0)	23,525 (105.7)	24,691 (110.9)	21,787 (97.9)	22,284 (100.1)	23,748 (106.7)	24,343 (109.3)	24,113 (108.3)	24,958 (112.1)	25,457 (114.3)

- (注) 1 司法統計による。  
 2 平成25年の数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所が行う家事調停事件を含む。なお、高等裁判所における新受件数は、総数、審判事件及び調停事件の内数として< >内に表示したものである。  
 3 ( )内の数値は、平成16年を100.0とした指数である。  
 4 総数には、人事訴訟事件、通常訴訟事件、家事抗告提起事件、民事控訴提起等事件、再審事件及び保全命令事件の新受件数を含む。

第1図 家事事件等新受件数の推移



第2表 審判事件新受件数歴年比較表

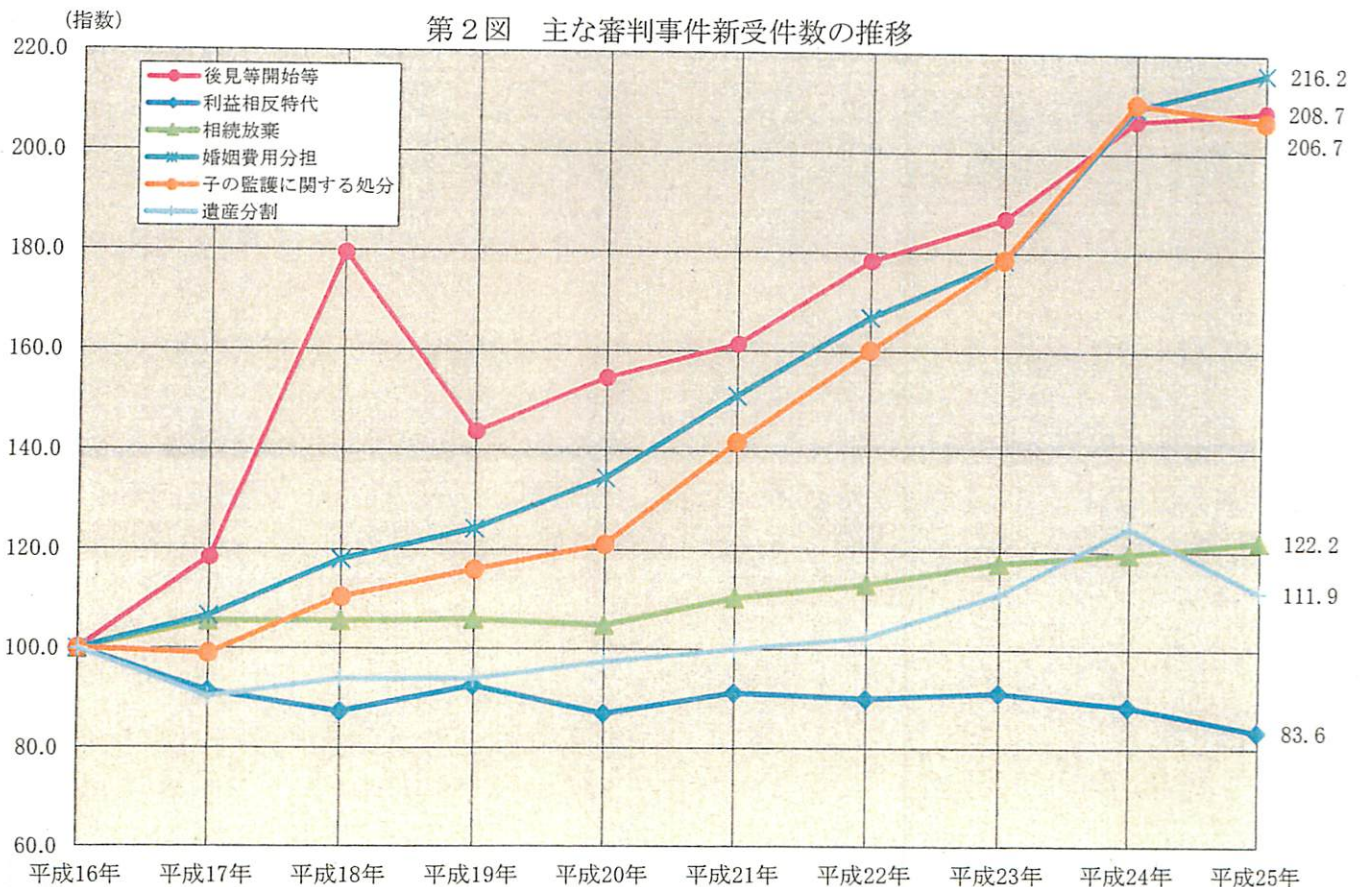
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
審判事件総数	533,654	548,834	572,781	583,426	596,945	621,316	633,337	636,757	672,690	734,228
別表第一審判事件総数	520,568	536,004	559,317	569,132	581,593	603,999	614,823	617,022	650,536	714,197
後見等開始等 *1	20,388	24,154	36,626	29,341	31,538	32,943	36,381	38,118	42,146	42,545
利益相反特代	13,206	12,078	11,540	12,236	11,498	12,056	11,907	12,058	11,699	11,039
子の氏の変更	196,563	188,995	185,806	180,797	179,506	182,799	186,206	173,196	175,604	173,624
相続放棄	141,477	149,375	149,514	150,049	148,526	156,419	160,293	166,463	169,300	172,936
相続財産管理人選任等 (相続人不分明)	10,330	10,736	11,689	11,620	12,382	12,883	14,069	15,676	16,751	17,869
氏の変更	13,777	14,338	14,831	15,321	15,221	15,295	15,215	14,579	15,212	14,868
その他	124,827	136,328	149,311	169,768	182,922	191,604	190,752	196,932	219,824	281,316
別表第二審判事件総数	13,086	12,830	13,464	14,294	15,352	17,317	18,514	19,735	22,154	20,031
婚姻費用分担	1,582	1,687	1,868	1,968	2,130	2,391	2,642	2,826	3,310	3,421
子の監護に関する処分	4,197	4,158	4,639	4,873	5,090	5,957	6,733	7,502	8,823	8,675
親権者指定・変更	2,629	2,599	2,516	2,511	2,343	2,381	2,343	2,459	2,460	2,169
遺産分割等	2,071	1,869	1,946	1,948	2,019	2,073	2,125	2,305	2,586	2,317
請求すべき按分割合に 関する処分 *2	-	-	-	507	1,244	1,837	1,944	1,877	1,945	1,984
その他	2,607	2,517	2,495	2,487	2,526	2,678	2,727	2,766	3,030	1,465

(注) 1 司法統計による。

2 平成25年の数値は、家庭裁判所における数値であり、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件を除く。

\*1 後見開始等、保佐開始等、補助開始等の事件をいう。

\*2 平成19年の請求すべき按分割合に関する処分の数値は、同年4月から12月までのものである。



(注) 平成16年を100.0とした指数である。

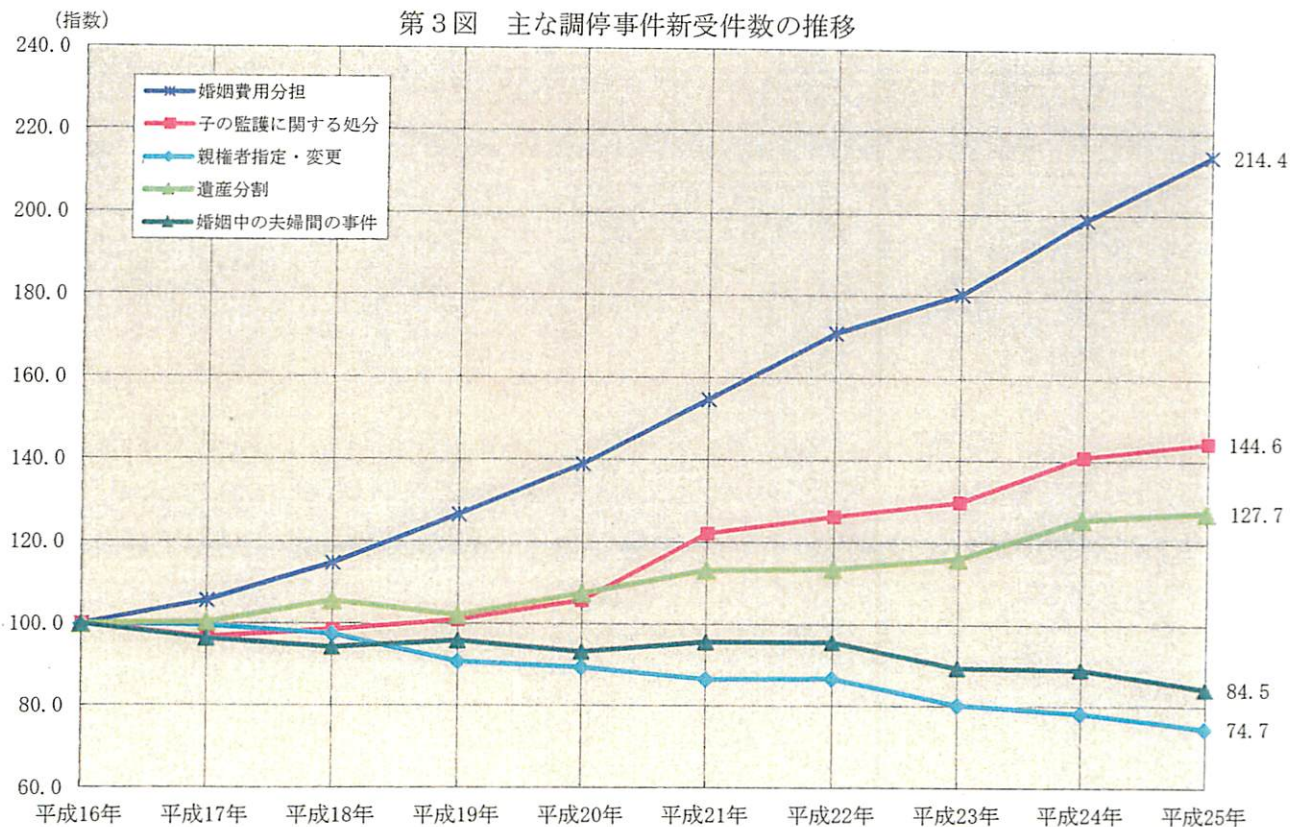
第3表 調停事件新受件数歴年比較表

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
調停事件総数	133,227	129,876	129,690	130,061	131,093	138,240	140,557	137,390	141,802	139,593
別表第二調停事件総数	53,745	53,438	55,099	55,609	58,647	64,448	67,034	68,166	73,204	74,870
婚姻費用分担	8,316	8,797	9,564	10,544	11,564	12,872	14,222	15,022	16,544	17,832
子の監護に関する処分	22,273	21,570	21,997	22,524	23,596	27,241	28,180	28,955	31,421	32,208
財産分与	1,312	1,177	1,260	1,204	1,311	1,393	1,500	1,493	1,558	1,605
親権者指定・変更	9,779	9,755	9,557	8,896	8,767	8,476	8,501	7,864	7,669	7,306
遺産分割等	10,083	10,130	10,668	10,317	10,860	11,432	11,472	11,724	12,697	12,878
請求すべき按分割合に関する処分*	—	—	—	336	770	1,126	1,238	1,275	1,412	1,311
その他	1,982	2,009	2,053	1,788	1,779	1,908	1,921	1,833	1,903	1,730
別表第二以外の調停事件総数	79,482	76,438	74,591	74,452	72,446	73,792	73,523	69,224	68,598	64,723
婚姻中の夫婦間の事件	59,868	57,818	56,537	57,522	55,935	57,389	57,362	53,625	53,427	50,582
合意に相当する審判事項	5,285	4,914	5,030	4,501	4,335	4,417	4,353	4,259	4,270	4,146
その他	14,329	13,706	13,024	12,429	12,176	11,986	11,808	11,340	10,901	9,995

(注) 1 司法統計による。

2 平成25年の数値は、家庭裁判所における数値であり、高等裁判所が行う家事調停事件を除く。

\* 平成19年の請求すべき按分割合に関する処分の数値は、同年4月から12月までのものである。

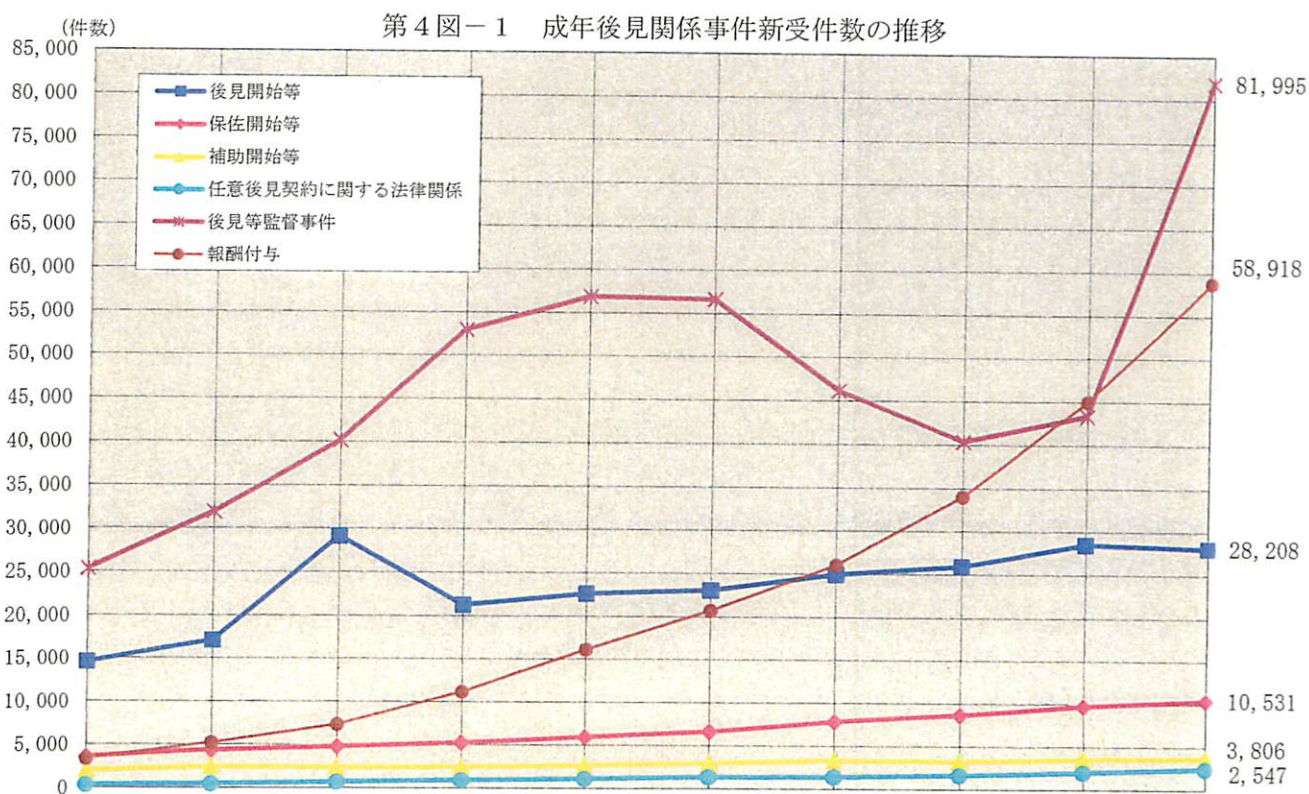


(注) 平成16年を100.0とした指数である。

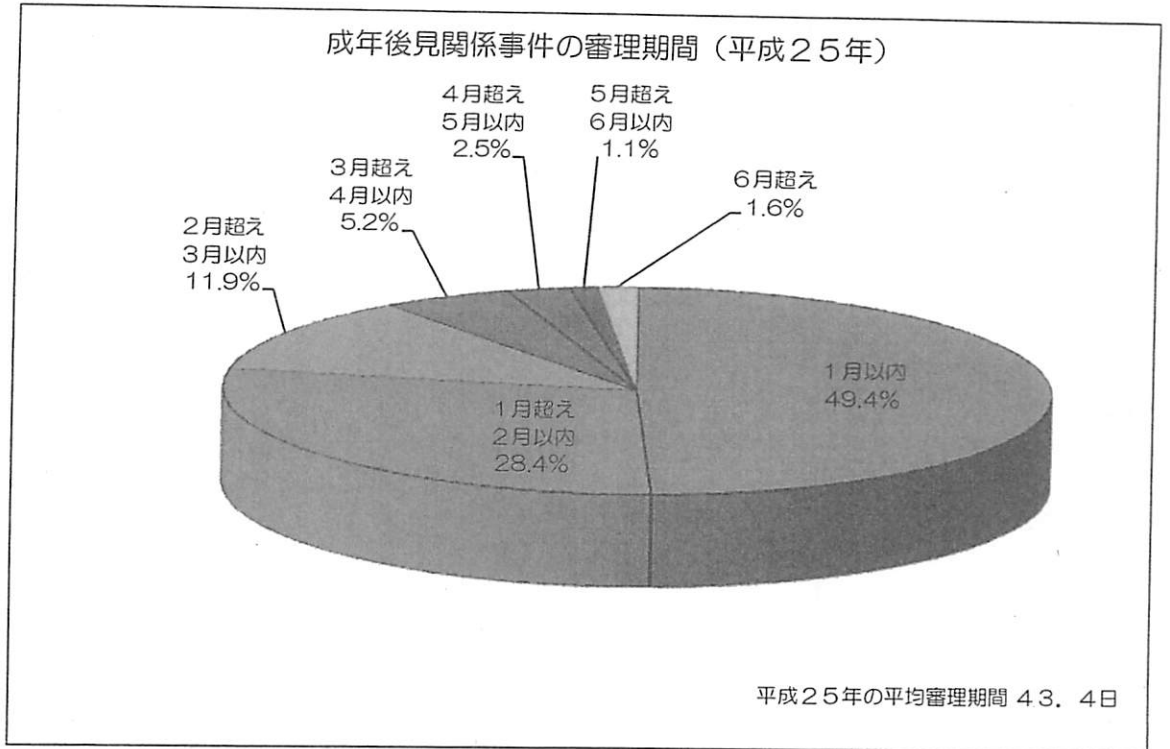
第4表 成年後見関係事件新受件数歴年比較表

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数 (指数)	20,783 (100.0)	24,705 (118.9)	37,416 (180.0)	30,370 (146.1)	32,738 (157.5)	34,413 (165.6)	37,879 (182.3)	39,863 (191.8)	44,231 (212.8)	45,092 (217.0)
後見開始等 (指数)	14,643 (100.0)	17,185 (117.4)	29,221 (199.6)	21,370 (145.9)	22,702 (155.0)	23,148 (158.1)	25,016 (170.8)	26,022 (177.7)	28,600 (195.3)	28,208 (192.6)
保佐開始等 (指数)	3,634 (100.0)	4,421 (121.7)	4,866 (133.9)	5,373 (147.9)	6,055 (166.6)	6,707 (184.6)	7,915 (217.8)	8,725 (240.1)	9,835 (270.6)	10,531 (289.8)
補助開始等 (指数)	2,111 (100.0)	2,548 (120.7)	2,539 (120.3)	2,598 (123.1)	2,781 (131.7)	3,088 (146.3)	3,450 (163.4)	3,371 (159.7)	3,711 (175.8)	3,806 (180.3)
任意後見契約に関する法律関係 (指数)	395 (100.0)	551 (139.5)	790 (200.0)	1,029 (260.5)	1,200 (303.8)	1,470 (372.2)	1,498 (379.2)	1,745 (441.8)	2,085 (527.8)	2,547 (644.8)
後見等監督処分 (指数)	25,396 (100.0)	32,004 (126.0)	40,281 (158.6)	53,070 (209.0)	56,993 (224.4)	56,720 (223.3)	46,218 (182.0)	40,475 (159.4)	43,448 (171.1)	81,995 (322.9)
報酬付与 (指数)	3,389 (100.0)	5,260 (155.2)	7,425 (219.1)	11,237 (331.6)	16,205 (478.2)	20,777 (613.1)	26,099 (770.1)	34,098 (1,006.1)	45,091 (1,330.5)	58,918 (1,738.5)

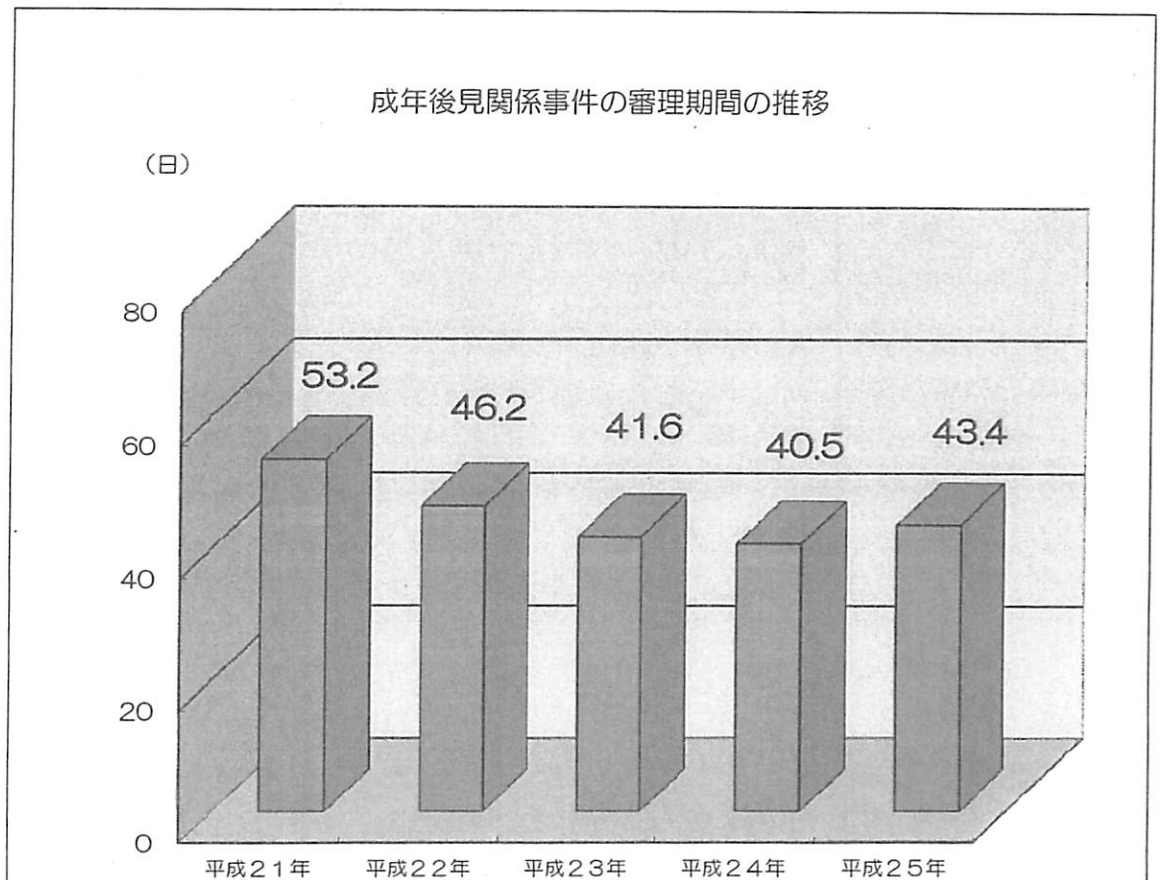
(注) 1 司法統計による。  
2 ( )内の数値は、平成16年を100.0とした指数である。



第4図-2



第4図-3



第5表 遺産分割等事件新受件数等歴年比較表

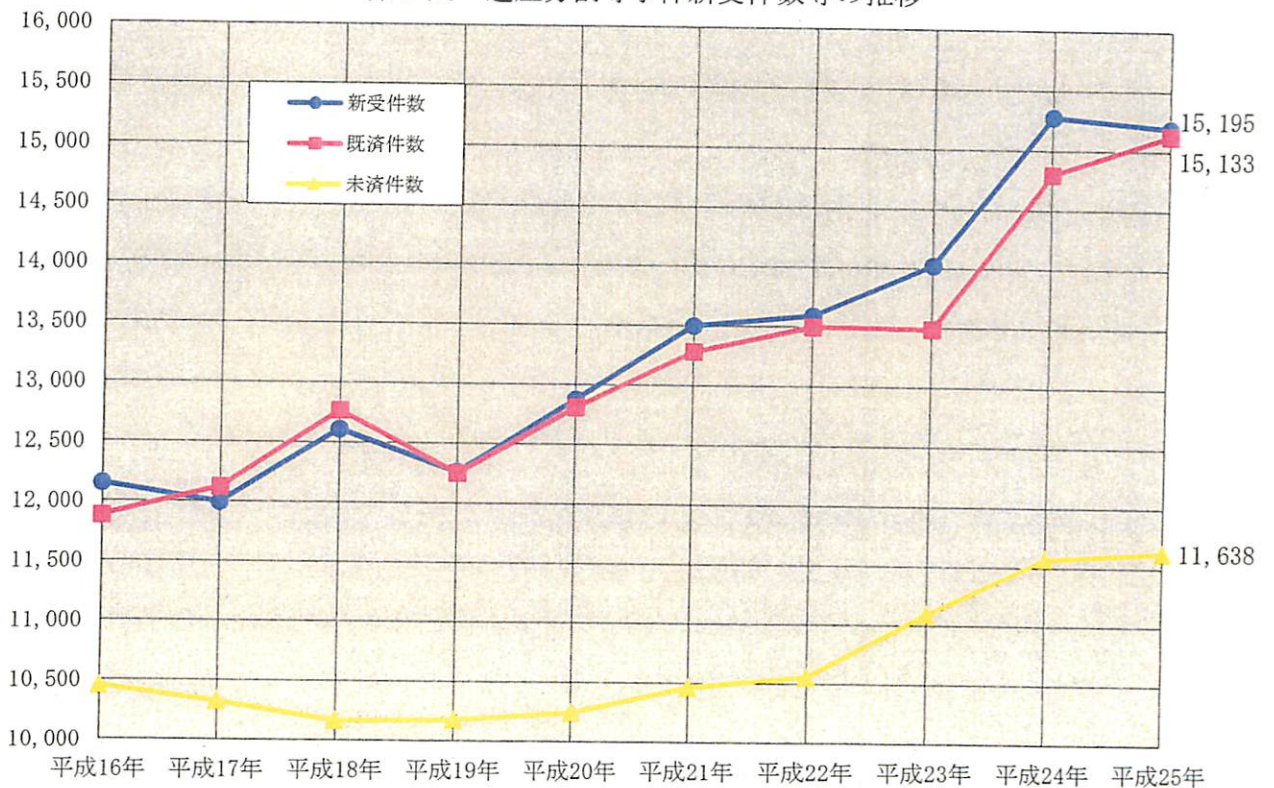
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新受・既済・未済件数	新受 (指数)	12,154 (100.0)	11,999 (98.7)	12,614 (103.8)	12,265 (100.9)	12,879 (106.0)	13,505 (111.1)	13,597 (111.9)	14,029 (115.4)	15,283 (125.7)	15,195 (125.0)
	既済 (指数)	11,883 (100.0)	12,126 (102.0)	12,774 (107.5)	12,254 (103.1)	12,813 (107.8)	13,287 (111.8)	13,502 (113.6)	13,493 (113.5)	14,805 (124.6)	15,133 (127.3)
	未済 (指数)	10,459 (100.0)	10,332 (98.8)	10,172 (97.3)	10,183 (97.4)	10,249 (98.0)	10,467 (100.1)	10,562 (101.0)	11,098 (106.1)	11,576 (110.7)	11,638 (111.3)
既済率(%)	審判	48.6	50.8	52.6	51.6	51.4	54.6	55.0	53.2	55.8	57.8
	調停	54.3	54.7	56.3	55.2	56.4	56.2	56.3	55.2	56.2	56.3
調停事件結果(%)	成立率	59.3	61.2	60.8	60.0	60.7	61.0	60.8	59.9	60.8	60.4
	不成立率	16.2	14.8	14.3	14.7	14.5	14.1	15.1	15.8	16.1	14.4
	取下げ率	22.2	22.0	22.3	23.2	22.4	22.4	21.7	21.9	20.9	20.9

(注) 1 司法統計による。

2 本表の「新受・既済・未済件数」欄の件数は、審判事件と調停事件の合計であり、( )内の数値は、平成16年を100.0とした指数である。

(件数)

第5図 遺産分割等事件新受件数等の推移



(注) 本図の件数は、審判事件と調停事件の合計である。

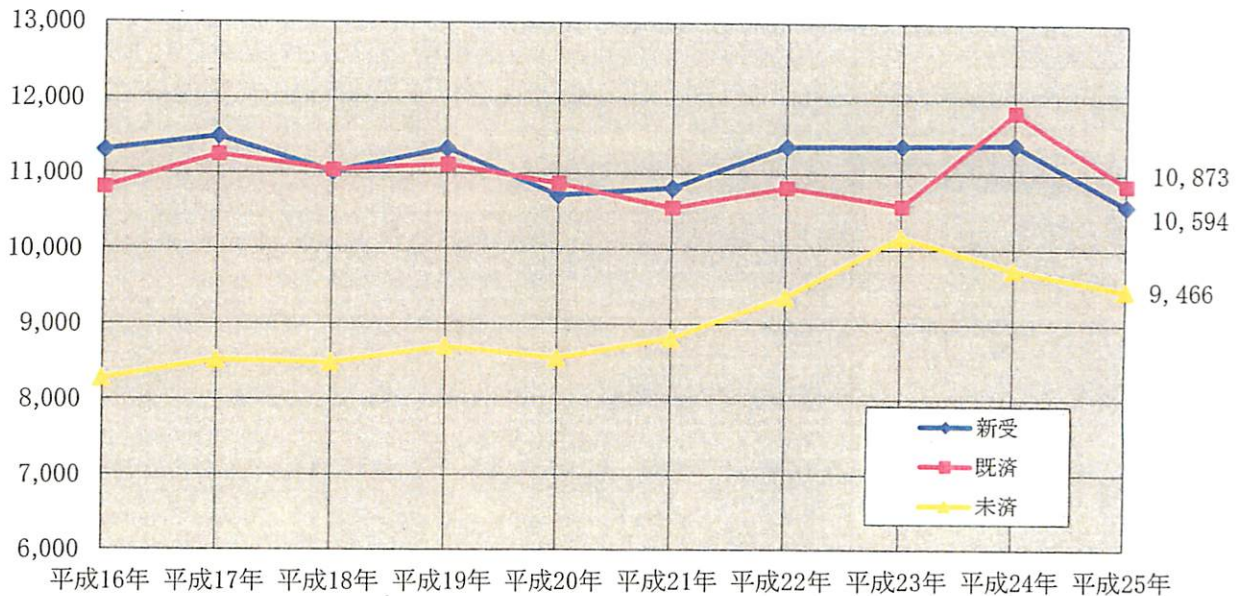
第6表-1 人事訴訟事件数歴年比較表

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新受 (指数)	11,307 (100.0)	11,496 (101.7)	11,021 (97.5)	11,343 (100.3)	10,718 (94.8)	10,817 (95.7)	11,373 (100.6)	11,389 (100.7)	11,409 (100.9)	10,594 (93.7)
既済 (指数)	10,810 (100.0)	11,253 (104.1)	11,051 (102.2)	11,127 (102.9)	10,874 (100.6)	10,552 (97.6)	10,820 (100.1)	10,583 (97.9)	11,840 (109.5)	10,873 (100.6)
未済 (指数)	8,279 (100.0)	8,522 (102.9)	8,492 (102.6)	8,708 (105.2)	8,552 (103.3)	8,817 (106.5)	9,370 (113.2)	10,176 (122.9)	9,745 (117.7)	9,466 (114.3)

- (注) 1 司法統計による。  
 2 ( ) 内の数値は、平成16年を100.0とした指数である。  
 3 平成16年から平成22年までは地方裁判所及び家庭裁判所に係属した事件を対象としている。

(件数)

第6図 人事訴訟事件数の推移



第6表-2 参与員関与等歴年比較表

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
既済総数	10,547	10,816	10,583	11,840	10,873
参与員の関与があつた事件	858	697	577	510	404
調査命令があつた事件	774	760	788	965	897

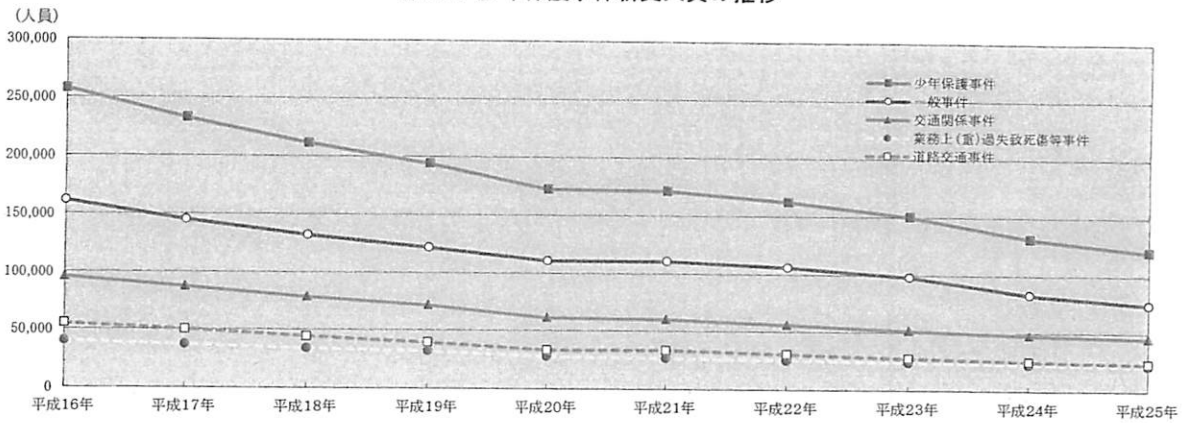
- (注) 1 司法統計による。  
 2 家庭裁判所において終局した事件を対象としている。

第7表 少年保護事件新受人員歴年比較表

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
少年保護事件	258,040	233,356	211,799	194,650	172,995	172,050	163,023	150,844	132,142	121,284
一般事件	161,951	145,462	132,589	122,269	111,210	111,253	106,525	98,730	83,706	75,150
交通関係事件	96,089	87,894	79,210	72,381	61,785	60,797	56,498	52,114	48,436	46,134
業務上(重・自動車運転)過失致死傷事件	40,321	37,282	34,437	32,380	28,040	26,800	25,326	24,102	22,867	22,160
危険運転致死事件	7	9	4	3	8	3	5	5	2	6
危険運転致傷事件	13	25	23	35	45	49	44	42	23	39
道路交通事件	55,748	50,578	44,746	39,963	33,692	33,945	31,123	27,965	25,544	23,929

(注) 司法統計による(ただし、平成25年の数値は速報値である。)

第7図 少年保護事件新受人員の推移



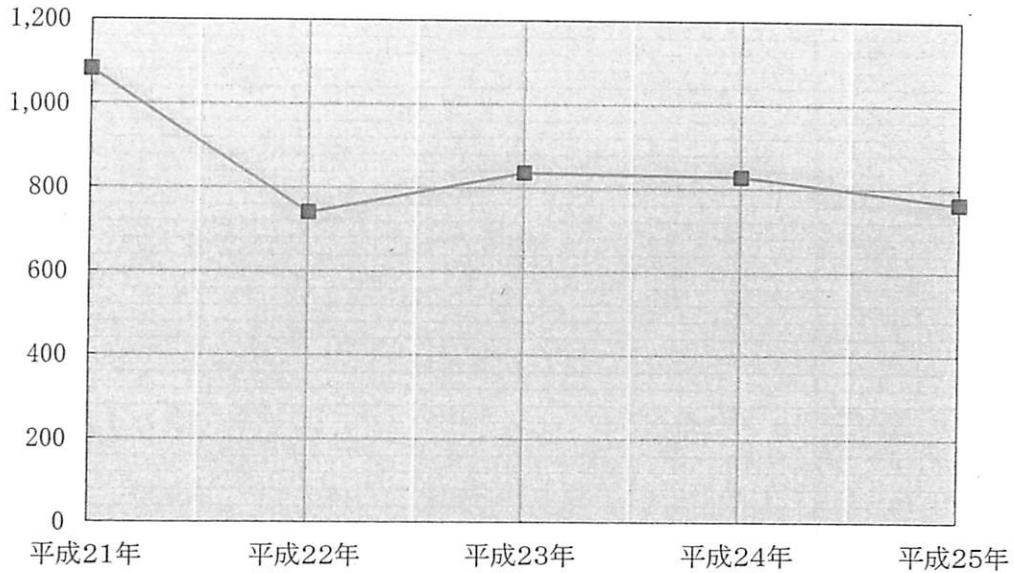
少年保護事件新受人員の少年人口比の推移

年次	少年人口 (14歳~19歳)	総数		一般保護事件		道路交通事件	
		新受人員	1,000人 当たりの人員	新受人員	1,000人 当たりの人員	新受人員	1,000人 当たりの人員
平成21年	7,285,000	172,050	23.6	138,105	19.0	33,945	4.7
22年	7,278,000	163,023	22.4	131,900	18.1	31,123	4.3
23年	7,268,000	150,844	20.8	122,879	16.9	27,965	3.8
24年	7,247,000	132,142	18.2	106,598	14.7	25,544	3.5
25年	7,226,000	121,284	16.8	97,355	13.5	23,929	3.3

(注) 1 新受人員は司法統計による。

2 人口は総務省統計局「10月1日現在推計人口」による。

第8図  
凶悪犯の新受人員の推移



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
凶悪犯	1,082	741	837	829	765

第8表 少年保護事件新受人員の少年人口比の推移

年次	少年人口 (14歳～19歳)	総数		一般保護事件		道路交通事件	
		新受人員	1,000人 当たりの人員	新受人員	1,000人 当たりの人員	新受人員	1,000人 当たりの人員
平成21年	7,285,000	172,050	23.6	138,105	19.0	33,945	4.7
22年	7,278,000	163,023	22.4	131,900	18.1	31,123	4.3
23年	7,268,000	150,844	20.8	122,879	16.9	27,965	3.8
24年	7,247,000	132,142	18.2	106,598	14.7	25,544	3.5
25年	7,226,000	121,284	16.8	97,355	13.5	23,929	3.3

(注) 1 新受人員は司法統計による。

2 人口は総務省統計局「10月1日現在推計人口」による。